

## 資料から読み解く日本のメディアと社会権力（第三部）

——デジタル情報化社会と放送の変容（一九九〇—二〇〇〇）資料追加編——

渡辺 武達  
野原 仁達

### 本稿目次

Ⅲ 関係法令・国会議事録・新聞談話等	はじめに	一六一
一 関係法令等		一七〇
二 國會議事録		一〇四
三 新聞談話等		一三三
放送法改訂対照表		一五〇
関連基本文献		一七六

## A Study of the Enactment and Amendments of the Japanese Broadcasting Law ——Context & Documentation of Part 3, Japanese Broadcasting in The Multimedia Age (1990-2000)——

by WATANABE, Takesato and NOHARA, Hitoshi

## はじめに

本稿は「資料から読み解く日本のメディアと社会権力」の第三部「デジタル情報化社会と放送の変容（一九九〇—二〇〇〇）」の資料追加編で、これをもつてひとまず本誌『評論・社会科学』上での連載は終結する。全三部とも本文と資料編からなること、ならびに放送を中心にして、日本のメディア史の一断面を描こうとしたという一点において、N HK（日本放送協会）が二〇〇一年の放送記念日、三月二二日付で発行した『二〇世紀放送史』（上下2巻、年表、年表付属CDの構成で、日本放出版協会より発行、以下「N HK版」とよぶ）と類似しており、それとの比較をしながら、本論文のねらいについて、現時点での簡単な社会構造のおさえをもう一度やつておきたい。

まず私たちの『「資料から読み解く日本のメディアと社会権力」全三部および資料編』（以下、「渡辺・野原版」）は、日本のメディア・放送関連法規とそれらを背後から動かしてきた社会的諸権力との関係をオーディエンス（読者・視聴者）の主権確立を阻害しているものは何かという立場から描こうとしているのにたいし、「N HK版」は①放送の社会・経済・文化史のおさえ、②放送技術の革新をふまえ、衛星放送やハイビジョンなどまで展望する、③N HK通史にとどまらず、民間放送や海外での動向、ならびに通信・活字・コンピュータなどの隣接分野にも目配りした放送史である（一九九五年二月、N HK理事会決定の「編集の基本方針」から）。その意味では、後者はN HKを中心にして「10世紀メディアの歴史」の概説の試みだと理解できる。そしてこのことから「渡辺・野原版」と「N HK版」との決定的な違いが出てくる。

戦前のN HK（社団法人日本放送協会）は治安維持法の制定された年（一九一五年）の三月二十二日に放送を開始し、以後ボツダム宣言を受諾し降伏するまで、軍部（大本営）とその傀儡政府の宣伝機関であった。そして現在のN H

Kも総務省（旧・郵政省はその一部）の特殊法人で、法的には行政組織としての日本の中央政府の一部である。だから、それが主張する「公共」とは「政府系の」ということだと理解したほうが、法的解釈としても現実にその提供している情報内容の分析からしても、より正確である。しかしものごとを社会的脈絡において記述するときには不可欠なそうした社会科学的かつ歴史的理解と観点が「NHK版」には欠如している。戦前のNHKが民衆にたいしどのような情報操作をおこない、国民を総力戦としての戦争遂行に駆り立てたか、また現在のNHKが日常的にいかに弱い対権力関係しかもてないでいるかのアカウンタビリティ（徹底した情報公開に基づく自己存在の説明責任）への誠実さがない。日本の国家としての戦後の法的独立以後における政府権力による放送への干渉についての個々の事例のいくつかについての記述はあるが、全体としては「公正な放送機関としてのNHK」といった調子なのである。こうした態度だから昨（一九九〇）年一二月のBSデジタル本放送の開始前後から「見えたえ主義」、「皆さまの公共放送」をキーワードにした民放顔負けの自己宣伝をおこない、民間放送（放送法でいう「一般放送」）には「公共性」がないかのような誤解を振りまくという詐術が平氣でおこなわれ、それにたいし、民放側も「経済不況のなかで疲れている国民に泣きと笑いの癒しを用意するのも今日の社会において多様化した公共性の一つだ」という論を恥じらいもなく公述することになる（一九九一年三月二十二日の放送記念日に放映されたNHK番組に出演した氏家齊一郎民放連会長の発言、要約）。

私たちの「渡辺・野原版」の論文の執筆の発想と行動の開始そのものは五年ほど前にさかのぼり、「NHK版」のそれと時期的には一致するし、時代区分についても、表層的には両者ともに三部構成をとっている。が、執筆の動機と視点に基本的な違いがあるから、当然その結果としての記述の仕方も内容も異なつてくる。「NHK版」では「放送メディアの変遷に応じて三部構成とし、第一部をラジオ時代、第二部をテレビ時代、第三部を多メディア時代としている。たいして「渡辺・野原版」では「NHK版」とだけではなく、従来の歴史的、政治的、あるいはメディア史的なそれとも異なり、以下のような区分としている。

資料から読み解く日本のメディアと社会権力（第三部）資料追加編

第一部 敗戦を境にしたメディア支配者交代の構図（一九二五—一九五三）

第一節 治安維持法からGHQへの権力継承

第二節 戰後のメディア環境と放送の開始

第三節 米世界戦略のなかの朝鮮戦争と日本の新放送システム

日本で旧NHK・社団法人日本放送協会によるラジオ放送がはじまつた年（一九二五）に成立した治安維持法を代表とする戦前の日本のメディア政策とその前環境から、一九四五年の敗戦、一九五〇年の電波三法（放送法・電波法・電波監理委員会設置法）の成立と郵政省（現・総務省）の特殊法人である日本放送協会（現NHK）と民間商業放送（民放ラジオ、放送法の用語では一般放送）の併存体制の確立ならびにそれにつづく一九五三年のテレビ放送の開始まで。（本誌六二号収録）

第一部 テレビ放送と経済成長国家日本のポリティカル・エコノミー（一九五三—一九八九）

第一節 米世界戦略の中の電波三法論議

第二節 NHK・民放の並立形態とメディアの国策宣伝機関化

第三節 新聞・テレビの系列化と情報産業化

第四節 ネットワーク社会への転換とアメリカ文化の世界標準化

アメリカの国際政治・文化戦略の一環としての日本のテレビ放送の開始と戦時期日本の権力構造の復権および日本のメディア・情報産業の基本が形成され、ジャーナリズムが後退、昭和天皇が死去して、元号が昭和から平成に変わった高度経済成長期の終わる一九八九年まで。（本文と関係年表は本誌六二号に、その他の資料は六四号収録）

## 第三部 デジタル情報化社会と放送の変容（一九八九—二〇〇〇）

### 第一節 政官財主導のデジタル情報社会論の展開

#### 第二節 メディアの公共性とコンテンツ

##### 第三節 市民主権社会の情報政策形成の展望

情報化社会・情報ネットワーク化が喧伝され、デジタル化・多チャンネル化・IT革命といった名での情報万能主義が闊歩し、情報内容が社会的脈絡のなかで議論されず、ジャーナリズムが主流メディアから姿を消してゆく今日的状況まで。（本文と関係年表は本誌六五号に、その他の資料は今六六号に収録）

以上二つの作品比較からいえることの第一は、たまたま放送手段がラジオしかなかったという点で双方ともに第一期とした時代区分が類似しているが、その理由付けがまったく違うということである。メディアと社会権力との関係をオーディエンスの視点からながめると、戦前と戦後には連續性があると「渡辺・野原版」では主張し、それを立証しようとしたのにたいし、「NHK版」ではそれがまさにラジオの時代であつたことだけに着目、年表的に単々とした事実の列举をおこなうにとどめ、その時期のラジオがどのような社会的脈絡に置かれ、どのような情報を提供していたのかという分析が権力とメディアという関係からはほとんどなされていないということである。

第二の違いは、「NHK版」は従来の三回の自己史（『日本放送史』一九五一年刊、B六版一巻、『日本放送史』一九六五年、本文A4版三巻、別巻資料・年表、『放送五〇年史』一九七七年、B五版一巻、本史と資料編）で主張したとおなじく、戦前の社会体制においては政府・軍部の犠牲になつたが戦後は民主国家日本の再生に向け、言論・表現の自由の原則にのつとり頑張ってきたという偽善的トーンで今回も一致しているわけである。第一部本文でも指摘したが、その姿勢は日本新聞協会が横浜に設立している新聞博物館（これの入居している同一建物の階上には奇しくも放送法に

基づき設立されたNHKの放送番組保存センターがある）における治安維持法体制の理解とおなじである。「NHK版」には活字と電波をとわず、日本の主流メディア界全体が、いつの時代にも権力からは政策プロパガンダと国民教育、そして利権構造の維持拡大のために利用されてきており、メディアの側も最初だけ多少の抵抗をしめすものの、大枠としてそれを肯んじ、あまつさえそうした社会情報環境に迎合し、みずから主体的に協力してきた存在であるといふ自己認識を決定的に欠如しているわけである。このことは日本のメディアがいつの時代においても時代に応じた「お化粧」だけをして民衆（国民）の前に登場し彼らをだまして恥じないということをしめしている。つまり「NHK版」は外部に依頼した四名の編集顧問（猪瀬博・国立学術情報研究所長、内川芳美・東京大学名誉教授、加藤周一・評論家、中村正則・一橋大学名誉教授）の意見をきき（一回の顧問会議）、NHK職員、大学教授、新聞記者等、合わせて九七名が九八年秋から執筆をはじめ、〇〇年末に脱稿した大がかりなものであるにもかかわらず、最初に設定された大枠そのものに問題があるため、文部省（現・文部科学者）の検定した歴史教科書のようなものになってしまっているといふことである（後述）。

第三は、メディアが社会の最大権力（連合）の走狗であるかぎりにおいて、両者の関係は戦前と戦後をとおして継続しているが、内実としては日本の戦後メディアはアメリカの国際文化戦略の一環として機能しており、そのことを戦前型権力構造の担い手たちが自己保身と利権の維持のために利用しているという歴史観・権力観が「NHK版」にはまるでないということである。そのやり方は表面にあらわれる（経済発展）と（情報社会化）というキーワードによつて、戦後も今日まで間断なく続いている。つまり権力（者たち）はその時々の装いをしながら、結局は納税者である民衆を犠牲にして社会的収奪の構造を維持もしくは強化しようとし、それを主流メディアが支えてきていることは、たとえば、バブル崩壊末期における市場自由化経済論の唱道と崩壊以後における公的資金による銀行の救済措置という、政府による一律背反への無批判に象徴的な、論調のスリカエにもよくあらわれている。

明治憲法の下、とりわけ一九二五年に治安維持法が制定されてからポツダム宣言受諾までのメディアの「権力下僕性」については中学の教科書にさえ書いてある。問題は戦後の日本のメディアがそうした戦前の社会構造とは断絶し、国民主権の社会の創造に貢献しているという、実相と事実にはそぐわない認識枠組みからの自己説明である。「NHK版」の特徴であるそぞした観点は戦後の日本のメディアは国家権力から独立し、国家権力からの干渉がたとえあってもそれをはねかえしているという「錯覚」を世論として日々醸成しているということである。先述した一九〇〇年一二月一日からのBSデジタル本放送開始以来の「公共放送、NHK」「見ごたえ主義」といったNHKのコマーシャル・メッセージ（CM）はさらにそれを上塗りしている「対民衆情報操作」だということである。

そのことは昭和天皇が一九四五年の敗戦を期して、あるいは一九五一年九月八日、日米安保条約とともに締結された対日講和条約（サンフランシスコ条約）の成立を期しての退位もせず、天皇制がそのまま継続されたことからも明白であろう。しかもその構造の解明は今なお天皇制を頂点とした日本社会においてメディア界のタブーとなっているばかりか、私たちのいう「天皇制文化資本主義」の形成者として日本のメディアの「不文律、かつ不可侵の編集綱領」となっている。いうまでもないが、そのことはメディアによる対民衆情報提供行動において見られることだけではなく、あらゆる社会次元において多層的に相互チェックする仕組みとして存在している。

具体例をあげて説明すれば、一九〇〇年四月一日施行の行政情報の公開法がその一つである。そこでは皇室関係のほとんどの事項が情報の未整理ということで非公開にされているばかりか、「主権者である国民」がそれを不満としても提訴する権利さえ奪われるものとなつてている。さらには一九〇〇年四月三日に文部科学省が公表した教科書検定に「新しい歴史教科書をつくる会」（会長＝西尾幹一・前電気通信大学教授）のメンバーらが執筆した中学社会科教科書として「中学歴史」（扶桑社刊、同社は「公民」分野でも検定申請し合格）が合格したこともそうである。この反動的国家主義者たちのグループは自衛隊の写真を本文中のグラビアとして配し、天皇が「國体護持」をみずからよびかけた教育

勅語の全文（三一五字）を掲載し、全国の地方自治体の教育委員会に向けてその教科書の現場での採択要請をおこなっている。と同時に、教科書採用決定においてこれまで一定の発言権を保障されていた当該地域の教師を排除し、権力層寄りの教育委員会の決定だけにゆだねるという策動を自民党保守派と連動して各地の自治体議会でおこないはじめた。教科書検定は民間が編集した図書を文部科学省が学識経験者らで組織する「教科用図書検定調査審議会」にはかり合否を判定する制度だが、審議会委員選考の過程は最高裁判事の任命とおなじである。政権政党の歴史観に対立する思想をもつたひとは最初からその対象外となつており、戦前へのやみくもな復帰が謀られ、それが実行されだしたといつてもいいすぎではないのである（詳細は上杉聰他「知らない！「神の国」歴史・公民の教科書」明石書店、二〇〇一年、および『進歩と改革』二〇〇一年七月号に掲載の渡辺武達論文を参照）。怖いのはメディアがそうした視点からの報道・論述をせず、一〇年前に長崎市長が市議会で共産党議員の質問に答えるなかで天皇の戦争責任問題への言及をしたこと的理由に右翼に市中で撃たれたとき、「言論の自由を守ろう」とだけいい、何が真実なのかをきちんと報道せずばかしてしまつたことに象徴的な言論社会状況が完成しつつあるということである。

現在の私たちをとりまく諸事態はそれぞれの動きを通時的にながめるとよりはつきりする。

西暦一九三一年の満州事変の年に発行された『日本興廢の前夜』（春秋社、昭和六年）で、時代迎合文化人のひとり、月刊『社会と国体』の主筆で、里見日本文化学研究所長の里見岸雄はこう呼びかけた。「結束だ、結束だ、全民族の結束だ、天皇を中心につり腕を組んで離れない結束だ。結束しないものは滅びるぞ。空前の国難を蹴飛ばして、大衆よ、天皇を戴いて輝く社会を建設せよ……」（同書、一二七頁）。このような呼びかけはたしかに今日ではアナルコニズムに聞こえるが、扶桑社版中学歴史教科書が全文収録し、是定的に紹介している「教育勅語」には天皇の有徳と臣民の忠誠が「國体の精華」であり、「教育の淵源」だと説かれているのだから、戦後も今もメディアがその状況を

主体性をもつて批判しない」という点で両者はそれほど違うとは思えないのだ。たとえば、NHKはサンフランシスコ条約を締結し、日米安全保障条約を発効させたその日から、放送の最後に君が代を流し始め、それがテレビ放送の開始とともに翻るがえる日の丸をバックにした君が代になつて今まで毎晩おこなわれてきている事実は、国会における法制定に先だつた、国家主義・天皇主義の唱道そのものであろう。NHKの場合、「の」は目と耳で具体的に検証できる（やる）し、民放においてもそれと同一視点からの情報提供（間接的な呼びかけ）をおこなつてゐる（）とは各種の皇室賛美番組の存在から明らかであろう。今の日本の主流マスメディアは「」とほんわかよつと構造としてだけではなく提供情報内容においても戦前とのつなぎつきをもつてゐるわけである。

この里見には『科学的国体主義』（里見文化研究所刊）といふ別の著書もあるが、これなども現在の日本共産党的「科学的社会主义」と、用語上だけではなくもしあなほじイメージ上の類似性がある。やうには「里見日本文化研究所」という名称も響かしてなにやら「国際日本文化研究センター」と相似形である（）と、両者の社会的機能とその位置づけの類似性を知ると、あながちいふむれいえないだらう。

☆戦前の治安維持法下のメディア状況については本稿で採用したもう一つの視点の論文や著作は少なくなつ。外国人の著作として、Kasza, J. Gregory. 1988. *The State and The Mass Media in Japan, 1918-1945*. University of California Press. のように注目に値するものが出てゐるが、日本語、外国語を問わず、戦前・戦後を通して日本のメディアと社会的権力について総合的に考察したものはあまり見あたらない。）教示をお願いしたい。

☆筆者連絡先 渡辺武達 twatanab@mail.doshisha.ac.jp

野原 仁 hnohara@msa.biglobe.ne.jp

（以上）

### III 関係法令・国會議事録・新聞談話等

#### 一 関係法令等

（資料一）オフレコ問題に関する日本新聞協会編集委員会の見解

一九九六（平成八）年一月一四日

最近、閣僚や政府高官などの取材をめぐり、いわゆるオフレコの扱いが相次いで問題となり、とくに昨年末、江藤元総務庁長官

のオフレコ発言の一部が外部の他メディアなどに漏らされたことは、取材記者の倫理的見地から極めて遺憾である。オフレコ（オフ・ザ・レコード）は、ニュースソース（取材源）側と取材記者

側が相互に確認し、納得したうえで、外部に漏らさないことなど、一定の条件のもとに情報の提供を受ける取材方法で、取材源を相手の承諾なしに明らかにしない「取材源の秘匿」、取材上知り得た秘密を保持する「記者の証言拒絶権」と同次元のものであり、その約束には破られてはならない道義的責任がある。

新聞・報道機関の取材活動は、もとより国民・読者の知る権利に応えることを使命としている。オフレコ取材は、真実や事実の深層、実態に迫り、その背景を正確に把握するための有効な手法で、結果として国民の知る権利に応え得る重要な手段である。た

だし、これは乱用されではならず、ニュースソース側に不当な選択権を与える、国民の知る権利を制約・制限する結果を招く安易なオフレコ取材は厳に慎むべきである。

日本新聞協会編集委員会は、今回の事態を重く受けとめ、上記のオフレコ取材の基本原則を再確認するとともに、国民の知る権利に応えるため、今後とも取材・報道の一層の充実に力を注ぐことを申し合わせる。

（資料二）放送倫理基本綱領 一九九六（平成八）年九月一九日制定

日本民間放送連盟と日本放送協会は、各放送局の放送基準の根本にある理念を確認し、放送に期待されている使命を達成する決意を新たにするために、この放送倫理基本綱領を定めた。

放送は、その活動を通じて、福祉の増進、文化の向上、教育・教養の進展、産業・経済の繁栄に役立ち、平和な社会の実現に寄与することを使命とする。

放送は、民主主義の精神にのっとり、放送の公共性を重んじ、法と秩序を守り、基本的人権を尊重し、国民の知る権利に応えて、言論・表現の自由を守る。

放送は、いまや国民にとって最も身近なメディアであり、その社会的影響力はきわめて大きい。われわれは、このことを自覚し、放送が国民生活、とりわけ児童・青少年および家庭に与える影響を考慮して、新しい世代の育成に貢献するとともに、社会生活に役立つ情報と健全な娛樂を提供し、国民の生活を豊かにするようにつとめる。

放送は、意見の分かれている問題については、できる限り多くの角度から論点を明らかにし、公正を保持しなければならない。放送は、適正な言葉と映像を用いると同時に、品位ある表現を中心掛けるようつとめる。また万一、誤った表現があつた場合、過ちをあらためることを恐れてはならない。

報道は、事実を客観的かつ正確、公平に伝え、真実に迫るためには、最も努力を傾けなければならない。放送人は、放送に対する視聴者・国民の信頼を得るために、何者にも侵されない自主的・自律的な姿勢を堅持し、取材・制作の過程を適正に保つことにつとめる。

さらに、民間放送の場合は、その経営基盤を支える広告の内容が、真実を伝え、視聴者に役立つものであるように細心の注意をはらうことも、民間放送の視聴者に対する重要な責務である。放送に携わるすべての人々が、この放送倫理基本綱領を尊重し、遵守することによってはじめて、放送は、その使命を達成するとともに、視聴者・国民に信頼され、かつ愛されることになると確信する。

(資料三) 新聞労連 新聞人の良心宣言 一九九七(平成九)年二月一日制定

#### はじめに

ジャーナリズムがかつてない危機に直面している。マルチメディア時代をにらんで大資本によるメディア関連産業への参入が進む中で、古い歴史を持ち、権力の監視や自由で公正な社会の実現に向けてもつとも大きな役割を果たしてきた新聞の現状を、新聞に携わる私たち新聞人は憂うべき状況と認識している。紙面の内容・記者のモラルなどがたびたび批判され、市民の信頼を損ない、読者離れを引き起こしているからだ。権力監視を怠り、戦争という悲劇を招いたかつての苦い経験を踏まえ、改善の努力はしてきたものの、それは十分ではなかった。私たちは、市民の信頼や支持を失った新聞が権力や大資本の介入を招きやすいことを知つており、それを何よりも懸念している。新聞が本来の役割を果たし、再び市民の信頼を回復するためには、新聞が常に市民の側に立ち、間違つたことは間違つたと反省し、自淨できる能力を具えておなくてはならない。そのため、私たちは、自らの行動指針となる倫理綱領を作成した。他を監視し批判することが職業の新聞人の倫理は、社会の最高水準でなければならない。私たちはこの倫理綱領を「新聞人の良心」としてここに宣言し、これを守るためには、あらゆる努力をすることを誓う。

## 基本姿勢

新聞人は良心にもとづき、真実を報道する。憲法で保障された言論・報道の自由は市民の知る権利に応えるためにあり、その目的は平和と民主主義の確立、公正な社会の実現、人権の擁護、地球環境の保全など人類共通の課題の達成に寄与することにある。

(1) 市民生活に必要な情報は積極的に提供する。

(2) 社会的弱者・少数者の意見を尊重し、市民に対して常に開かれた姿勢を堅持する。

(3) 十分な裏付けのない情報を真実であるかのように報道しない。

(4) 言論・報道の自由を守るためにあらゆる努力をするとともに、多様な価値観を尊重し、記事の相互批判も行う。

## I 「権力・圧力からの独立」

新聞人は政府や自治体などの公的機関、大資本などの権力を監視し、またその圧力から独立し、いかなる干渉も拒否する。権力との癒着と疑われるような行為はしない。

(1) 公的機関や大資本からの利益供与や接待を受けない。

(2) 公的機関の審議会、調査会などの諮問機関に参加しない。

(3) 情報源の秘匿を約束した場合はその義務を負う。

(4) 取材活動によって収集した情報を権力のために提供しない。

い。

## III 「批判精神」

新聞人は健全で旺盛な批判精神を持ち続ける。

(5) 政治家など公人の「オフレコ発言」は、市民の知る権利が損なわると判断される場合は認めない。

(6) 自らの良心に反する取材・報道の指示を受けた場合、拒否する権利がある。

## II 「市民への責任」

新聞人は市民に対して誠実であるべきだ。記事の最終責任はこれを掲載・配信した社にあるが、記者にも重い道義的責任がある。

(1) 記事は原則として署名記事にする。

(2) 公共の利益に反し、特定の団体や党派のために世論を誘導する報道はしない。

(3) 情報源は取材先との秘匿の約束がない限り、記事の中で明示する。

(4) 記事への批判や反論には常に謙虚に耳を傾け、根拠のある反論は紙面に掲載する。

(5) 誤報は迅速に訂正し、掲載時の記事に対応した扱いにする。

(6) 誤報により重大な人権侵害が起きた場合は、紙面で被害者に謝罪し、誤報に至った検証記事を掲載、再発防止策を明らかにする。

(1) 批判はあらゆる事象に向け、皇室も例外とはしない。

(2) 批判の目的は市民の利益を守ることにあり、市民の利益を損なうような誹謗と中傷には陥らない。

道をする。

(2) 被害者に関する報道は「推定無罪の原則」を踏まえ、慎重を期す。被疑者側の声にも耳を傾ける。

#### IV [公正な取材]

新聞人は公正な取材を行う。

(1) 詐欺的方法で取材をしない。

(2) 他人の著作物や記事を盜用したり、趣旨を変えて引用しない。

#### V [公私のけじめ]

新聞人は会社や個人の利益を眞実の報道に優先させない。

(1) 会社に不利益なことでも、市民に知らせるべき眞実は報道する。

(2) 仕事を通じて入手した情報を利用して利益を得ない。

(3) 取材先から金品などの利益供与は受けない。

#### VI [犯罪報道]

新聞人は被害者・被疑者の人権に配慮し、捜査当局の情報を過度に依拠しない。何をどのように報道するか、被害者・被疑者を顕名とするか匿名とするかについては常に良識と責任を持つて判断し、報道による人権侵害を引き起こさないよう努める。

(1) 横並び意識を排し、センセーショナリズムに陥らない報

道をする。

#### VII [プライバシー・表現]

新聞人は取材される側の権利・プライバシーを尊重し、公人の場合は市民の知る権利を優先させる。

(1) 人格、暴力、性的事象に関しては、適切な表現に努める。

(2) 報道テーマに直接関係のない属性の記述によって、差別や偏見を招いたり侮辱を与えたりしないよう配慮する。

(3) 私人の肖像権を尊重し、原則として当人の同意なしに写真を撮影、掲載しない。

(4) 事件・事故、自殺などについては、個人のプライバシーを尊重し、遺族や関係者への配慮を欠かさず、慎重に取材・報道する。

#### VIII [情報公開]

新聞人は、市民の知る権利に応えるため、公的機関の情報公開

資料から読み解く日本のメディアと社会権力（第三部）資料追加編  
に向けてあらゆる努力をする。

## IX 「記者クラブ」

新聞人は閉鎖的な記者クラブの改革を進める。

(1) 記者クラブには原則としてあらゆるメディア・ジャーナ

リストが加盟できる。

(2) 記者クラブに提供された情報は、取材者だれもが利用で

きる。クラブ員は記者室への市民の出入りの自由を守る。

(3) 記者クラブは、取材・報道に関する議論をしない。人命

にかかる場合などを除き、報道協定を結ばない。

(4) 権力側のいわゆる情報の「しばり」は、市民の知る権利

に照らし合わせて、合理的で妥当なもの以外は受け入れない。

(5) 報道機関の目的、役割を逸脱するサービスを受けない。

## X 「報道と営業の分離」

新聞人は営業活動上の利害が報道の制約にならないよう、報道と営業を明確に分離する。

(1) 記者は営業活動を強いられることがなく、取材・報道に専

念する。

(2) 記事と広告は読者に分かるように明確に区別する。

第一条 本会は、「放送と人権等権利に関する委員会(機構)」と称し、英語では「Broadcast and Human Rights/Other Related Rights Organization」〔略称BRCO〕と称する。

第二条 本会は、第17条に定める事務局を、東京都千代田区紀尾井町一番地一号千代田放送会館内におく。

第三条 本会は、放送事業者が担う社会的責務を積極的に遂行するとともに、放送による言論と表現の自由を確保し、かつ、視聴者の基本的人権を擁護するため、放送への苦情に対し、自主的に、視聴者の立場から迅速かつ有効に対応し、もつて正確な放送と放送倫理の高揚に寄与することを目的とする。

第四条 本会は、前条の目的を達成するため、評議員会および放送と人権等権利に関する委員会をおき、これを維持、運営し、次の事業を行つ。

(1) 日本放送協会および社団法人日本民間放送連盟会員各社の個別の放送番組に関する、放送法令または番組基準にかかる重大な苦情、特に人権等の権利侵害にかかる苦情(放送された番組に関して、苦情申立人と放送事業者との話し合いが相容れない状況にあり、かつ、司法に基づき係

(資料四) 放送と人権等権利に関する機構委員会(BR  
O) 規約 一九九七(平成九)年五月一日制定 同  
年七月一七日改正

争中でないもの) の審理

(2) 前号の審理の結果に基づく苦情申立人および被申立放送

事業者への勧告または見解の提示

(3) 前号に基づく勧告または見解の会員への報告および公表

(4) その他本会の目的を達成するために必要な事項

務を処理する。専務理事を欠くときは、専務理事に事故あるときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を組織して会員を執行する。

4 監事は、本会の会計および理事の業務執行状況を監査する。

第一〇条 役員の任期は、三年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第二章 会員

第五条 本会の会員は、次のとおりとする。

(1) 日本放送協会

(2) 社団法人日本民間放送連盟会員各社

第六条 会員は、理事会において定める会費を拠出するものとする。

2 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後においても、新たに後任者が選任されまでは、第一項の規定にかかわらず、引き続き在任する。

第一条 役員は、有給とすることができる。

2 報酬を受ける役員およびその報酬額は、理事会において定め

る。

## 第三章 役員および顧問

第七条 本会に、次の役員をおく。

(1) 理事八名以内

(2) 監事二名

2 理事のうち一名を専務理事、一名を事務局長とする。

第八条 理事および監事は、日本放送協会および社団法人日本民

間放送連盟が、それぞれ同数を選任する。

2 専務理事および事務局長は理事会において選任する。

第九条 専務理事は、本会を代表し、会務を総理する。

2 事務局長は、専務理事を補佐し、事務局を統括し、本会の業

2 理事会の議長は、専務理事とする。

## 第四章 理事会

第一二条 理事会は、理事をもつて構成する。

2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

第一三条 理事会は、次の事項を議決する。

(1) 事業計画および収支予算

(2) 業務報告および収支決算

(3) 評議員、専務理事および事務局長の選任

(4) その他本会の運営および執行に関する重要な事項

第一四条 理事会は、必要のつど、専務理事が招集する。

3 理事会の議事は、構成員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第一五条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもつて表決し、または他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面表決者または表決の委任者は、会議に出席したものとみなす。

## 第五章 評議員会

第一六条 評議員会は、放送と人権等権利に関する委員会の委員を選任する。

第一七条 評議員会は、理事会が学識経験者（放送事業者の役職員を除く）の中から選任し委嘱する評議員五名以内で構成する。

第一八条 評議員会に議長一名をおく。

2 議長は、評議員の互選により決定する。

3 議長は、評議員会を代表し、評議員会を主宰する。

第一九条 評議員の任期は、三年とする。ただし、再任を妨げない。

第二〇条 評議員会は、第一六条の目的遂行のため、議長が必要と認めたとき、招集する。

2 議長は、評議員会の議事を進行する。

3 評議員会の議事は、構成員の過半数をもつて決し、可否同数

## 第六章 放送と人権等権利に関する委員会

第二一条 放送と人権等権利に関する委員会は、第四条第一号および第二号の事業を行なほか、必要に応じて会員に対し、第三条に定める本会の目的の達成に必要な提言を行う。

第二二条 委員会は、評議員会が各界有識者（放送事業者の役職員および関係者を除く）の中から選任し委嘱する委員八名以内で構成する。

第二三条 委員会に委員長一名および委員長代行一名をおく。

2 委員長および委員長代行は、委員の互選により決定する。

3 委員長は、委員会を代表し、委員会を主宰する。

4 委員長代行は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

第二四条 委員の任期は、三年とする。ただし、再任を妨げない。

第二五条 委員会は、必要のつど、委員長が招集する。

2 委員会の議長は、委員長とする。

3 委員会の議事は、別途定める内規に定める。

第二六条 委員会が決定した、苦情申立人および放送事業者に対する勧告または見解は、当事者に対し通知するとともに、公表する。

## 第七章 事務局

第二七条 苦情の受理、調査、研究、会議の運営、その他本会の事務を処理するため、事務局をおくる。

- 2 事務局職制は、理事会の承認を経て、事務局長が定める。

## 第八章 会計

第一八条 本会の経費は、会費その他の収入をもつて支弁する。

2 収支の管理は、専務理事がこれを行う。

第二九条 本会の事業計画および収支予算は、毎会計年度開始前に理事会の議決を経なければならない。

2 本会の収支決算は、毎会計年度終了後二か月以内に、その年

度末財産目録とともに、監事の監査を経て、理事会の承認を得なければならない。

3 年度開始前に予算が成立しないときは、成立する日まで前年度予算額の範囲で執行する。

4 前項による収支は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

第三〇条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三一日に終わる。

## 第九章 規約の変更および解散

第三一条 この規約は、理事会において、全理事の三分の一以上の同意を得なければ変更できない。

資料から読み解く日本のメディアと社会権力（第二部）資料追加編

第三一条 本会の解散は、理事会において理事全員が出席し、その全員の同意をもつて決する。

2 解散のときに存する残余財産の処理は、理事会が決定する。

## 付則（略）

（資料五）日本民間放送連盟 報道指針 一九九七（平成

九）年六月一九日制定

民間放送の報道活動は、民主主義社会の健全な発展のため、公

共性、公益性の観点に立つて事実と真実を伝えることを目指す。

民間放送の報道活動に携わる者は、この目的のために、市民の知

る権利に応える社会的役割を自覚し、常に積極的な取材・報道を

行うとともに、厳しい批判精神と市民としての良識をもち、ジャーナリストとしての原点に立つて自らを律する。この活動は、市

民の信頼を基盤として初めて成立する。

社会のあらゆる分野で、透明性・公開性が求められている今

日、報道に携わる者の社会的使命と責任は極めて重くなっています。われわれは「日本民間放送連盟 報道指針」を、日常の取材

・報道活動の道標として、不斷の努力を行ふ。

## 一 報道の自由

報道活動は、市民の知る権利に応えることによって、平和で豊

かな民主主義社会を実現することを使命とする。

取材・報道の自由は、その使命のために、市民からわれわれに委ねられたものである。この自由は、あらゆる権力、あらゆる圧力から独立した自主的・自立的なものでなければならぬ。

(1) 取材・報道の判断は、市民の知る権利に応えることを第一の基準とし、報道活動は、眞実を伝える良心のみに依拠する。

(2) 報道活動は、公共性、公益性に基づいて、あらゆる権力の行使を監視し、社会悪を徹底的に追及する。

(3) 報道活動は、あらゆる圧力、干渉を排除する。

## 二 報道姿勢

誠実で公正な報道活動こそが、市民の知る権利に応える道である。われわれは取材・報道における正確さ、公正さを追求する。

(1) 視聴者・聴取者および取材対象者に対し、常に誠実な姿勢を保つ。取材・報道にあたって人を欺く手法や不公正な手法は用いない。

(2) 予断を排し、事実をありのまま伝える。未確認の情報は未確認であることを明示する。

(3) 公平な報道は、報道活動に従事する放送人が常に公平を意識し、努力することによってしか達成できない。取材・報道対象の選択から伝え方まで、できるだけ多様な意見を考慮し、多角的な報道を心掛ける。

## 三 人権の尊重

取材・報道の自由は、あらゆる人々の基本的人権の実現に寄与すべきものであつて、不当に基本的人権を侵すようなことがあつてはならない。市民の知る権利に応えるわれわれの報道活動は、取材・報道される側の基本的人権を最大限に尊重する。

(1) 名誉、プライバシー、肖像権を尊重する。

(2) 人種・性別・職業・境遇・信条などによるあらゆる差別

を排除し、人間ひとりひとりの人格を重んじる。

(3) 犯罪報道にあたっては、無罪推定の原則を尊重し、被疑者側の主張にも耳を傾ける。取材される側に一方的な社会的制裁を加える報道は避ける。

(4) 取材対象となつた人の痛み、苦悩に心を配る。事件・事故・災害の被害者、家族、関係者に対し、節度をもつた姿勢で接する。

(5) 報道活動が、報道被害を生み出すことがあつてはならないが、万一、報道により人権侵害があつたことが確認された場合には、すみやかに被害救済の手段を講じる。

(4) 情報の発信源は明示することが基本である。ただし、情報の提供者を保護するなどの目的で情報源を秘匿しなければならない場合、これを貫くことは放送人の基本的倫理である。

#### 四 報道表現

報道における表現は、節度と品位をもつて行われなければならない。過度の演出、センセーショナリズムは、報道活動の公正さに疑念を抱かせ、市民の信頼を損なう。

(1) 過度の演出や視聴者・聴取者に誤解を与える表現手法、合理的理由のない匿名インタビュー、モザイクの濫用は避ける。

(2) 不公正な編集手法、サブリミナル手法やこれに類する手

法は用いない。

(3) 資料映像・音声を使用する場合、現実の映像・音声と誤解されることはないようにする。視聴者・聴取者に理解されにくい手法を用いた際は、その旨を原則として明示する。

#### 五 透明性・公開性

報道活動は、市民に理解されるものでなければならぬ。このため民間放送は報道機関として市民に対して透明性をもち、可能な限りの情報公開を自ら行つていく姿勢が必要である。

(1) 視聴者・聴取者の意見・苦情には真摯に耳を傾け、誠意をもつて対応する。報道活動に対する批判には、報道機関として可能な限りの説明責任を果たす。

(2) 誤報や訂正すべき情報は、すみやかに取り消しまたは訂正する。

(3) 報道活動によって得られた放送素材は原則として放送目

的以外には使用しない。しかし、視聴者・聴取者の正当な視聴要請などには、誠意をもつて対応することが必要である。

(資料六) 日本新聞協会 ネットワーク上の著作権に関する協会見解 一九九七(平成九)年一月

ネットワーク上の著作権について——新聞・通信社が発信する情報を利用の皆様に

#### 要約

最近、新聞・通信社が新聞や電子メディアで発信する記事・写真などの情報を、インターネット上などで無断利用する事例があります。無断で利用する人の多くは著作権問題があることに気が付いていないか、気が付いていても「個人のページに載せるのだから」「営利を目的とするわけではないから」といつた理由で、「認められるだろう」と安易に考えているようです。

しかし、新聞・通信社が発信するほとんどの情報には著作権があります。利用のルールは、インターネットなどの電子メディアの上でも、基本的には紙の上の場合と変わりありません。新聞・通信社が発信した情報を、インターネットなどの電子的なメディアで利用を希望される場合には、必ず発信元の新聞・通信社に連絡、ご相談くださるようお願いします。

主な内容

引用とは言えません。

- ・新聞・通信社が発信する情報をネットワーク上でご利用の皆様に

ります

- ・記事や写真を無断でホームページに転載すれば、著作権侵害になります

ホームページは、広く世間に向けて発信しているもので、世界中で見ることが可能です。個人的なページだからといって、私的使用にはなりません。

- ・LANやインターネットの上で利用するには、著作権者の承諾が必要です

企業や学校などのネットワークの中で新聞・通信社が発信する情報をニュース・クリップなどとして無断で利用することはできません。

・ニュース記事には、著作権が働いています

著作権法で「著作物に当たらない」とされている「事実の伝達

にすぎない雑報及び時事の報道」とは、死亡記事、交通事故、人事往来など、単純な事実を伝える記事だけであり、ほとんどの記事には著作権が働いています。

・引用して利用する場合には、いろいろな条件を守る必要があります

カギかっこを付け、出所を明示すれば引用になる、と安易に考えていませんか。引用の必然性があることや、質・量とも「主従の関係」でなければならないなどの条件を満たさないと、正しい

原作品を読まなくても内容が分かるような要約は、著作権法上の「翻案」に当たり、著作権者の承諾が必要です。利用が認められるのは、作品自体の存在だけを紹介するごく短い要旨程度のものに限られます。

・インターネット時代に合わせ、著作権法が改正されました  
大勢の人を対象とする双方向の送信（インターネットタイプ送信）が「自動公衆送信」と定義され、著作権者の権利が「公衆送信権」として明確になりました。

・新聞・通信社が発信する情報を「利用の際は、必ず発信元に」連絡ください  
転載だけでなく、インターネット上のリンクについても「連絡をお願いします。

本文（略）

### （資料七）《放送の独立行政機関》設置を求めるアピール

一九九七（平成九）年一月一七日

政府の行政改革会議は、去る九月三日に公表した中間報告で、中央省庁再編の一環として、情報通信産業の振興を通産省が母体

の産業省の所管とする一方で、免許をはじめとする規制業務を総務省の外局として新設する「通信放送委員会」に委ねる構想を提示し、現在、最終報告のとりまとめをめざして、行革会議内外での調整を続けています。

今回の提案には、政府首脳と一部の識者による組織でこのような重要課題を提起することの妥当性や、構想の具体的な中身が不明であることなど、問題点も少なくありません。しかし、私たちには、放送規律のための独立行政委員会を設置するという中間報告の提起自体は正しい方向だと考えます。

放送は市民に多様で豊かな情報や意見を伝えるための市民社会の制度であり、言論・表現の自由の保障が欠かせません。したがって、放送行政を政府から距離を置いた独立的な機関、ないし第三者的な機関に委ねることは、憲法が保障する放送の自由原理の要請であると私たちは考えます。現に欧米では、一般に政府とは別個の特別な機関、または独立的な機関などが放送行政を担っています。日本のように与党の大蔵に率いられた一行政省庁である郵政省が、免許付与をはじめ内容規制も含め放送行政をすべて支配するというのは、世界でもきわめて異例といわなければなりません。このような事態は早急に改められる必要があります。

さらに大切なことは、こうした独立的な放送行政機関が、人事や権限、予算などの点で政府や与党などからの独立性と中立性を真に確保し、運営の徹底した公開と透明化を図り、放送の自由と公正な放送行政を担つていける仕組みを構築することです。とり

わけ、官僚支配を排除した公正・中立な人事をどう実現するかが重要な課題となります。

いずれにしても、放送行政機関のあり方は、放送の自由や民主主義など、日本社会の将来に重大なかかわりをもつ問題です。私たちは、こうした独立的な行政機関の設置を求める、それに向けて社会的合意を得るために、政府や永田町の狭い世界だけではなく、放送界はもちろん、市民も加わり真に開かれた具体的な議論を開始するよう呼びかけるものです。

（呼びかけ人）青木貞伸、石川明、石村善治、岡村黎明、桂敬彦、野崎茂、花田達朗、服部孝章、原寿雄、松田浩、村松泰子、門奈直樹、山口秀夫

#### （資料八）メディア総合研究所 行政改革会議『最終報告』についての見解 一九九七（平成九）年一二月四日

政府の行政改革会議は、一二月三日、中央省庁の再編に関する最終報告を公表した。このなかで、私たちがとりわけ関心を抱く放送・通信行政については、現行の郵政省の通信政策局・電気通信局・放送行政局を二局に再編するとともに、新設する総務省の内部部局とし、現在の郵政、通産両省の分担も変更せず、それぞ

れ総務省と経済産業省に引き継ぐとしている。このように最終報告は、免許をはじめとする規制業務を総務省の外局として新設する「通信放送委員会」に委ねるとした九月中間報告の構想を退け、現在の郵政省による放送行政体制をほぼそのまま総務省に移すことを決定したのである。

研究者やジャーナリスト、視聴者・市民グループ関係者など一六一人が一月一七日に連名で発表した「放送の独立行政機関」設置を求めるアピールも指摘しているよう、憲法の言論・表現の自由の観点から、放送行政は政府から距離を置いた独立的、中立的な機関によって行われることが求められており、この点で与党の大蔵に率いられた郵政省が免許付与をはじめ内容規制を含む放送行政をすべて支配するという日本の現行制度は世界的にもきわめて異例であり、放送規律を独立行政委員会に委ねようとした中間報告の提起は基本的に正しい方向を指し示していた。

私たちは、行革会議が中間報告の提起を受けて議論を深め、放送の独立行政機関の構想をより発展させるのとはまったく逆に、郵政官僚や自民党の族議員たちによる省益確保という霞が関や永田町の圧力に屈し、広く社会的な議論を呼びかけることもせず、「通信放送委員会」の設置構想をあつさりと放棄して改革の芽を摘み取り、既存の体制を手つかずのまま温存したことに、失望するとともに強く抗議する。私たちはひきづき放送の独立行政機関の設置を求めていく所存であり、その具体的構想の検討に着手することを表明する。と同時に、先のアピールにもあるように、

（資料九）記者クラブに関する日本新聞協会編集委員会の見解 一九九七（平成九）年一二月一一日

日本新聞協会編集委員会は、これまで数次にわたって「記者クラブ」に関する方針・統一解釈を示してきたが、ここに新たな「見解」をとりまとめた。全国の記者クラブが、これを基本的指針として運用するよう望むものである。

国民の「知る権利」概念の定着、公的機関の情報公開原則の徹底、電子メディア時代の到来など、報道をめぐる環境はめざましい変化を遂げつつある。編集委員会が新見解を策定したのは、そうした時代背景を踏まえ、国民一般の報道に対する信頼を確保していくうえで、報道側の自律的な改革が必要であるという厳しい認識に基づいている。

記者クラブは「言論・報道の自由」を確立していくため、一世紀を超える歴史的経緯を経て、日本の報道界が培つてきた取材・報道システムである。報道機関は国民の知る権利に応える重要な責務を帶びており、一方、公的機関は国民への積極的な情報開示義務と説明責任（アカウンタビリティー）を有していると考え

「放送行政機関のあり方は、放送の自由や民主主義など、日本社会の将来に重大なかかわりをもつ問題」であるとの認識にたつて、放送界はもちろん、広く市民も加わった開かれた具体的な議論が開始されることを心から期待する。

る。記者クラブは、そうした報道機関側と公的機関側のそれぞれが担う重要な役割が重なり合う部分に位置している。

記者クラブは可能な限り「開かれた存在」であるべきであつて、その構成員は互いの自由な取材を妨げてはならず、また、記者クラブに属さないメディア、記者の取材活動を阻害してはならない。

この見解は主として公的機関における記者クラブのあり方についてまとめたものだが、民間団体などの記者クラブにおいても、これを準用することとする。

われわれは記者クラブに対する国民の理解と信頼を維持していくために、この新見解に基づき、報道倫理を保持し、さらなる自己革新をはかつていく決意である。

以下、記者クラブに関する新たな見解を示し、記者クラブのより機能的かつ適正な運営をはかることとしたい。

## 二 組織、構成員など

記者クラブは日本新聞協会加盟社およびこれに準ずる報道機関から派遣された記者によって構成される。在日外国報道協会加盟社など外国報道機関も同様に扱うものとする。ただし、記者クラブへの参加形態は、常駐、非常駐、オブザーバー加盟など、それぞの記者クラブの事情に応じて弾力的に運用されることを妨げない。記者クラブへの加盟をめぐって疑義が生じ、当該記者クラブで解決できない場合は編集委員会で取り扱うものとする。

記者クラブは可能な限り「開かれた存在」であるべきであり、一部報道機関の特権ではない。したがって、記者クラブに加盟していない記者、報道機関の取材・報道活動を阻害してはならない。公的機関側も、記者クラブへの加盟・非加盟を理由に情報提供を操作するなどの行為はしてはならないと考える。

## 三 調整機能

記者クラブは自由な取材・報道活動を基本としつつ、一定の範囲内で調整機能を持つことが認められる。しかし、調整の目的は誘拐事件などでの人命・人権の擁護、国民へのより質の高い情報の提供など合理的な理由のある場合に限定し、その範囲を拡大したり、乱用してはならない。

### (1) 報道協定

記者クラブは安易に報道協定を結ぶことによって構成員の自由

を奪はれてはならない。ただ、人命・人権にかかる

ことがら、記事化に相当の時間を要する発表事項、大量の名簿・データ類などについては協定を認める。協定は、新聞協会編集委員会が承認するもののはかは、クラブの総意に基づき、加盟各社の責任者の了解によって成立する。解禁時間を含め、一社でも反対すれば協定は成立しない。

#### （2）記者会見

公的機関の記者クラブがかかる記者会見は、原則としてクラブ側が主催する。クラブ構成員以外から出席を求められた場合、認めるかどうかはクラブ総会などで決める。

#### （3）紛争処理

協定行為にかかる違反などの処理は、クラブ総会で決めるところとする。

なお、記者クラブで自主的に処理できなかつたり、被処分者が不服を申し立てたりした場合は、記者クラブ加盟各社の編集幹部で構成される特別委員会で処理する。

### 四 記者室

各公的機関は、国民に対し積極的に情報公開と説明責任を果たすべき使命を有しており、当該公的機関で常時取材する記者の活動に資するため、記者室を設けている。記者室は、ニュースを的確、迅速に報道するためのワーキンググループであり、記者クラブは、記者室を活用し、知る権利に応える任務の遂行をはかるべきである。取材、送稿のための施設である記者室と、取材記者の組

織である記者クラブとは、あくまで別個の存在である。組織としての記者クラブは、会費によつて運営されるもので、取材源からは特別な形で、いわゆる便宜供与を受けるべきではない。

### （資料一〇）日本放送協会・日本民間放送連盟 アニメーション等の映像手法について 一九九八（平成一

一）年四月八日

日本放送協会「NHK」と（社）日本民間放送連盟（民放連）は、アニメーション番組等の特殊な映像手法が、視聴者、それも多くの子どもたちの健康に影響を及ぼすという重い事態を経験した。

本来、子どもたちに楽しんでもらうはずの放送番組が、一部での逆の結果を招いてしまったことを、われわれは深く憂慮する。視聴者との信頼関係を多年にわたつて築き上げてきたテレビメディアとして、一日も早い信頼回復を図るため、この問題に自らが責任をもつて対処し、全力で再発防止に努めなければならぬ。われわれは、これを放送界全体の問題として捉え、医学学者や心理学者などの専門家を加えて真摯に原因を分析・研究しながら、再発防止のための具体的なルールづくりに向けて検討を重ねてきた。

その結果、テレビは本来、明滅しているメディアであるため、

視聴者、特に子どもたちへの影響を完全に取り除くことはできないものの、細かく点滅する映像や急激に変化する映像手法に関して、いくつかの点に留意することにより、こうした危険をかなりの程度、回避できることを確認した。

このため、

- 1 映像や光の点滅、特に「鮮やかな赤」の点滅
- 2 コントラストの強い画面の反転や急激な場面転換
- 3 規則的なパターン模様の使用

については、細心の注意を払う必要があることを喚起する。

われわれは、こうした認識に立つて、各放送局が自主的に、運用上の内規等を定めることを促すとともに、その参考に供するため、放送界としての共通のガイドラインを示すこととした。

放送に携わるすべての者は、以下に提示するガイドラインが作られた意図を充分に配慮し、放送界の自主的な共通のルールとして遵守しなければならない。

このガイドラインは、今後の分析・研究の結果等により、必要に応じて改訂する。

(2) 前項1の条件を満たした上で一秒間に三回を超える点滅が必要なときは、五回を限度とし、かつ、画面の輝度変化を10パーセント以下に抑える。加えて、連続して一秒を超える使用は行わない。

- 1 セントを超える急激な場面転換は、原則として一秒間に三回を超えて使用しない。
- 2 コントラストの強い画面の反転や、画面の輝度変化が10パーセントを超える急激な場面転換は、原則として一秒間に三回を超えて使用しない。
- 3 規則的なパターン模様（縞模様、渦巻き模様、同心円模様など）が、画面の大部 分を占めることも避ける。

また、映像が与える影響から視聴者を守るために『テレビの視聴方法』も重要な役割を果たしていることが指摘されている。テレビを見るときには、明るい部屋で、受像機から二メートル以上離れるなどの予防策も必要である。

NHKと民放連は今後、共同して視聴者への『テレビの見方』に関する正確な情報提供を心掛けることとする。

#### (資料一) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律

##### アニメーション等の映像手法に関するガイドライン

一九九九(平成一一)年五月一四日法律第四二号

最近改正一九九九(平成一一)年一二月二三日

- 1 映像や光の点滅は、原則として一秒間に三回を超える使用を避けるとともに、次の点に留意する。

- (1) 「鮮やかな赤色」の点滅は特に慎重に扱う。

#### 第一章 総則

##### (目的)

第一条 この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされることとともに、国民的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

二 内閣府、官内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

二 政令で定める公文書館その他の機関において、政令で定めることにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

第二章 行政文書の開示

三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百一十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる

(開示請求権)

第二章 行政文書の開示

機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに官内庁法（昭和二十一年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（官内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令

で定めるもの

(開示請求の手続)

五 國家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六 会計検査院

2 この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

二 政令で定める公文書館その他の機関において、政令で定めることにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

第四条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」といふ。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を行政機関の長に提出してしなければならない。

- 一 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名

二 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項

2 行政機関の長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならぬ。

#### （行政文書の開示義務）

第五条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報等を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日

その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の

権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報等を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和二十一年法律第二百二十号）第一条第一項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

二 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるものの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合

## 理的であると認められるもの

三 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

八 調査研究に係る事務に関して、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

二 人事管理に係る事務に関して、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ  
ホ 国又は地方公共団体が経営する企業に係る事業に関して、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

## (部分開示)

五 国の機関及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

第六条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

六 国の機関又は地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの  
イ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関して、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ  
ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関して、国又は地方公共

## (公益上の理由による裁量的開示)

第七条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報

が記録されている場合であつても、公益上特に必要があると認めるとときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

(行政文書の存否に関する情報)

第八条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第九条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第十条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、第四条第一項の規定により補正を求めた場合には、

当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(中略)

(開示の実施)

第十四条 行政文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して政令で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による行政文書の開示にあつては、行政機関の長は、当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときはその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを

行うことができる。

2 開示決定に基づき行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。

3 前項の規定による申出は、第九条第一項に規定する通知があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

④ 開示決定に基づき行政文書の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から三十日以内に限り、行政機関の長に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

（中略）

（手数料）

第十六条 開示請求をする者又は行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、それぞれ、実費の範囲内において政令で定める額の開示請求に係る手数料又は開示の実施に係る手数料を納めなければならない。

2 前項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。

3 行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、第一項の手数料を減額し、又は免除することができる。

（中略）

第三章 不服申立て等

第一節 諮問等

（審査会への諮問）

第十八条 開示決定等について行政不服審査法（昭和三十七年法律第二百六十号）による不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長は、次の各号

（委員）

第二十二条 情報公開審査会は、委員九人をもつて組織する。

2 委員は、非常勤とする。ただし、そのうち三人以内は、常勤とすることができる。

（組織）

第二十三条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、両議院

の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

のいすれかに該当する場合を除き、情報公開審査会（不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長が会計検査院の長である場合にあつては、別に法律で定める審査会。第二節において「審査会」と総称する。）に諮問しなければならない。

一 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

二 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第二十条において同じ。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

（中略）

第二節 情報公開審査会

（設置）

第二十一条 第十八条の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、内閣府に、情報公開審査会を置く。

3 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

4 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることがある。

6 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行つものとする。

7 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。

8 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

10 常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可がある場合を除

き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

11 委員の給与は、別に法律で定める。

(会長)

第二十四条 情報公開審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、情報公開審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(合議体)

第二十五条 情報公開審査会は、その指名する委員三人をもつて構成する合議体で、不服申立てに係る事件について調査審議する。

2 前項の規定にかかわらず、情報公開審査会が定める場合においては、委員の全員をもつて構成する合議体で、不服申立てに係る事件について調査審議する。

(中略)

第四章 補則

(中略)

(地方公共団体の情報公開)

施するよう努めなければならない。

（独立行政法人及び特殊法人の情報公開）

第四十一条 政府は、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）及び特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。）について、その性格及び業務内容に応じ、独立行政法人及び特殊法人の保有する情報の開示及び提供が推進されるよう、情報の公開に関する法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

（後略）

（資料一二）児童売春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律 一九九九（平成一

（一）年五月二六日法律第五二号

（目的）

第一条 この法律は、児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性にかんがみ、児童売春、児童ポルノに係る行為等を处罚するとともに、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を

定めることにより、児童の権利の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「児童」とは、十八歳に満たない者をいう。

2 この法律において「児童売春」とは、次の各号に掲げる者に對し、対償を供与し、又はその供与の約束をして、当該児童に對し、性交等（性交若しくは性交類似行為をし、又は自己の性的好奇心を満たす目的で、児童の性器等（性器、肛門又は乳首をいう。以下同じ。）を触り、若しくは児童に自己の性器等を触らせることをいう。以下同じ。）をするることをいう。

一 児童

二 児童に対する性交等の周旋をした者

三 児童の保護者（親権を行う者、後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）又は児童をその支配下に置いている者

3 この法律において「児童ポルノ」とは、写真、ビデオテープその他の物であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したもの

二 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を

触る行為に係る児童の姿態であつて性欲を興奮させ又は刺激するものを視覚により認識することができる方法により描写したもの

三 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であつて性欲を興奮させ又は刺激するものを視覚により認識することができるものにより描写したもの

#### (適用上の注意)

第三条 この法律の適用に当たつては、国民の権利を不适当に侵害しないように留意しなければならない。

(中略)

#### (児童ポルノ頒布等)

第七条 児童ポルノを頒布し、販売し、業として貸与し、又は公然と陳列した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。

3 第一項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを外国に輸入し、又は外国から輸出した日本国民も、同項と同様とする。

#### (捜査及び公判における配慮等)

第一二条 第四条から第八条までの罪に係る事件の捜査及び公判に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」とい

う。）は、その職務を行うに当たり、児童の人権及び特性に配慮するとともに、その名誉及び尊厳を害しないよう注意しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、児童の人権、特性等に関する理解を深めるための訓練及び啓発を行うよう努めるものとする。

#### (記事等の掲載等の禁止)

第一三条 第四条から第八条までの罪に係る事件に係る児童については、その氏名、年齢、職業、就学する学校の名称、住居、容貌等により当該児童が当該事件に係る者であることを推知することができるような記事若しくは写真又は放送番組を、新聞紙その他の出版物に掲載し、又は放送してはならない。

#### (教育、啓発及び調査研究)

第一四条 国及び地方公共団体は、児童売春、児童ポルノの頒布等の行為が児童の心身の成長に重大な影響を与えるものであることにかんがみ、これらの行為を未然に防止することができるよう、児童の権利に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童売春、児童ポルノの頒布等の行為の防止に資する調査研究の推進に努めるものとする。

#### (心身に有害な影響を受けた児童の保護)

第一五条 関係行政機関は、児童売春の相手方となつたこと、児童ポルノに描写されたこと等により心身に有害な影響を受けた

児童に対し、相互に連携を図りつつ、その心身の状況、その置かれている環境等に応じ、当該児童がその受けた影響から身体的及び心理的に快復し、個人の尊厳を保つて成長することができるよう、相談、指導、一時保護、施設への入所その他の必要な保護のための措置を適切に講ずるものとする。

2 関係行政機関は、前項の措置を講ずる場合において、同項の児童の保護のため必要があると認めるときは、その保護者に対し、相談、指導その他の措置を講ずるものとする。

（後略）

### （資料一三）新聞労連・民放労連・出版労連 盗聴法の強行採決に抗議し、廃案を求める共同声明 一九

九九（平成一一）年五月二八日

捜査機関が電話や電子メールなどを合法的に盗聴できる組織犯罪対策法（盗聴法）案が六月初めにも衆院で可決される恐れが濃厚になっている。新聞労連、民放労連、出版労連のマスコミ三連はこの法案成立に断固反対し、国民の議論を尽くさず拙速に国会通過を図ろうとしている自民、自由、公明三党の暴挙に強く抗議する。

三党の共同修正案は、盗聴の対象を薬物、銃器、集団密航、組織的殺人に限定し、立会人の常時立ち会いを義務づけているが、監視する者はいなくなり、半世紀あまり前のものが言えなかつた対象を決定するのはあくまで捜査機関側であり、立会人のチエツ

ク権限や能力も不明なままである。乱用の恐れがあり、基本的人権を侵す憲法違反の悪法であることは明らかだ。

とりわけ、報道機関にとって盗聴法は、取材源の秘匿と記者のプライバシーを侵害し、言論・報道の自由を脅かす。

報道現場に携わる者は、情報収集が日常作業であり、いかなる相手であろうと接触を図らなければならない。その中には、警察、検察が盗聴の対象にしている組織が含まれている可能性があり、電話がつながった瞬間、ジャーナリズムが守らなければならぬ取材源の秘匿は保てなくなる。ニュースソースを守れない状態で、自由な取材や報道はできない。さらに恐ろしいのは取材記者自身も盗聴の対象になりうることだ。事件と関係のないプライバシーに関する事で、録音はされないものの、捜査員がすべて盗み聞きしており、後日、脅しの材料に使われかねない。

警察による過去の盗聴事件をみると、その悪質さは明白であり、権力と対峙するマスメディアやジャーナリストであればあるほど、弱みを握るために盗聴される恐れが強い。

また、マスコミが警察権力に陰で圧力を加えられるようになれば、真実の報道、自由な言論活動が著しく阻害され、一般市民は直接的な人権侵害ばかりでなく、知る権利も奪われ、二重の意味で多大な被害を受ける。

この悪法が、警察、検察の思いのままに乱用されれば、権力を監視する者はいなくなり、半世紀あまり前のものが言えなかつた暗い時代が再びやってくる。戦前、戦中、時の言論・報道機関

が、眞実を伝えず、大本當發表を垂れ流していた歴史的事実を思ふことは誰しもが理解できるところであろう。

日本を見ざる聞かざる言わざるの警察国家に逆戻りさせかねない法案が国会で十分審議されることもなく、公明党的修正案に自民・自由両党が全面同調し、衆院で強行採決されようとしている。天下の悪法を党利党略の具にすることは爆弾で遊ぶ愚行に等しい。心ある政治家であれば、その危険性を認識できるはずだ。

言論・報道に直接携わる新聞・民放・出版の三単産を代表して、組織犯罪対策三法案（盜聴法案）の成立に断固反対し、参院での審議を尽くしたうえ、廃案にすることを強く要求する。

#### （資料一四）日本マスコミ文化情報労組会議 国旗・国歌

##### 法案に反対する声明 一九九九（平成一一）年六月一六日

政府は六月一一日の閣議で、日の丸・君が代を国旗・国歌として法制化する「国旗及び国歌に関する法案」を決定し、同日午後に衆院に提出した。政府・与党は今国会での法案成立をめざしている。

政府は、一九九一年の湾岸戦争を契機に、九二年にはPKO協力法を成立させた。ここに名実ともに憲法は形骸化し、戦後の平和主義の理念は崩壊した。そして今国会では日米新ガイドライン

関連法を成立させ、時代錯誤の國家総動員体制の仕上げとして、ついに日の丸・君が代論議に世論を誘導するという深刻な状況を作り出してきた。国旗・国歌の法制化は単に「国民の間に定着している」から「きちんと法定していく」といった問題ではなく、それを背景に国家への忠誠を国民に強制しようとするもので、思想・信条の自由を侵す暴挙である。

日の丸・君が代は、明治憲法下の教育によって国民に強いられたものである。そして、天皇制・軍国主義が引き起こしたアジア太平洋戦争における、日本の侵略のシンボルとして、アジアの諸国民に受け取られたものであった。日本は未だアジア太平洋戦争の清算を成し遂いていない。仮に国旗・国歌の法制化を図るとするならば、まず求められるものは、戦争責任の明確化と清算であり、アジア諸国との和解であろう。このことを成さず、且つ隠蔽したまま、国旗・国歌の法制化を强行しようとするとするならば、日本新ガイドライン関連法とともに、新たなる戦争の時代に日本は突入したと解釈されることは明らかである。このことによつて、アジア諸国との日本に対する不信感は抜きがたいものになり、孤立はますます深まるであろう。

よつて私たちは「国旗及び国歌に関する法案」に強く反対する。

## （資料一五）犯罪捜査のための通信傍受に関する法律

一九九九（平成一一）年八月一八日法律第一三七号

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、組織的な犯罪が平穏かつ健全な社会生活を著しく害していることにかんがみ、数人の共謀によって実行される組織的な殺人、薬物及び銃器の不正取引に係る犯罪等の大犯罪において、犯人間の相互連絡等に用いられる電話その他の電気通信の傍受を行わなければ事案の真相を解明することが著しく困難な場合が増加する状況にあることを踏まえ、これに適切に対処するため必要な刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）に規定する電気通信の傍受を行う強制の处分に関し、通信の秘密を不当に侵害することなく事案の真相の的確な解明に資するよう、その要件、手続その他必要な事項を定めることを目的とする。

#### （定義）

第二条 この法律において「通信」とは、電話その他の電気通信であつて、その伝送路の全部若しくは一部が有線（有線以外の方式で電波その他の電磁波を送り、又は受けるための電気的設備に附属する有線を除く。）であるもの又はその伝送路に交換設備があるものをいう。

2 この法律において「傍受」とは、現に行われている他人間の

通信について、その内容を知るため、当該通信の当事者のいずれの同意も得ないで、これを受けることをいう。

3 この法律において「通信事業者等」とは、電気通信を行った者の設備（以下「電気通信設備」という。）を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供する事業を営む者及びそれ以外の者であつて自己の業務のために不特定又は多数の者の通信を媒介することができる電気通信設備を設置している者をいう。

### 第二章 通信傍受の要件及び実施の手続

#### （傍受令状）

第三条 檢察官又は司法警察員は、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に規定する犯罪（第一号及び第三号にあっては、その一連の犯罪をいう。）の実行、準備又は証拠隠滅等の事後措置に関する謀議、指示その他の相互連絡の他當該犯罪の実行に関連する事項を内容とする通信（以下この項において「犯罪関連通信」という。）が行われると疑うに足りる状況があり、かつ、他の方法によつては、犯人を特定し、又は犯行の状況若しくは内容を明らかにすることが著しく困難であるときは、裁判官の発する傍受令状により、電話番号その他発信元又は発信先を識別するための番号又は符号（以下「電話番号等」という。）によって特定された通信の手段（以下「通信手段」という。）であつて、被疑者が通信事業者等との間の契

約に基づいて使用しているもの（犯人による犯罪関連通信に用いられる疑いがないと認められるものを除く。）又は犯人による犯罪関連通信に用いられると疑うに足りるものについて、これを用いて行われた犯罪関連通信の傍受をすることができる。

一 別表に掲げる罪が犯されたと疑うに足りる十分な理由がある場合において、当該犯罪が数人の共謀によるものであると疑うに足りる状況があるとき。

二 別表に掲げる罪が犯され、かつ、引き続き次に掲げる罪が犯されると疑うに足りる十分な理由がある場合において、これらの犯罪が数人の共謀によるものであると疑うに足りる状況があるとき。

イ 当該犯罪と同様の態様で犯されることと同一又は同種の別表に掲げる罪

ロ 当該犯罪の実行を含む一連の犯行の計画に基づいて犯される別表に掲げる罪

三 死刑又は無期若しくは長期二年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪が別表に掲げる罪と一体のものとしてその実行に必要な準備のために犯され、かつ、引き続き当該別表に掲げる罪が犯されると疑うに足りる十分な理由がある場合において、当該犯罪が数人の共謀によるものであると疑うに足りる状況があるとき。

2 別表に掲げる罪であつて、譲渡し、譲受け、貸付け、借受け又は交付の行為を罰するものについては、前項の規定にかかわらず、数人の共謀によるものであると疑うに足りる状況があることを要しない。

3 前二項の規定による傍受は、通信事業者等の看守する場所で行う場合を除き、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内においては、これをすることができない。ただし、住居主若しくは看守者又はこれらの者に代わるべき者の承諾がある場合は、この限りでない。

#### (令状請求の手続)

第四条 傍受令状の請求は、検察官（検事総長が指定する検事に限る。次項及び第七条において同じ。）又は司法警察員（国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警視以上の警察官、厚生大臣が指定する麻薬取締官及び海上保安庁長官が指定する海上保安官に限る。同項及び同条において同じ。）から地方裁判所の裁判官にこれをしなければならない。

2 検察官又は司法警察員は、前項の請求をする場合において、当該請求に係る被疑事実の全部又は一部と同一の被疑事実について、前に同一の通信手段を対象とする傍受令状の請求又はその発付があったときは、その旨を裁判官に通知しなければならない。

(中略)

(必要な処分等)

第十条 傍受の実施については、電気通信設備に傍受のための機器を接続することとその他の必要な処分をすることができる。

2 檢察官又は司法警察員は、検察事務官又は司法警察職員に前項の処分をさせることができる。

（通信事業者等の協力義務）

第十一條 檢察官又は司法警察員は、通信事業者等に対して、傍受の実施に關し、傍受のための機器の接続その他の必要な協力を求めることができる。この場合においては、通信事業者等は、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

（立会い）

第十二條 傍受の実施をするときは、通信手段の傍受の実施をする部分を管理する者は又はこれに代わるべき者を立ち会わせなければならない。これらの者を立ち会わせることができないときは、地方公共団体の職員を立ち会わせなければならない。

2 立会人は、検察官又は司法警察員に対し、当該傍受の実施に關し意見を述べることができる。

（該当性判断のための傍受）

第十三條 檢察官又は司法警察員は、傍受の実施をしている間に行われた通信であつて、傍受令状に記載された傍受すべき通信（以下単に「傍受すべき通信」という。）に該当するかどうか明らかでないものについては、傍受すべき通信に該当するかどうかを判断するため、これに必要な最小限度の範囲に限り、当該通信の傍受をすることができる。

2 外国語による通信又は暗号その他その内容を即時に復元することができない方法を用いた通信であつて、傍受の時にその内

容を知ることが困難なため、傍受すべき通信に該当するかどうかを判断することができないものについては、その全部の傍受をすることができる。この場合においては、速やかに、傍受すべき通信に該当するかどうかの判断を行わなければならない。

（他の犯罪の実行を内容とする通信の傍受）

第十四条 檢察官又は司法警察員は、傍受の実施をしている間に、傍受令状に被疑事實として記載されている犯罪以外の犯罪であつて、別表に掲げるものは死刑若しくは無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮に當たるものを行なったこと、実行していること又は実行することを内容とするものと明らかに認められる通信が行われたときは、当該通信の傍受を行うことができる。

（医師等の業務に関する通信の傍受の禁止）

第十五条 医師、歯科医師、助産婦、看護婦、弁護士（外国法事務弁護士を含む。）、弁理士、公証人又は宗教の職にある者（傍受令状に被疑者として記載されている者を除く。）との間の通信については、他人の依頼を受けて行うその業務に関するものと認められるときは、傍受をしてはならない。

（相手方の電話番号等の探知）

第十六条 檢察官又は司法警察員は、傍受の実施をしている間に行われた通信について、これが傍受すべき通信若しくは第十四条の規定により傍受をできる通信に該当するものであるとき、又は第十三條の規定による傍受すべき通信に該当す

るかどうかの判断に資すると認めるとときは、傍受の実施の場所

において、当該通信の相手方の電話番号等の探知をすることが

できる。この場合においては、別に令状を必要としない。

2 檢察官又は司法警察員は、通信事業者等に対し、前項の処分に關し、必要な協力を求めることができる。この場合においては、通信事業者等は、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

3 檢察官又は司法警察員は、傍受の実施の場所以外の場所にお

いて第一項の探知のための措置を必要とする場合には、当該措置を執ることができるとする通信事業者等に対し、同項の規定により行う探知である旨を告知して、当該措置を執ることを要請することができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

(傍受の実施を中断し又は終了すべき時の措置)

第十七条 傍受令状の記載するところに従い傍受の実施を中断し又は終了すべき時に現に通信が行われているときは、その通信手段の使用（以下「通話」という。）が終了するまで傍受の実施を継続することができる。

(傍受の実施の終了)

第十八条 傍受の実施は、傍受の理由又は必要がなくなったときは、傍受令状に記載された傍受ができる期間内であつても、これを終了しなければならない。

(中略)

#### 第四章 通信の秘密の尊重等

(関係者による通信の秘密の尊重等)

第二十八条 檢察官、検察事務官及び司法警察職員並びに弁護人その他の通信の傍受に關与し、又はその状況若しくは傍受をした通信の内容を職務上知り得た者は、通信の秘密を不当に害しないように注意し、かつ、捜査の妨げとならないように注意しなければならない。

(国会への報告等)

第二十九条 政府は、毎年、傍受令状の請求及び発付の件数、その請求及び發付に係る罪名、傍受の対象とした通信手段の種類、傍受の実施をした期間、傍受の実施をしている間における通話の回数、このうち第二十二条第二項第一号又は第三号に掲げる通信が行われたものの数並びに傍受が行われた事件に関する逮捕した人員数を国会に報告するとともに、公表するものとする。ただし、罪名については、捜査に支障を生ずるおそれがあるときは、その支障がなくなった後においてこれらの措置を執るものとする。

(後略)

(資料一六) 日本新聞協会 新聞倫理綱領 一〇〇〇 (平成

一二) 年六月二一日制定

一一世紀を迎え、日本新聞協会の加盟社はあらためて新聞の使

命を認識し、豊かで平和な未来のために力を尽くすことを誓い、新しい倫理綱領を定める。

信を貫くべきである。

独立と寛容 新聞は公正な言論のために独立を確保する。あらゆる勢力からの干渉を排するとともに、利用されないよう自戒しなければならない。他方、新聞は、自らと異なる意見であつても、正確・公正で責任ある言論には、すんで紙面を提供する。

国民の「知る権利」は民主主義社会をささえる普遍の原理である。この権利は、言論・表現の自由のもと、高い倫理意識を備え、あらゆる権力から独立したメディアが存在して初めて保障される。新聞はそれにもつともふさわしい担い手であり続けたい。

おびただしい量の情報が飛びかう社会では、なにが真実か、どれを選ぶべきか、的確で迅速な判断が強く求められている。新聞の責務は、正確で公正な記事と責任ある論評によって、こうした要望にこたえ、公共的、文化的使命を果たすことである。

編集、制作、広告、販売などすべての新聞人は、その責務をまつとうするため、また読者との信頼関係をゆるぎないものにするため、言論・表現の自由を守り抜くと同時に、自らを厳しく律し、品格を重んじなければならない。

### （資料一七）高度情報通信ネットワーク社会形成基本法

一九〇〇（平成二二）年一二月六日法律第一四四号

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この法律は、情報通信技術の活用により世界的規模で生じている急激かつ大幅な社会経済構造の変化に適確に対応する

ことの緊要性にかんがみ、高度情報通信ネットワーク社会の形成に關し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針を定め、国

及び地方公共団体の責務を明らかにし、並びに高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部を設置するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重点計画の作成について定めることにより、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進することを目的とする。

#### (定義)

**第二条** この法律において「高度情報通信ネットワーク社会」とは、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的な規模で入手し、共有し、又は発信することにより、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会をいう。

#### (すべての国民が情報通信技術の恩恵を享受できる社会の実現)

**第三条** 高度情報通信ネットワーク社会の形成は、すべての国民が、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを容易にかつ主体的に利用する機会を有し、その利用の機会を通じて個々の能力を創造的かつ最大限に發揮することが可能となり、もつて情報通信技術の恩恵をあまねく享受できる社会が実現されることを目指として、行わなければならない。

#### (経済構造改革の推進及び産業国際競争力の強化)

**第四条** 高度情報通信ネットワーク社会の形成は、電子商取引その他の高度情報通信ネットワークを利用した経済活動（以下「電子商取引等」という。）の促進、中小企業者その他の事業者の経営の能率及び生産性の向上、新たな事業の創出並びに就業

の機会の増大をもたらし、もつて経済構造改革の推進及び産業の国際競争力の強化に寄与するものでなければならない。

#### (ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現)

**第五条** 高度情報通信ネットワーク社会の形成は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じた、国民生活の全般にわたる質の高い情報の流通及び低廉な料金による多様なサービスの提供により、生活の利便性の向上、生活様式の多様化の促進及び消費者の主体的かつ合理的な選択の機会の拡大が図られ、もつてゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現に寄与するものでなければならない。

#### (活力ある地域社会の実現及び住民福祉の向上)

**第六条** 高度情報通信ネットワーク社会の形成は、情報通信技術の活用による、地域経済の活性化、地域における魅力ある就業の機会の創出並びに地域内及び地域間の多様な交流の機会の増大による住民生活の充実及び利便性の向上を通じて、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現及び地域住民の福祉の向上に寄与するものでなければならない。

#### (国及び地方公共団体と民間との役割分担)

**第七条** 高度情報通信ネットワーク社会の形成に当たっては、民間が主導的役割を担うことを原則とし、国及び地方公共団体は、公正な競争の促進、規制の見直し等高度情報通信ネットワーク社会の形成を阻害する要因の解消その他の民間の活力が十分に發揮されるための環境整備等を中心とした施策を行うもの

とする。

（利用の機会等の格差の是正）

第八条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に当たっては、地  
理的な制約、年齢、身体的な条件その他の要因に基づく情報通  
信技術の利用の機会又は活用のための能力における格差が、高  
度情報通信ネットワーク社会の円滑かつ一体的な形成を著しく  
阻害するおそれがあることにかんがみ、その是正が積極的に図  
られなければならない。

（社会経済構造の変化に伴う新たな課題への対応）

第九条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に当たっては、情  
報通信技術の活用により生ずる社会経済構造の変化に伴う雇用  
その他の分野における各般の新たな課題について、適確かつ積  
極的に対応しなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第十条 国は、第三条から前条までに定める高度情報通信ネット  
ワーク社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」とい  
う。）にのっとり、高度情報通信ネットワーク社会の形成に關  
する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第十一條 地方公共団体は、基本理念にのっとり、高度情報通信  
ネットワーク社会の形成に関し、国との適切な役割分担を踏ま  
えて、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策  
を策定し、及び実施する責務を有する。

第十二条 国及び地方公共団体は、高度情報通信ネットワーク社  
会の形成に関する施策が迅速かつ重点的に実施されるよう、相  
互に連携を図らなければならない。

第八条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に当たっては、地  
理的な制約、年齢、身体的な条件その他の要因に基づく情報通  
信技術の利用の機会又は活用のための能力における格差が、高  
度情報通信ネットワーク社会の円滑かつ一体的な形成を著しく  
阻害するおそれがあることにかんがみ、その是正が積極的に図  
られなければならない。

（法制度上の措置等）

第十三条 政府は、高度情報通信ネットワーク社会の形成に關す  
る施策を実施するため必要な法制度上又は財政上の措置その他の  
措置を講じなければならない。

（統計等の作成及び公表）

第十四条 政府は、高度情報通信ネットワーク社会に関する統計  
その他の高度情報通信ネットワーク社会の形成に資する資料を  
作成し、インターネットの利用その他適切な方法により隨時公  
表しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十五条 政府は、広報活動等を通じて、高度情報通信ネットワ  
ーク社会の形成に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を  
講ずるものとする。

第二章 施策の策定に係る基本方針

（高度情報通信ネットワークの一層の拡充等の一体的な推進）

第十六条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の  
策定に当たっては、高度情報通信ネットワークの一層の拡充、  
高度情報通信ネットワークを通じて提供される文字、音声、映  
像その他の情報の充実及び情報通信技術の活用のために必要な  
能力の習得が不可欠であり、かつ、相互に密接な関連を有する

ことにかんがみ、これらが一体的に推進されなければならない。

#### (世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成)

第十七条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、広く国民が低廉な料金で利用することができる世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成を促進するため、事業者間の公正な競争の促進その他の必要な措置が講じられなければならない。

#### (教育及び学習の振興並びに人材の育成)

第十八条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、すべての国民が情報通信技術を活用することができるようにするための教育及び学習を振興するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の発展を担う専門的な知識又は技術を有する創造的な人材を育成するために必要な措置が講じられなければならない。

#### (電子商取引等の促進)

#### 第十九条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、規制の見直し、新たな準則の整備、知的財産権の適正な保護及び利用、消費者の保護その他の電子商取引等の促進を図るために必要な措置が講じられなければならない。

#### (行政の情報化)

#### 第二十条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、国、地方公共団体、大学、事業者等の相

策定に当たっては、国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上に資するため、国及び地方公共団体の事務におけるインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用の拡大等行政の情報化を積極的に推進するために必要な措置が講じられなければならない。

#### (公共分野における情報通信技術の活用)

第二十一条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、国民の利便性の向上を図るため、情報通信技術の活用による公共分野におけるサービスの多様化及び質の向上のために必要な措置が講じられなければならない。

#### (高度情報通信ネットワークの安全性の確保等)

第二十二条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保、個人情報の保護その他国民が高度情報通信ネットワークを安心して利用することができるようにするために必要な措置が講じられなければならない。

#### (研究開発の推進)

第二十三条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、急速な技術の革新が、今後の高度情報通信ネットワーク社会の発展の基盤であるとともに、我が国産業の国際競争力の強化をもたらす源泉であることにかんがみ、情報通信技術について、国、地方公共団体、大学、事業者等の相互の密接な連携の下に、創造性のある研究開発が推進されるよ

う必要な措置が講じられなければならない。

#### （国際的な協調及び貢献）

第一十四条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、高度情報通信ネットワークが世界的な規模で展開していることから、高度情報通信ネットワーク及びこれを利用した電子商取引その他の社会経済活動に関する、国際的な規格・準則等の整備に向けた取組、研究開発のための国際的な連携及び開発途上地域に対する技術協力その他の国際協力を積極的に行うために必要な措置が講じられなければならない。

（後略）

## 二 国会議事録

第一一一回国会衆議院通信委員会議録第一号 一九九一  
(平成三)年一〇月三日

ところで非常に大きく働いている。ということは、マスコミの報道、NHKが報道する内容にも事によつたらそういう力が及んでいるのかもしれない、そういう問題提起されているように思います。それに関連して、週刊誌、月刊誌、新聞その他でいろいろと言及されました、通信委員あるいは自民党の各派閥とそれからNHKとの間で島前会長辞任に對してどのような交渉があつたのか、そのリストをぜひ出していただきたいというお願いを前回の委員会でいたしました。……そのリストを実際に御準備いただけたのかどうか、まずお聞きしたいと思います。

○小山参考人（引用者注 小山森也NHK副会長） 前回の委員会で御質問のありました件でございますけれども、島前会長の当

日の行動等につきましていろいろな先生方から御質問等がありました、その先生方への御説明につきましては電話訪問、いろいろな形がありました。ですが

ない次第でございますが私どもの基本的な姿勢は、どこの党であれば、どの先生であれ、私どもにとつては非常に大切な国会議員の先生でございます。したがいまして、国会議員の先生方から御質問あるいはいろいろな点からの資料等につきましては、私どもは誠意を持つて応答していくというのが基本でございます。しかしながら、この件につきましての電話あるいは訪問等一つ一つの正確な記録がないということが実情でございます。ひとつ御理解いただきたいと存じます。

○秋葉委員 前回の委員会で私が申し上げましたのは、少なくとも

も社会党の委員には全く接触がなかつた。自民党の中にもなかつた方はいらっしゃいますけれども、そういうことを申し上げました。今のお答えでは記憶がないそうですが私の方はきちんと人名を挙げることも可能です。……今おっしゃった、どの党の方に対してもというのは実は真実ではなくて、野党には接触がなかつた、自民党は確かに接触をいたしましたというふうに理解いたします。御記憶がない以上それに対する反論はおきにならないと思いますがいかがですか。

○小山参考人　与党、野党的別もなしにいろいろな接触はしてござります。ただ、正確な記憶ではなくて記録がございませんと申し上げたのですがひとつこの辺御了承いただきたいと思います。

(中略)

○秋葉委員　利害関係の対立が報道の現場で非常に大きな問題となつてゐるのは、つい最近行わされました、これは廢案、審議未了になりましたがいわゆる政治改革関連三法案の審議というのがあります。……選挙制度審議会の委員を見ますと、二十七人中九人が三分の一ですね、現職のマスコミ関係者です。そして、そのマ

スコミの方々がこの「選挙制度改革」と、かぎ括弧つきでけれども、「選挙制度改革」という名を持つた一つの政治制度の改変について報道を行つてゐる。あまつさえ、その「政治改革」を、これもかぎ括弧つきの「政治改革」ですがそれを行わないのは非常に大きな問題だということを言つています。つまり、マスコミの人たちが非常に多く入つてゐるわけですがそこで自分たちで決

めたことを、いわば事の当事者になつてしまつたマスコミの方々が、自分たちが決めたことを推し進めないのはけしからぬというような諭説さえ具体的に新聞、テレビ等であらわれております。

実はこの委員の中にNHKの専門委員兼解説委員という方が入つていらっしゃるわけですがこういつた点についても、こういう政治的な問題について、しかも、今国会では三つの論点の一つといふように数えられた大問題について、マスコミが直接このようないらつしやるわけですがこういつた点についても、こういう政策的の決定に参画した上に、さらに、最終的にはその改革を推進めるような報道を行う、あるいは解説を行うということに対し、NHKはどういうふうにお考えになつておられるわけですか。

○中村参考人　私どもは番組をつくる立場で、そういう審議会とは全く別に、独自にそういう政治改革なりなんなり公正に取り扱うということで、そういう審議会にうちの委員が参加しているということにはとらわれないで、きちんとした報道をやつております。

第一二六回国会参議院通信委員会議録第三号　一九九三  
(平成五)年(月)二五日

信頼を著しく失わせ 国民の知る権利を侵すものであると思います。全く遺憾なことあります。とりわけNHKは放送法に基づく特殊法人、公共放送であるだけに、主管する郵政省の責任も大きいと考えます。NHKに限らず、昨年から御存じのように民間放送でもやらせ放送が相次いで発覚し、国民の強い批判を浴びております。関係者は公共の電波を利用する重要な使命を改めて自覚し、再発防止に全力を擧げるべきだと思います。このことは、言うまでもなく、憲法に保障された表現の自由を確保する上でも、関係者自身の手による厳しい自戒自浄の徹底的な実現が今求められていると私は思います……。

(中略)

○鈴木栄治君(引用者注 鈴木(森田健作) 自民党議員) ……

私、一俳優といたしましてNHKさんのドラマに出させていただいたこともあります。私がいろいろとNHKの方と接している中において、俳優の報酬に関していろいろ、それは私は使われている方ですから遠回しに言いますが、心といいますか、言葉の端々におまえを使ってやっているんだ、天下のNHKが全國にやっているんじやないか、そういうものが根底に流れているような、言葉じゃなくても気配を受けるんですね。

それから紅白歌合戦、あれに出ていた歌手の方いつぱいいますが、テレビではみんな笑顔で歌っていますよ。私なんかそういう仲間が多いのですから。当日のNHKスタッフの皆さんの非常には無礼な傲慢な態度に嫌気が差す。頭にくる。でもしようがな

い、紅白に出ないとギャラも上がらないから。そういう部分があるんですね。申しわけありません、私は別に会長が傲慢だと言つてはいるんじゃないですよ。でもそういうNHKの傲慢さの体质が今回の事件で明るみになつたんじやないか。

例えば、この事件において新聞とか雑誌とか報道等によりますと、このディレクターの言動が、おれはNHKだ、NHKがやるんだから文句言うな、NHKだからできるんだと言つたといふ。そのような思い上がりというのは随所に見られるんじますが、NHKの看板に対しては十二分以上に認識しているけれども、NHKの重さに対して私は認識が非常に甘いのじゃないか、そう思つんでございますが、いかがでしようか。

○参考人(川口幹夫君) 最も痛いことを言われてしまひました。そのようなことがあります。と思って私も去る十七日のこの問題についてのおわびを申し上げたときに、テレビが始まつて四十年になりました。この間にテレビは非常に大きなメディアとして大発展をしました。ところが、その陰でつくっている者の思い上がりとかあるいは甘えとかいうのがあったのではないか。そのことをまず反省しますということを放送の中で実は申し上げた。それが実は私自体が、現在まで過ごしてしまって世帯が大きくなり、番組 자체がいろいろな形で豪華につくられればつくられるほど人間の存在というものがだんだん消えていく。本当に人間的な態度でもつて出演者の方と接したり、番組をつくつたりしていた時代が

昔あつたのになという気が非常に強くしました……。

第一二八回国会衆議院通信委員会議録第一号 一九九三  
(平成五) 年一〇月二七日

○横光委員（引用者注 横光克彦社会党代議士）……この免許、許可にかかる問題ですが、放送法に規定されております政治的公平であるということ、これは非常に漠然としている問題ですが、実際は非常に繊細な問題であるとも思うのです。これはどこで、政治的に公平であるということはその判断基準は何なのか、そしてまた、だれが判断するのか、そこが非常に難しい問題であるのですが、郵政省はそれをどのように判断するのでしょうか。

○江川政府委員（引用者注 江川晃正郵政省放送行政局長） 政治的公平ということにつきましては、放送法は表現の自由を保障する一方で、御案内のように、同法第三条の二の第一項第一号におきまして、放送番組の編集に当たっては「政治的に公平であること」というふうに求められているところでござります。

そこで、その政治的公平であることとどうのはどういうことかということにつきましては、政治的な問題を取り扱う放送番組の編集に当たりましては、不偏不党の立場から、特定の政治的見解に偏ることなく、放送番組が全体としてバランスのとれたもので

なければならぬと考えておりまして、あわせて同項第四号の趣旨との関連におきまして、政治的に意見が対立している問題については、積極的に争点を明らかにし、できるだけ多くの観点から論じられるべきものだというふうに考えております。

それで、では政治的公正をだれが判断するのかといふところでございますが、これは最終的には郵政省において、そのこと自身の政治的公正であつたかないかについては判断するということでござります。ただ、その判断材料につきましては、放送番組の編集に当たっては自主性をたつとぶという立場にござりますので、まず、放送事業者において、我が番組における公正さといふものを説明してもらう、それを受けて我々が判断するといふようにしているところでございます。

○横光委員 先ほども申しましたが、言論報道機関に国会や行政が介入することはできるだけ避けるべきことであろうと思うのです。では、避けるためには、行政や国会が介入する以前に、ある問題が起きた場合、その前に事前に調査する機関といいますが、そこで処理する機関といいますか、ま（ママ）を言えど、日本もテレビオンブズマン制度を導入してはどうか。要するに、例えば郵政省の諮問機関にして、学識経験者から成る委員会をつくり、して処理する。そういう場が今回なかつた。そいつたものを郵政省の諮問機関で、そういう制度を導入してはどうか、そういう考え方がありますが、それはいかがでしょうか。

○江川政府委員 ただいま先生御指摘のよう、何らかの第三者機関において放送番組の内容に関する問題を取り扱うということは、表現の自由の保障との兼ね合いでございます。それから、客観的かつ公正に放送番組の適正を図っていくための、それが本当に有効なものであるかどうかということもございますが、一つの方法であるかも知れません。

いずれにいたしましても、今私としては、そうするというふうには申し上げられません。今回のテレビ朝日事案について十分調査を行いまして、結論を得た段階で、それまでの過程でいろいろと認識されました問題など十分調査、検討、研究いたしまして、先生の御指摘のありましたことも十分念頭に置きながら、現行の諸措置に加えてさらに新たな措置が必要であるかどうかということについても考えてまいりたいと思つております。

○横光委員 前向きにぜひ考えていただきたいと思います。

次に、この二十五日に衆議院の政治改革特別委員会で椿前報道局長の証人喚問が行われたわけですが、これはジャーナリズムへの権力の介入であるという考えを持つている人は非常に多いと思うのです。そのところは、郵政省としてはどういうふうにお考えですか。

○江川政府委員 国会においてなされた仕事でござりますので、私の方はコメントを差し控えさせていただきたいと存じます。  
(中略)

○伊藤参考人（引用者注 伊藤邦男テレビ朝日社長）このたび

の、椿前取締役報道局長が、委員の御質問の中にございましたように、九月の放送番組調査会の中で不穏当、不適切な発言をいたしました。この発言によってテレビ朝日の報道姿勢にあらぬ疑問、疑惑を生じましたこと、そしてまた、民放全体に対してもいろいろと不信感みたいなものを呼び起こしたことについて、まさに申しあげなく、まずおわび申し上げます。

また、椿自身が証言の中で申ししておりますように、しかし彼は自分の頭の中ではそのようなことを思つていただけれども、それを指示し、あるいは命じたことはない、したがつて実際に放送されたものは不偏不党の原則にのつとつていると本人も言つておりますが、私どもの現段階での調査でもそのようになつておりますし、なお、今回の経験をいい教訓といつしまして、一層の公平、公正、偏向のない番組制作に努めてまいりたいとまず最初に御質問の前にお答えをさせていただきます。

(中略)

○自見委員（引用者注 自見庄三郎自民党代議士）……まさに報道の最高責任者というのが、報道局長、取締役でござりますから、その方が、本人も具体的に指示をしたり、あるいはそういうことをきちつと示唆したこともないという話でしたけれども、指示したとということであれば自分は明らかに放送法の違反であるということをこの前証言ではつきり言われたわけでございますから、ですからその点につきまして、はつきり自分の意思、信条、信念を言えばもう放送法の違反になると自分が言つてあるわけで

すからね、椿さん。

そういった方がやはり報道の最高責任者であった、それも平成元年から最高責任者であったというふうに私お聞きをしたわけでございますから、もう四年間も報道番組の、テレビ朝日の最高責任者ということは、そこら辺はこれはいかがなものか、こう思うわけでございます。この点をまずお聞きをさせていただきたい。

○伊藤参考人 ……彼は、自分が考えていた、こうなればいいなと思つていたことが結果としてあらわれた、それでおれがやつたんだみたいなことを言つてしまつた。つまり、よく言う後講釈なんですね。実際自分は何もしていらないのに、おれがやつた、やつたと言う、あのたぐいのものだというふうに、私どもにも言つておりますし、証言でもそのように言つております。

しかし、あるようなことは、たとえ自由な討議の場だといっても、どう伝わるかわからないことを、テレビ朝日の役員であれば、局長であれば考えなきやならないのは当然でありますから、ああいうことをするのもう許しがたいと私どもは思つております……。

さて、私は、早起きなのですから朝早くからテレビをよく見るんでございます。これは以前にも質問したと思うんでございますが、朝早く番組が始まる前に国旗・国歌、日の丸・君が代が流れるのでございますが、これに対してNHKさんのこの国旗・国歌に対する認識と、番組においてどのような観点またお考え方、またこれからどのようにおやりになつていくのかということをお聞かせ願いたいと思います。

○参考人（中村和夫君 引用者注 NHK専務理事）前回も御質問いたしましたけれども、昭和二十七年の四月二十八日、ちょうどサンフランシスコ講和条約が発効されたその日に、日本といふ国を認識するという素朴な気持ちからラジオで君が代の放送を始めただというのが一番最初でございます。それ以降、一日に一回君が代ないし国旗をお聞かせしたりお見せしようということです、テレビの場合には次の年に始まつたわけですが、もともとは講和条約発効の日に日本という国を認識するという素朴な気持ちから始まつたわけで、当時BBC等を一つの参考にしただつたと聞いております。

それで、それ以来四十年、四十年ちょっとですか国民の間にすっかり定着して、それが一つの伝統みたいになつて放送を続けているということでございます。

○鈴木栄治君 国民に日本ということを認識させよう、それは大変いいことでございます。

### 第一三二回国会参議院通信委員会議録第七号 一九九五 (平成七) 年三月二八日

○鈴木栄治君 (引用者注 鈴木(森田健作) 自民党議員) …… ところが、総合テレビ、教育テレビ、ラジオ第一、ラジオ第二 資料から読み解く日本のメディアと社会権力(第三部) 資料追加編

があるんでござりますが、総合テレビにおいては平日朝は君が代はございません、日の丸はあるんでござりますが、祝日においては君が代・日の丸がある。教育テレビにおいては平日も祝日もこられないんでござりますね。日の丸のかわりにロダンが映つたりしているんです。そして、「ラジオ第一・ラジオ第二」もあつたりなかつたりしているんでござります。

これはどのような区別というんですか、どのような御認識でそのようにおやりになつてあるんでござりますか。

○参考人（中村和夫君） 私ども、総合テレビとラジオ第一放送が基幹波であるという認識から、基幹波を中心にしていうことをやつてあるということです。

○鈴木栄治君 私は、教育テレビというのはやっぱり教育でございますから、そういう意味においてはこちらで流したとしても決しておかしくはないと思うんですが、どうでしょう。

○参考人（中村和夫君） 教育テレビの場合には終了時にやつておきますから、そういう形でテレビの場合には昭和二十八年にスタートして定着した、教育テレビの場合には三十四年から始めているというようなこともありますし、私どもは基幹波をそういうことを行う第一の波というふうに認識してやつておりますので、まあよろしいのかなど、放送終了のときだけでいいのかなどいう考えでござります。

各国の状況なども調べましたけれども、放送開始前にやつているところというのは、英國もフランスもドイツもやってないんで

す。だから、当初からの我々の考えたとおり、一日一回はそういうことをやろうという方針を今後とも続けていきたいというふうに考えております。

（中略）

○鈴木栄治君 ……これは産経新聞なんでおざいますが、「NHKの「戦争報道」を問う」、これ連載になつていてます。その中に「日本の軍国主義を倒すためには原爆とソ連の対日参戦といふ外圧が必要だった」と。要するに、その専任キャスターは最終回にこの言葉を言つてお締めになつたそうでおざいます。

……ソビエトの参戦と原爆が「いわゆる外圧」という言葉で表現されている。「強い外圧がないと、何ごともすすまないと」いう体

質は今も変わつておりません。」、これは限りなくこの参戦と原爆がないと戦争は終わらなかつたんですよ、要するにこれはある意味で正当性を帯びてゐるんじゃないですかと、限りなくそういうような印象も与えかねないんではないかなと私は思つんです。

……このソビエトの参戦にしろ原爆にしろ、何十万という方が悲惨な目に遭つたり犠牲になつてゐるんでござります。その人たち、原爆においてはいまだに悩んでる、体を壊している方もたくさんいるんでござります。そういう人たちの心情を考えると、いわゆる外圧であつた、強い外圧がないと何事も進まないと、体質は今も変わらないんだ。こういう言葉で果たして納得できるかと思うんでござりますが、いかがでございましょうか。

○参考人（中村和夫君） ……今御指摘ありました外圧という言

葉ですが、歴史的な事実から酌み取れる教訓をどういう言葉である場合当てはめたら一番適当だったのか、今よく使われる言葉を使つてわかりやすく表現したらどういうことになるのかということからあの言葉が使われたというふうに思つております……。

### 第一三六回国会参議委員通信委員会議録第六号 一九九六年四月一日

○参考人（磯崎洋三君 引用者注 TBS社長） 磯崎でござります。

本日は、審議御多忙中でこのような機会を与えていただきまして、まことにありがとうございます。今回の当社の事態につきましては、委員長を初め本委員会の皆様方に大変御心配をおかけいたしております。申しわけございません。

亡くなられた坂本さんには、TBSを信頼して取材に応じていただきました。しかし、私どもはその信頼関係をみずから損なつてしましました。まことに申しわけございません。今回の事態で、私どもは、単にTBSのみならずへ日本の放送界全体に対する信頼をも傷つけてしまいました。さらに、私どもを長い間支持していただいた視聴者、国民の皆様の信頼にもひびを入れてしましました。私は、こうした事態を極めて深刻に受けとめております。

（中略）

○保坂三蔵君（引用者注 自民党議員）…………さきの訂正記者会見におきまして、また今回の冒頭におきまして、坂本弁護士遺族に社長が謝罪をされました。どんな心境でお話をあつたのか、また謝罪とはこの因果関係を認められたということになりますでしょか。

○参考人（磯崎洋三君）まことに、坂本弁護士御一家の事件につきましては、心からお悔やみを申し上げる気持ちでいっぱいです。

ただ、先生御指摘の、テープを見せた案件につきましての関連でございますが、検察の冒頭陳述の中にもござりますとおり、非常にさまざま長い経過の中で私どものTBSも冒頭陳述の中では述べられているわけでござります。したがいまして、私としては、関係が全くなかつたというふうには存じておりませんけれども、一連のそいつた関係の中でこの事件が起きたというふうに認識はいたしております。

○保坂三蔵君 社長、それが甘いんですよ。

先ほどの冒頭で坂本弁護士一家並びに御両親には謝罪をされましたが、この事件の後にあらゆる事件が引き続いて起こつていて、やはりその原点なんですね、坂本事件。だから私は、冒頭で申し上げたように、サリン事件の被害者にもやっぱり社長の言葉で冥福を祈らなくちゃならないような責任があるということを認識されていないと、今回、この委員会だけクリアすればいいとい

うことでお帰りになられては困る、こう思つて、次にまた質問をしてまいります。

（中略）

○保坂三蔵君 ……例の村井秀夫刺殺事件です。これは昨年の四月二十三日に事件が起きました。そして、このとき幹部中の幹部の村井が刺されて、そして翌日の二十四日の午前三時に死亡しているんですが、二時間後の五時にもう既に「ザ・フレッシュ」ですね、「ザ・フレッシュ」じゃなくて、五時は違いますが、すぐニュースで特番的にこれを放映している。これは国民が見まして、夕方の「ニュースの森」でもやりましたから、みんな見てるわけですよ。だれが考えたっておかしいんですよ。

その徐という犯人が、最初からやりますよというように徐ばか

り追つて、アタッシェースから何からですね。社長、これをごらんになつたでしよう。マザーテープをごらんになりましたか。

事件二時間後の五時に放映したこのテープ、これ無修整のテープなんですよ、多分。これは一回公開してもらいたい。「ニュース

の森」というのはもう時間も一日近くたつてますから、修整したものに見せていただきたい。

○参考人（磯崎洋三君）先生のお話は重く受けとめさせていただ

きたいというふうに思います。  
いずれにしても、放送に携わる身は、繰り返し放送の倫理、そして放送基準に関して徹底して研修を行うこと、それから一番大事なことは、現場の放送人、放送マン一人一人がそのことについ

てしつかりしたモラルと意識を持つことであるというふうに考えている次第でございます。そのために、私は最大限のこれから努

べたと言つておりますが、この村井秀夫刺殺事件の私の質問に対する見解と御答弁をいただきたい。

○参考人（鈴木淳生君 引用者注 TBS常務）今、先生が御

指摘になりました村井幹部殺人事件に、事前に情報をつかんでいたんではないかというふうな御趣旨かと思ひますけれども、これは外部プロダクションのつくっているドキュメンタリーのカメラマンが映像を撮ったところでございまして、たまたまそこにいたということをごぞいます。オウムの青山本部に群がつている人々を三日間取材いたしまして、それをまとめて放送しようと、こうことでございましたが、その中に、いわゆる群衆の中にまじって徐容疑者もおつたということをごぞいます。そういうことでございま

す。

○保坂三蔵君 そんな偶然なシーンじゃないよ。暴力団の筋から情報を持つたんじゃないかとまで疑われているんですよ。そんな甘い調査でこれは済みませんよ……。

（中略）

力をし、そして繰り返しこの問題については継続してやって、事に当たっていかなければならないと考えている次第でございます。

○保坂三蔵君 ……今日、憲法のもとでも報道の自由は絶対的に保障されております。しかし、万一誤った報道がなされた場合は、あるいは意図的な報道がなされた場合は、報道から社会を守るという行為も当然担保されているわけであります。これは私たちの責任によつていて。信教の自由と似ていますね。

特に、マスコミの横暴、例えば具体的に申し上げれば松本サリン事件の河野義行氏への汚名、これもマスコミで起こされましたね。それから江藤前大臣の発言を内外の第三者へ、マスコミの倫理観ですよ、ジャーナリストの倫理観を破つて通報してしまった事件、あるいは選挙のたび重なる偏向報道、そしてその他ワайдショードなどの目に余る取材の仕方、これはマスコミの横暴、暴力と国民が見ていく向きがあるんです。特に、健全な、民主化された社会の中では、ジャーナリズムが第四の権力たるには暴走するブレーキがどうしても必要なんですよ……。

では「プロードキャスター」あるいは「サンデーモーニング」という番組をやつていらっしゃいます。その、一月の二十四日の「プロードキャスター」の番組、あるいは二月の十一日の「サンデーモーニング」の番組、これはごらんになつたことがありますか。

○磯崎参考人（引用者注 磯崎洋三TBS社長） 私は、放送は見ておりません。

○古屋委員 実はこの放送は、両方も住専問題についての特集がなされておりました。……今の一につきましては、まず二月の二十四日の「プロードキャスター」は、住専処理問題の部分では十六分四十六秒が放映されておりました。それから、一月の一日の「サンデーモーニング」では二十九分五十三秒放映されました。したがつて、これがトータルで約四十五分ほどあるんですけど、この出演者そして内容、すべてが、一〇〇%全部反対の意見でございました。このことは、放送法にのつとつて考えてみた場合にはいかがなものだろうか、これについてちょっと御意見を伺いたいと思います。

○磯崎参考人 先生御指摘の番組でござりますけれども、私どもいたしましては、今御指摘の放送法、放送基準にのつとりまして、対立している双方の論点を明確にするという原則で制作をしているつもりでござりますし、また強くそれを指導しているつもりでございます。私は、この放送基準そしてまた放送法にのつとつて放送がされているものというふうに考えております。

○古屋委員（引用者注 古屋圭司自民党代議士） ……TBS社

資料から読み解く日本のメディアと社会権力（第三部）資料追加編

○古屋委員 ほかにも「ブロードキャスター」あるいは「サンデーモーニング」等ですと放映がございました。それを私も集計をさせていただきました。確かに、社内の規定の中にも、一つの

番組では一方の意見を言つても、ずっとトータルとしてはバランスよくとるというようなことも恐らく社内では議論されているん

でしよう。したがつて、そういう可能性もあるかなと思つて私は見てみたんです、二月の十七日、二十四日、三月一日、三月九

日、三月二十三日、いずれもこれは「ブロードキャスター」ですが、一〇〇%、全部反対意見でございました。出演者も皆さんそうでした。それから、「関口宏のサンデーモーニング」というのも、二月の十一日、十八日、二十五日、三月三日、十日、十七日、二十四日、それぞれ一分三十二秒、十分、十一分二十九秒、十二分十四秒等々放映されておりますが、基本的に差異はございませんでした。

……私、こういう事実からして、この放送法の放送番組審議機関とか、これに基づき設置されております社内の独自の放送基準、……という基準が、今のこの報道を見る限り、本当に果たしてそういうチェック機能が機能しているんだろうか、甚だ私は疑問に感じるわけでありますけれども、この点についてもいかがでございましょうか。

○磯崎参考人 先生御指摘の点につきましては、私ども、放送法そしてまた今お話をございました番組基準にのっとって放送をしているつもりでございます。しかし、極めて重要な御指摘でござ

いますので、その点に關しまして今後も社内に徹底をしてまいりたいというふうに考えております。

第一三六回国会衆議院遞信委員会議録第九号 一九九六年五月三〇日

○齊藤（斗）委員（引用者注 齊藤斗志一自民党代議士）……郵政省は、一日とか一週間とか、どの程度の時間の中で公平と判断しているのか、また、TBSは実際的にどの程度の時間の範囲であれば対立する意見に公平な機会を提供したと考へて番組をつくっているのか、大臣と社長、それぞれお答えいただきたいと思います。

○日野国務大臣（引用者注 日野市朗郵政相）……前回の当委員会でも、政治的な公平について、名前も出たことでござりますから申し上げてよろしかろうと思いますが、岩國哲人さんが出演をされた番組がございまして、これについて非常に強い御批判が当委員会でも行われたところであります。

私は、岩國哲人さんというのは、ある政党の候補者として公認候補者になつておられる方でありますから、そういう方をテレビに登場させるという場合、しかるべき配慮があつてよろしいのであろうというふうに思います。私も御指摘を受けてからそのビデオは拝見をいたしました。私、これを見て、やはりこれは非常に

問題が多いと思います。

だきたいと思います。

そういう人を登場させる番組をつくるという場合の、これには一つの、局内で基準を持つておられると思うのですよ。それから放送法において政治的な公平がうたつてあることも放送関係者が知らないはずはないのだろうと思います。それをあえて出演をさせているということになりますと、これは著しく政治的な公平を欠くと思います。これは軽率にそういうことが行われたのか、それともある作為を持つて、ある目的意識を持つて行われたのか、こういうことも当然問題になり得る事柄でありまして、私は、極めて遺憾なことであった、こう思つております。付言させていただきます。

(中略)

○鴨下参考人(引用者注 鴨下信一TBS取締役)……岩國氏につきましては、当日の番組の大きなテーマでありました地方自治と中央の関係の観点から、市長経験者としての出演をお願いしたものでございます。現在、選挙の日程も確定しておりますし、番組の内容も選挙運動には当たらないと考えております。しかしながら、番組の出演者に関しましては、常々配慮するようつに指導しております。今後も一層注意を払っていただきたい、そう思つております。

○齊藤(斗)委員 今鴨下さんから御答弁がありましたけれども、その認識はやはりまだ甘いんだと私は思いますよ。よく社内で、新体制の中であるべき姿というのをしつかり検討していた

極めて遺憾に存じておるところであります。

（中略）

○岸本委員（引用者注 岸本光造自民党代議士）……一月八日からこの二月八日に外務省が騒ぐまで、外務省が発言するまで、郵政省は何も知らなかつたということですな。簡単に言うたらあほにされていたということですな、郵政省は、監督官庁として大臣、どうですかこれは。

○堀之内国務大臣 ただいま御指摘のとおり、郵政省はこけにされておつたということでありまして、これも私が率直に申し上げますと、国会のある先生から郵政省は通知を受けたのです。それから初めて調査に入ったわけですが、外務省自身も、一月二十八日に家族に全部人質の状況というのを報告しておるわけです、それから外務省の方に照会があつて、外務省も驚いたというのが実態であります。だから、全く、今回のテレ朝のこうした報道関係については、私ども郵政省も残念ながら何ら知らされなかつたということであります。

○岸本委員 それで、初めから、それだつたらこれは会社ぐるみでやつておつたことと違うのかとという気がするわけでござります。社会的にもうこれははつきりうそを言つておつたということにもなりますし、しかも国際問題の中で、そういう人命がかかわつた問題であつて、まあこれは放送されておりませんが、取材も含めて、この問題は電波法、放送法との関係ではどういうふうなとらまえ方をしたらいいのか教えていただきたいと思います。

○堀之内国務大臣 これまで外務省並びに放送局長からも御答弁申し上げましたが、一連の今日までの状況を考えますと、どうもテレビ朝日のいろいろ報告をされたことを全面的には信用できないという、これは大方の意見だろう、こう思つております……。

（中略）

○岸本委員 ……久米宏が、その突人をした晩のテレ朝のニュースステーションでこの記者を容認するような発言をしております。こんなことを見ていきますと、今、局の中に番組審議会、審議機関があるのですね。ここでいろいろ、ええ放送やとか悪い放送やとか倫理の問題を振り分けをして、注意をしているようですね。こんなことを見ていきますと、今、局の中に番組審議会、審議機関があるのですね。ここでいろいろ、ええ放送やとか悪い放

ントをしておつたわけです。ところが、この残置無線機が出てきて初めて、これは局も承知しておつた、何ら問題ではない、配慮に欠けるものではないというようなコメントを、テレ朝の報道局

長名でコメントが出ております。

それで、初めから、それだつたらこれは会社ぐるみでやつてお

思つてゐるのですよ……。

(中略)

○小坂委員（引用者注 小坂憲次自民党代議士）……取材活動についても、何でもかんでも取材の自由があるからといってほつておくわけじゃないと思うのですね。それはそれなりに、どういふことをやつて、どういう番組になつてゐるか、番組の内容については一切監督はされないでしようけれども、目的に沿つた中で、認可した事業者がどういう活動をしてゐるかについては、やはり郵政省には監督指導の権限とともに義務があると思うのであります、具体的に、要するに取材の範囲とかそういうことについては一切ノーコメントなんでしょうか。

○楠田政府委員（引用者注 楠田修司郵政相放送行政局長）放送法におきましては、番組基準とか、番組のことにつきましては先ほども申し上げましたように規律がござりますが、取材活動、営業活動等については一切規定はございません。

○小坂委員 その規定がないことが私は問題だと思っているのですよ。ですから、郵政省は、それでは放送事業者に対して全く指導監督は行えないのでしょうか、するとしたらどういうことでしようか、お答えください。

○楠田政府委員 郵政省が放送事業者について指導できますのは、番組基準、番組基準に関する問題、それから番組審議会に関する問題、こういうふうに考えておりまして、先生御指摘の取材の問題あるいは会社の中の職員の問題、こういうものにつきまし

ては、放送法では一切ノータッチという形になつております。

第一四〇回衆議院日米安全保障条約の実施に伴う土地使用等に関する特別委員会議録第四号 一九九七（平成九）年四月九日

○田久保参考人（引用者注 田久保忠衛杏林大教授）……一坪地主、一坪反戦地主が沖縄の声なのか。私がこういうことを申し上げますと、そんな証拠がどこにあるといふことでございます。が、私、琉球新報、沖縄タイムス、ずっと読んでおります、毎日読んでおります。そこで、こういう印象を強く持つてゐるわけでございますが、特に、四月三日に特別措置法の一部改正案が閣議決定されて国会へ出された、その日の現地二紙の夕刊でございますよ。これは沖縄の反響、全部一坪地主あるいはその団体の代表者の発言ばかりであしらつてゐる。あたかも沖縄の声は一坪地主に代表されているのか、こういうことでござります。……この二つの新聞は、はつきり言ひますと普通の新聞ではないということでござります。これをきちっと批判すべき、言論の自由のあるところであればこれを批判しなければいけない。それが批判されないので、あの島で温存されてゐる、大変なことだと思うのでござります。

の取締役、一坪地主でございます。琉球新報の論説委員、琉球新報添支局長、一坪地主でございますね。沖縄タイムスの社長、タイムスの相談役、それから相談役兼琉球放送監査役、こういう方々が一坪地主である。御先祖から自動的にいただいた土地でこうなつておるんだとか、信念からこうやっておるんだ、これは私は非難すべきではないと思うのでございますが、公正な報道に携わる者がはじめをつけないで、こういうことでいいだらうか。李下に冠を正さず、瓜田にくつを入れず、こういうことからいえば、この新聞が偏向しておると言われてもいたし方ない、弁解の余地がないのではないかというふうに私は思うのでございます。

民主主義社会でございますから言論の自由が許されている、これは沖縄でも言論の自由を許すべきではないかな。二つの新聞は、全くうり二つでございまして、題字を入れかえてもどっちがどっちだかわからない、一致団結して同じアングルで報道をしているということでござります。これが一体沖縄の声か、こういうことを私は申し上げたかったということでございます。

（中略）

○西村（眞）委員（引用者注 西村眞悟新進党代議士）……新崎参考人が沖縄の二つの新聞社の社説をもつて、これが沖縄の民意であるというふうに申された。九九%この新聞を沖縄では読んでいるから沖縄の民意なんだと言われた。しかし、角度を変え、今金城参考人が言われたように、私どもの声があらわれないんだというサイドから見れば、これは九九%のシェアを持つ二つ

の新聞によって、それも反戦地主になつてゐる幹部のもとにある新聞社が発行する新聞によつて沖縄の心がマインドコントロールされておるんだ、そして言論が封殺されておるんだということになるわけです……。

#### 第一四〇回国会衆議院文教委員会議録第二一一号 一九九七（平成九）年七月一〇日

○河村（建）委員（引用者注 河村建夫自民党代議士）……青少年に悪影響を与える有害な情報といいますか、ビデオであるとか、あるいは極端に暴力表現を含むような図書、こうした有害環境を除去するというのも、今、当面起こつてゐる問題に対する対症療法としては喫緊の問題になつてきておると思うのであります。

これは総務庁が青少年対策本部で担当をしておられるかと存じますが、各県においてもこういう対応もしておると思いますが、現状、どのように取り組んでおられますでしょうか。

○中川説明員（引用者注 中川良一総務庁青少年対策本部次長）御説明を申し上げます。現在、長野県を除きます四十六の都道府県でいわゆる青少年保護育成条例というものが制定されてございまして、その中で御指摘のようなビデオあるいは図書などの規制を行つております。

規制の仕方でございますけれども、おおむねの規定ぶりが、著

しく青少年の性的感情を刺激し、または粗暴性もしくは残虐性を助長し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものとして有害指定したものを十八歳未満の青少年に販売したり頒布したりあるいは貸し付けることを禁止いたしまして、その違反に対しまして罰則を科しているものでございます。そのほかにも、成人コーナーを設けるなど、有害図書類の陳列方法でありますとか場所の制限を行つてあるものもございますし、また自動販売機に有害図書類を収納することを禁止いたしましたり、あるいは自動販売機につきまして設置の届け出の規制を行つてある県も多数ござります。

なお、有害な図書類の指定方法でございますけれども、各県が具体的に定めております基準に基づきまして、各都道府県ごとに設置されております審議機関に諮問をいたしまして、そこの意見を聞いた上で個別に有害図書あるいは有害ビデオとして指定する方式をすべての条例で採用してございます。また、このほか多くの県で緊急指定あるいは包括指定といったような方式もとつておるところでございます。

○河村（建）委員 出版の自由、表現の自由との絡みもありましたが、青少年の健全育成からいえば、総務庁、総まとめ役としてもと強い姿勢でこの問題には取り組んでもらわなければならぬ、私はこう思つております。

（中略）

○佐藤（茂）委員（引用者注 佐藤茂樹新進党代議士）……（神 資料から読み解く日本のメディアと社会権力（第二部）資料追加編

戸児童連続殺傷事件の）容疑者の顔写真が、雑誌フォーカスと週刊新潮に掲載された問題について若干お尋ねをしたいと思います。

これは私は、現行の少年法第六十一条により保障されている容疑者少年の人権を侵害したことは間違いない、また、そういう観点から、新潮社の姿勢は、人権尊重の精神を著しく欠くとともに法無視の態度も甚だしい、そのように思つております。逆に、それが販売ルートで販売中止の行動をされたことは、取り返しつかない人権侵害を避けるための社会の良識が働いたものであるというようには評価をしているわけです。

まず最初に法務省にお聞きしたいのですけれども、今回、新潮社が二つの雑誌に掲載したこと及び勧告後の態度について法務省はどういうにとらえておられるのか、まずお尋ねをしたいと思います。

○印部説明員（引用者注 印部久男法務省人権擁護課長）お答えいたします。これらの記事を掲載した雑誌社は、昭和六十年にも、十六歳の少年が両親を殺害したという事件につきまして、今回と同様容疑者少年の顔写真を掲載したということがございました。その際も、写真掲載について、深く反省するとともに、再びかかることのないよう配慮されたいということで勧告をいたしました。しかし、今回さらに同様の人権侵犯事件を発生させたといふことで、非常に遺憾と考えております、

このような」とから、直ちに関係法務局におきまして同社に対する事情聴取をするなどしましたところ、同社は、法を恣意的に解釈して本件人権侵犯を行つたもので、十分な自覚と反省を持たず、再発防止のための具体策を何ら実施せず、当該週刊誌の回収など実効性のある被害救済措置をとろうとしないということが認められました。

そこで、本月四日、同社に対しまして、本件各記事について深く自戒するとともに、今後再び人権侵犯事件を起こすことがないよう早急に防止策を策定し公表するとともに、本件各週刊誌を速やかに回収するなど、実効性のある被害の拡大防止及び回復の措置を講ずるよう強く勧告したものであります。

この勧告を受けまして、当該出版社は、勧告については真摯に受けとめ今後検討させていただきたいというコメントをいたしました。さらに同社が昨日発行しました週刊誌におきましても、「編集長取材メモ」と題する記事の中で、今後の防止策の策定について法務省の勧告に素直に耳を傾けて検討していただきたいと言つております。

そのようなことから、当省としましては、今後の同社の対応について注意深く見守つていただきたい、こういうふうに考えております。

○佐藤（茂）委員 今法務省の御説明をいただきましたけれども、私も昨日のフォーカスも読ませていただきましたが、そういう内容も書いています。

ただ、その上の欄に別のこととも書いているのですね。「ただ、雑誌の回収が記事の撤回を意味するというのであれば、基本的に私たちは、FOCUSの問題提起は間違つていないと考えているので応じられない。」そういうことも上の方に言つているのですね。時間もないのにこのことを長く議論したくないのでそれでも、この新潮社、勧告を出されているのはフォーカスだけじゃないのです。週刊新潮、二つの雑誌を何とかしろ、そういうことで言われているのですね。

それで、フォーカスがこれから防止策を策定し公表するから、そう言うならきちっと見届けていただきたい、そういう話でしたけれども、週刊新潮の方は、例えばこれは七月五日付の毎日で、報道によりますと、「週刊新潮編集部は「一方的な回収の勧告は、報道、表現の自由に対する干渉に等しく、勧告を受け入れるつもりはない」としている。」そういうように報道されていますし、きょう発売のこれは週刊新潮のコピーを持つてきましたのだけれども、きのうフォーカスでそういうように検討したいというようなことを言つておきながら、きょうの週刊新潮では、「神戸「男児惨殺少年」を少年法で裁けるか」という見出しの記事と、その後にはどう言つてあるかというと、「法律が時代に即さないなら、あえて一石を投じるのもマスコミの使命のはずだが、人権屋の弁護士を筆頭に偽善に満ちた少年保護の大合唱では絶望的である。」こういうように言つておるわけです。さらに次の記事では、「人権大合唱で虐殺されたこれだけの「民衆の声」というこ

とで特集を組んで、いろいろな声を載せていくんですね。こういう態度の両方をやはり社の姿勢として見ないといけない。

フォーカスの方で一部、何となく検討しますというような、逆に言うたら、左手でそういうことを言つておきながら、右手ではなおかつ同じように、これでもかという形でやつているという、そういう意味合いにしかとれないのですけれども、法務省は、どのようにこのことをとらえておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○印部説明員 確かにそういう記事が掲載されているということは承知しておりますが、勧告いたしましたのが今月四日でござります。そういうことから、人権機関の姿勢といたしましては、もうしばらく出版社の対応を見守つて、場合によつては、その状況により適切な処置をとつていきたい、こういうふうに考えております。

○佐藤（茂）委員 一々細かいところを執着したくないのでしょうけれども、やはり、法務省が言つ放し、勧告しつ放しということとが一番よくないと思うのですね……。

放送したダイオキシン問題の報道ですが、おくれがちなダイオキシン対策を急ぐよう行政を促そうとした番組の方向は間違つていないと思つております。評価するにやぶさかではありません。ところが、それを伝える内容がずさんきまりない。……テレビ朝日は、本当はお茶だと知つていたけれども、お茶だと問題になりにくいので、バターンには野菜と表示し、音声はホウレンソウをメインとする葉っぱ物とコメントして、映像ではホウレンソウやキャベツの野菜畑をふんだんに見せて、視聴者に所沢の野菜は危険だと連想させることによって殊さらセンセーショナルな話題づくりをねらつたのではありませんか。

放送法三条の一の三号は、「報道は事実をまげないですること」と規定しています。いかがですか。

（中略）

○早河参考人（早河洋テレビ朝日報道局長）……取材で知り得た担当者の認識は、ホウレンソウを含む野菜ということでございまして、当日のお知らせにおきましても、出演者、キヤスターもそういう認識でございました。……スタッフは野菜というふうに思い込んでおりましたので、タイトルに野菜のということを書いてしまつた。ここは不適切で後に訂正をいたしましたけれども、確認が不十分だったといって、この部分については私もミスだつたというふうに思つております。

（中略）

## 第一四五回国会衆議院通信委員会議録第五号 一九九九

（平成一二）年二月一日

○浅野委員（引用者注 浅野勝人自民党代議士） テレビ朝日が

○浅野委員 この番組は、人々の生活に深いかかわりを持ち、価

格の変動などの経済的要因に重大な影響を与える懸念のあるテーマを承知で扱ったはずであります。現に、莫大な損害を農家に与えてしまいました。もともと念には念を入れてつくるべきテーマ

だったと存じます。

にもかかわらず、キヤスターの久米宏氏は、JAは調べても数字を発表しない、農水省はこれから調べると寝ぼけたことを言っている、実際の数字は以上のとおりですと言いつているんです。

今の説明だと、この数字は何か検出されたものかあいまいなまま、事実上ホウレンソウと断言するような形になつて、実はせん茶だつたと。ちょっとごめんなさいでは済まされない社会的責任があるように感じます。

キヤスターが十分な知識や情報もないまま、この種の問題を一方的に決めつけるような発言をすることについてはどうお考えでござりますか。

(中略)

○伊藤参考人（引用者注 伊藤邦男テレビ朝日社長）……全体とすると、これは正しい報道であつたというふうに考えるわけでしかしながら、農家の皆様からの御批判は、これは御迷惑をかけたことは確かであります。それは私どもの本意ではなく、また確認が不十分であったということはまことに申しわけないと思つております。ですから、それは十八日の放送でも訂正し、おわびしたところをございます。したがいまして、その御批判を真摯

に受けとめまして、これから報道に生かしてまいりたいと考えております。

## 第一五〇回国会衆議院文教委員会議録第四号 二〇〇〇 (平成二二)年一月一七日

○石井（紘）委員（引用者注 石井紘基民主党代議士）……

ういう全面広告が数日前の新聞に出ております。「本日の授業、殺し合い」こういうものです。「バトル・ロワイアル」、ビートたけしさんが物すごい顔で、血相を変えて写つております。これはまだ映画が封切られていませんから、後で申し上げますが、私も今、見せてくれと東映さんにお願いしているんですが、事前に見せてくれるということなんですね。……文部大臣は、映画とか出版物、こうしたものの社会的影響といつものについてはどんなふうにお考えになりますか。

○大島国務大臣（引用者注 大島理森文相） 映画や出版物といふのは文化、文化というのは人に影響するから、ある意味では文化だと思います。したがつて、できるだけよい文化をつくり、よい文化に親しんでもらうという努力を政策としてしていくことが政治の一つの課題である、このように思います。

今、石井先生から、お言葉で概略、この映画というか本の御説明をいただきましたが、もし今のような状況がその映画のシーン

で映され、そして見せられたら、言葉よりもっと非常に残酷なシーノの連続かなという想像をいたしたというのが、先生からの問い合わせに対する答えとさせていただきます……。

(中略)

○石井(紘) 委員……未成年の大勢の人々やあるいは一般の皆さんに、そういうた殺しのやり方というようなことを次々に見せつけるということがあつていいのかどうか。ここは、文部大臣、そういう言論、出版の自由とか、あるいは表現の自由とかといふものは何のためにあるのかということをよく考えてもらわなくては困りますね。

これは、例えば政治的な言論の自由とかあるいは言論、思想の出版の自由といふものと、それから、社会的な罪悪に結びつくようないいは秩序の破壊に結びつくような、道徳を失わせるようないいことに結びつくような出版の自由あるいは言論の自由というのがあるのかどうなのか。言論の自由といふこと、あるいは出版の自由といふこと、何でも言つていいのか、何でもやつていいのか。どうですか。

○大島国務大臣 ある一定の基本的な考え方のところは同意でございます。

自由といつても、何でもやる自由ということはないと思います、憲法において公共の福祉といつものが範囲ですよということが書いてありますから。問題は、この言論あるいは出版のところの公共の福祉といふ限界がどこにあるのか、ここに国

民的コンセンサスがきちっと得られるのかどうかというところに非常に難しい問題があります。しかし、基本的に、今先生がある意味では怒りを込めて私に対して質問をされている、心情的には、私も全く同感でござります……。

### 三 新聞談話等

朝日新聞朝刊記事「映像戦争 テレビ報道に批判・戸惑い」(湾岸戦争と日本・1991年1月1日付)

九日付

一月二二日、自民党総務会で、戦争とテレビのかかわりが話題となつた。

山口敏夫氏 テレビは米国とイラクが対等の立場で戦っているかのような、実態と掛け離れたコメントをしている。弾圧するわけにはいかないが、国民運動を進める立場から、これを修正する情報を国民に提供すべきだ。

原田憲氏 ベトナム戦争時代の「平和屋」や、軍事評論家と称する権威のない人々がテレビに出ている。

佐藤孝行幹事長代理 どのテレビ局がどんな番組を流しているか、党の調査局で調べている。

深谷隆司氏 日本人はテレビで、遠くの火事か、ドラマのよう

に戦争を見ている。

前郵政相の深谷氏は、この数日後、民放関係者との会合で、

「軍事評論家があたかも戦争をフットボールを楽しむように解説しているのはいかがなものか」と語った。自民党のある中堅代議士は「東京の米国大使館は、各局の報道ぶりをつぶさにモニターしている。戦争の後、日本たまきの材料にされねばいいが……」と気をもむ。

（後略）

朝日新聞朝刊記事「ダイヤルQ2に倫理規定 アダルト番組規制 審査団体」一九九一（平成三）年六月一日付

日本電信電話（NTT）の回線を使った有料情報サービス「ダイヤルQ2（ダイヤルキュー）」の番組内容を審査している社団法人・全日本テレホンサービス協会（東京、衛藤隆吉理事長）は三一日、社会問題になつていて露骨な性的内容の番組の規制を中心とした「ダイヤルQ2倫理規程」を発表した。全面的に禁止規定を盛り込んだ厳しい内容になつていて。

第一章では、「情報提供者は特に児童及び青少年の健全な人格形成に配慮し、その妨げとなる情報は提供することのないよう努めなければならない」と強調。第二章で具体的な順守項目を列举している。

「青少年への配慮」では、「悪影響を及ぼす性的表現が含まれている情報を流してはならない」と規定。

「性及び風俗の表現」では、性行為の模様を想像させる音声、音響▽性行為、生殖器などを直接さし示す用語▽性倒錯——と具体例を挙げ、これらについては「かりに芸術作品の一部であつても、慎重に取り扱わなければならない」とした。

性的内容の番組の多くが、情報料の最高額である三分間三〇〇円を取つてゐるが、「冗長な構成によつて情報料をいたずらに高額にするような番組を提供してはならない」としてゐる。

（後略）

朝日新聞朝刊記事「自民総務会で「偏向」批判 長良川堰めぐるNHK番組」一九九二（平成四）年一月一三日付

NHKが昨年末に放映した長良川河口堰（ぜき）建設問題の特集番組が、一二日の自民党総務会で取り上げられ、「地元住民のほとんどが建設に反対だとの印象を与える」（島村宜伸代議士）「不偏不党に極力注意してもらいたい」（深谷隆司代議士）などと批判が相次いだ。佐藤総務会長は、出席した川口幹夫NHK会長に「もっと公共放送としての見識を持つて、しかるべき対応をお願いする」と要望した。

番組は昨年一二月四日夜に全国放送された「問われる巨大開発

／検証・長良川河口堰」。この日の総務会では、NHKの来年度予算や事業計画の審議が行われたことから、この番組が話題になつた。

口火を切つたのは、建設に反対する立場の鯨岡兵輔元環境庁長官。「番組を一言で言えば、建設を考え直せということだ。巨額

の建設予算が無駄なカネということなら大変だ」と述べた。

これに対し、五人の出席者から「番組で紹介されたのは反対派八割、賛成派一割だ。これで不偏不党と言えるか」といった批判の声があがり、「中身について事前の審査はないのか」といつた質問まで出た。

鯨岡氏は「公共放送といえども、政府の方針と同じことをやらなければならないわけではない」とNHKを擁護したが、多勢に無勢だった。

方針だ。野党側はこの問題を検討することも含め、「慎重に扱うべきテーマ」との姿勢をとつてゐる。「報道の自由」を制約することになりかねない内容だけに、今後論議を呼びそうだ。

自民党が検討している法改正案は、新聞、雑誌、テレビ、ラジオを規制の対象とし、(二) 地方選挙を含むすべての選挙を対象とする(一) 公示・告示から投票までの期間中、候補者の当落や道機関の責任者に禁固一年以下、罰金二〇万円以下の罰則を科する、との内容。

現在、公職選挙法第一三八条の三で、当選者を予想する「人気投票」の結果を公表することが禁じられているが、一四八条ではこの規定が報道・評論の自由を妨げるものではないことを明記している。

しかし、自民党内では「選挙運動期間の終盤に『断然リード』と書かれたら、(楽観ムードになつて)一万票は損をする」など、選挙の情勢記事に対する不満がかねてから強かつた。同党政改本部(長谷川峻本部長)が三月に宮沢喜一首相に提出した「緊急改革に関する答申」でも、「与野党協議でさらに検討を要する事項」の中に「投票に予断を与える報道のあり方」が盛り込まれていた。

政治改革をめぐる与野党協議で、選挙期間中の選挙情勢報道に対する規制問題が浮上してきた。二九日の与野党の実務者会議(座長・森喜朗自民党政調会長)で自民党は、選挙情勢の予測報検討に着手するよう提案した。これに対し、野党側は、社会党が道などの禁止を盛り込んだ公職選挙法改正案を野党側に提示する「選挙の公正を害する記事も散見される」との考え方を示しながら

も、「選挙報道の自由を尊重しなければならない」と主張。公明、共産、民社各党も規制には慎重な姿勢を示した。

また、自民党内にも「協議の対象として、報道機関が自制することを期待している」（政治改革本部幹部）といった見方もあり、実際に規制実施の方向に進むかどうかは流動的だ。

（後略）

朝日新聞朝刊記事「自民党、PKO報道に不満 参院選控え風当たり警戒」一九九二（平成四）年七月三日付

〇に悪い印象を持つようになる。ああいうキャスターを出している番組のスポンサーの商品は買わないくらいのことを、自民党もやる必要がある」。

同法をめぐる報道については、塩川正十郎自治相が成立直後の六月一六日の閣議で「湾岸戦争の場面を映したり、『子どもを戦場に送るのか』といった感傷的な、事実を曲解した言い方がされている」と述べたことがある。このほか、公式の席ではないものの、「ノーベル平和賞をとっているPKOが戦争につながるというマスコミ報道は情緒的」（竹下派幹部）といった発言が続いている。

先の国会で成立した国連平和維持活動協力法（PKO協力法）をめぐるマスコミの報道ぶりに対し、不満や批判をあらわにする政府・自民党幹部の発言が相次いでいる。山下徳夫厚相が一日、同法についてのテレビ報道に「不公正だ」と批判したほか、「PKOといえばすぐ、戦車の映像が出るのはおかしい」といった發言も目立つ。参院選での同法への風当たりの強さが読み切れない

朝日新聞朝刊記事「佐藤検事長「論壇」投稿で検事総長から注意 一対一で二度面談」一九九二（平成四）年一〇月三一日付

うえ、成立後の各種世論調査で、同法への反対が意外に根強いといふ結果が出ていることも、いらだちを募らせる要因になつているようだ。

山下厚相は一日、北海道旭川市で開かれた自民党河本派代議士の会合で講演。テレビ朝日系「ニュースステーション」の久米宏キヤスターを名指して取り上げ、「毎日見ていると、世論もPK

岡村泰孝検事総長は三〇日午後、佐藤道夫札幌高検検事長を東京・霞が関の最高検に呼び、九月一九日付の朝日新聞「論壇」に「検察官の役割とは何か」と題する一文を投稿したことについて、「組織の一員として相当でない」と口頭で注意したが、同日夕、最高検の土肥孝治次長検事が記者会見し、「この注意は、総長の指揮監督の範囲内で行つたもので、処分ではない」などと説明した。

検察当局はこの日午後二時から、金丸信・前自民党副総裁（七八）の政治資金規正法違反事件の処理や捜査経過について理解を求めるため、岡村総長が自ら招集して緊急の検事長会議を開催。佐藤検事長に対する注意は、この会議の前後二回の話し合いの中で行われた。

検事長会議の終了後、記者会見した土肥次長検事によると、岡村総長と佐藤検事長は一対一で「十分な時間」話し合った後、岡村総長から「具体的な事件に関与していない検察官がその事件の捜査処理に関する批判的意見を公表することは組織の一員として相当でない」として口頭での注意が行われたという。

検察関係者によると、これに対し、佐藤検事長は「注意」を行う根拠をただし、岡村総長は検察庁法など法的根拠に基づくものではないと答えたという。両者の話し合いが二度にわたったのは、佐藤検事長の納得を得るのに時間を要したためとされる。

この佐藤論文は一般論の形で投稿されたもので「(公益の代表である) 檢察官が格別の理由なしに、国民が知りたい、聞きたいと思っていることについて尋問しないのは、重大な任務背反になる」と述べていた。

しかし、岡村総長は、投稿の時期や内容などからみて、金丸前副総裁の献金受領事件について論じたもので一般論ではないと判断したとしている。

(後略)

朝日新聞朝刊記事「琉球放送記者の取材めぐり紛糾 沖縄県議会の新石垣空港委」一九九二（平成四）年一月一二日付【西部本社版】

沖縄県議会の新石垣空港対策特別委員会（三人で構成）で一日、伊集盛元委員長（自民）が琉球放送の具志堅勝也記者（三八）に対し「報道内容が偏っている」として取材拒否・委員会室退出を求めたとして紛糾する一幕があつた。同記者が「部屋から出て行くよう言われた」と言うのに対し、委員長は「公正な取材は求めたが、取材拒否した覚えはない」としている。

関係者の話では、具志堅記者が委員会室に来たのは開会後の一日前午前一〇時すぎ。すぐに伊集委員長が同記者に対し、廊下に出るよう言つた。

同記者によると、廊下で「九日の放送で、自民党県議が暴力団を擁護するような発言をしたように伝えていた。間違った報道だ」と言われ、委員会での取材を拒否されたという。

具志堅記者は県議会事務局で、委員会退席の根拠をただして約二〇分後に委員会室に戻り、取材を続けた。審議も続行された。

問題になつた九日夕のニュースは、具志堅記者が空港候補地の一つ「カーラ岳東側海岸」の用地買収をめぐる自民党県議の発言を取り上げ、「以前放送したカーラ岳東側に絡む暴力団報道を暗に批判したもの」などと解説した。

朝日新聞夕刊記事「報道にモラルを」注文　自民の佐藤  
総務会長が新聞協会理事らに　一九九二（平成四）年一二  
月三日付

佐藤氏は、新井氏らが「事業税が全額課税されると、放送の持つ公共的使命の達成が阻まれる」と要請したのに対し、「軽減措置の扱いは、最終的に首相と相談しながら党三役で判断する」と述べた。

自民党の佐藤孝行総務会長は三日、新聞業や一般放送事業に対する事業税軽減措置の存続を陳情に来た新井明・日本新聞協会理事（日本経済新聞社長）と杉野直道・日本民間放送連盟税制対策特別委員長（テレビ東京社長）に対して、「税とは別問題だが、公的な影響力を考えると、もう少しモラルと見識があつていい」と語り、新聞、テレビなど報道機関の最近の報道姿勢に注文をつけた。

佐藤氏は、TBSが一月二九日に放送した「緊急スペシャル『国民の怒りは政治を変えられるか』」が、一九九〇年の湾岸危機の際、人質解放を実現する目的でイラクを訪問した中曾根康弘元首相と自民党議員団（佐藤孝行団長）の合同訪問団について、「自民党が付き添つた、と複数の関係者が証言している」と伝えたことに言及。「事実ではない。単に視聴率をあげるための番組編成はやめて欲しい」と批判した。

さらに、新井氏には、イトマン事件の検察側冒頭陳述で「日経新聞社内の協力者に一〇〇〇万円が支払われた」とされた点も指摘。「天下の日経でもこういうことがあるのか」と述べた。新井氏は「調査した結果、いまでも社内にそういう人物はいなかつたと考えている」と答えたという。

朝日新聞朝刊記事「自民党が選挙予測報道の自粲に協力要請 新聞協会側は反対」　一九九三（平成五）年三月一三日付

自民党政改推進本部（本部長・宮沢喜一首相）の塙川正十郎本部長代理と石井一主査（選挙制度改革担当）は一七日、東京・内幸町の日本新聞協会を訪ね、同協会編集委員会の箱島信一代表幹事（朝日新聞東京本社編集局長）らに会い、同党がまとめた公職選挙法改正案要綱に報道機関に選挙予測報道の自粲を求める項目を盛り込んだことに理解を求めた。これに対し、新聞協会側は反論するとともに、このあと箱島代表幹事が「選挙報道の自由という原則に照らし、望ましくない」と予測報道規制に反対する談話を発表した。

塙川氏は「報道の自由を制限しようという意図はない。投票日の二、三日前に掲載される候補者の当落予想記事で票の動向が左右されるので、掲載時期を慎重に考えてほしい」と要請。新聞協会側は「法制化はせずに各報道機関に自粲を求める方が望まし

い」「マスコミには最新情報を有権者に伝える義務がある」などと反論した。

選挙の予測報道自肅については、昨年五月の政治改革をめぐる与野党協議で自民党が公職選挙法改正案に入れるよう要求、野党の反対で見送られた。しかし、その後も自民党内には規制を求める声が出ており、政治改革関連法案の検討の過程で、「慎重に配慮しなければならない」との訓示規定を公選法改正案に明記することになった。

(後略)

(中略)

この問題をめぐって自民党内には批判や不満の声が噴出しているが、党執行部は「事実究明が先」(河野洋平総裁)との慎重な構えで、発言内容の把握と、それが放送法と公職選挙法などに照らして問題がないかどうかの検討を急ぎ、来週中にも対応を決める予定。

事実究明の一環として、当面は衆院政治改革調査特別委員会や通信委員会などの場で、質問したり、証人喚問や参考人として関係者を呼ぶことも考えている。

朝日新聞朝刊記事「メディア・政界に波紋 テレ朝前局長の総選挙報道発言」一九九三(平成五)年一〇月一六日付

テレビ朝日(全国朝日放送)の椿貞良・前報道局長が「非自民

政権が生まれるように報道するよう指示した」などと日本民間放送連盟(民放連)の会合で発言した、と一部で報じられた問題は、政界やメディア関係者に波紋を広げている。テレビ朝日側は「誤解を与える発言はあつたが、指示したとはいっていないし実際に意図的な報道はしていない」と否定したが、自民党内には追及の声も出ている。テレビ放送の許可権限を持つ郵政省も調査を始めた。テレビ報道の公正さなどにかかる問題の焦点をまとめた。

一四五夜には、各派閥の幹部が集まり、衆院選挙制度改革の対応について話し合った会合でも、椿氏発言の要旨と称するメモが配られ、批判が相次いだ。さらに同党の一年生議員二六人も一四日、森幹事長に対して「証人喚問実現など重大な決意を持って対

処」するよう申し入れている。

（後略）

朝日新聞朝刊記事「「一方的政権PR」と批判 日本テレビの総理府提供番組」一九九三（平成五）年二月二二日付

日本テレビ（氏家育一郎社長）が今月中旬、細川政権の発足以來の歩みをたどる番組を放送した。総理府提供の五五分番組だが、内容が一方的で政権の宣伝ではないか、とする批判が出ている。放送法の「政治的公平」からみて問題との指摘もあり、同社労組（菅原洋二委員長、八〇〇余人）は二二日、「政府の一方的PR番組」を放送しないよう氏家社長に申し入れた。自民、共産の両野党も、政治的宣伝臭が強いと反発している。

この番組は、一一日の夕方四時から全国三一局ネットで放送された「情報ドキュメントスペシャル 検証!! 細川政権一二五日の足跡」。

番組は細川首相を指名する衆議院本会議の映像から始まる。改革イメージを担つた細川政権が生まれ、「責任ある変革を提唱した」と紹介。高支持率を背景に政治改革法案の年内成立を公約し、「細川流」と呼ばれる政治スタイルで「かつてなかった清新なイメージを国民に与えた」と、政権の歩みを振り返っていく。

ここで初めて「提供総理府」の表示が出て、輸入推進の政府広報CMが入る。番組が始まつて約一四分間、視聴者には、スポンサーがどこか分からぬ。

次いで日米首脳会談や国連総会演説、日ロ、日韓首脳会談、アジア太平洋経済協力会議と首相の外交活動を追い、さらにコメ問題を中心とするウルグアイ・ラウンド、緊急経済対策、税制改革、規制緩和、政治改革と、政権の抱える課題の説明が続く。

総理府広報室によると、電通に放送実施を委託した。番組は日本テレジ 社会情報局が制作した。番組の途中に政府広報の三秒CMが一本挿入された。全体のスポンサー料は、四〇〇〇万円余りにのぼる見込み。総理府予算から支出される。

全編を通じて使われているのは首相の政治活動を中心とするニュース映像。首相の声が流れる映像だけで二〇回、合わせて約六分にわたる。このうち一八回は演説や記者会見などの政治的な内容だ。国内政治家で発言の紹介が首相に次ぐのは武村官房長官の一回。野党の発言はない。各テーマごとに七人の識者と街の声のインタビューの映像の計約一八分がはさみ込まれる。

（中略）

○日テレ「主体的に作った」総理府「中身に相当注文」

日本テレビの萩原敏雄取締役編成局長は「細川さんの就任以来の行政をごく普通に並べたドキュメントとして、局が主体的に作った番組だ。番組は廣告とは違い、局のものだ。番組提供者の全面PRはできない。意図的な政府PRではない。当初、電通から

持ち込まれた企画はあまりにもおべんぢやら番組だったので、一度お断りした。それでもなお話が来たのでこちらの企画を提案し、それを買つていただいた」と話す。

番組を制作した小淵義房プロデューサーは「国民の七割が支持している細川内閣のインサイドを描くのが番組のテーマだった。その狙いからいって、あえて批判は必要でなく、細川行政を分かれやすく伝えようと考えた。番組制作途中で総理府と協議はしたが、事実関係の確認が中心で、総理府の指図に従つたわけではない」と説明する。

一方、総理府の半田嘉弘広報室長は「テレビで政府広報をしようととした我々の意図がよく出た」と次のように話した。

この秋から、議論の最中でも政府の取り組んでいる行政課題を積極的に広報する方針をとることにして、この番組から当てはめた。コメ問題、政治改革、税制改革などの重要問題が次々と節目を迎えるのに合わせ、政府の対応や方針を知つてもらうのが目的だつた。番組の責任は日本テレビにあると言つても、中身には相当地ちからも注文をつけていた。政府広報を逸脱したとは思つてない。内容の大筋で行政活動の広報に徹しており、批判されることはないとと思う。

(後略)

朝日新聞朝刊記事「自民へ巨額の「広告献金」 九〇年総選挙の借金一五〇億円の返済支援」 一九九四(平成六)年二月二七日付

自民党が一九九〇年二月の総選挙資金として都市銀行から借り入れた一五〇億円の返済を支援するため、自動車、電機、銀行など経団連の中核を占める主要業界の大手企業や団体が、九〇年から三年間、同党的機関紙などへの広告費として巨額の資金を提供していたことが、複数の業界、自民党関係者の証言で明らかになった。広告料の相場をはるかに上回る事実上の政治献金で、自民党は九二年末までに返済した約一二九億円の大半を、この広告収入の増加分で手当てしたものとみられる。「広告献金」をめぐつては昨年、公益事業として政治献金をやめていたはずの電力、ガス業界が、同党に巨額の広告費を払つていたことが明るみに出た。他の主要業界も幅広く政治資金規正法の「抜け道」を利用していたことで、献金規制のあり方をめぐる論議が再燃しそうだ。

九〇年の総選挙にあたつて、自民党は、当時の小沢一郎幹事長(現新生党代表幹事)らが、国民政治協会を経由する通常の経団連ルートの献金に上乗せする形で、自動車、電機、銀行、電力、建設などの各業界に直接「特別献金」を要請。業界側は三年程度に分けての拠出に同意し、八九年一二月と九〇年一月に、都市銀行五行から計一五〇億円の融資を受けた。

自治省に提出された政治資金収支報告書によると、同党は利息

を含めて九〇年に約六三億五〇〇〇万円、九一年約五七億八〇〇〇万円、九二年約八億円の計一二九億円余りを返済した。

しかし、自民党への企業・団体献金の受け皿となる国民政治協会の収支報告書によると、企業・団体からの寄付総額（政治団体からの寄付を除く）は、八九年から九二年にかけて一〇〇億円前後とほぼ変わらず、返済資金をどう調達したかは、不明だた。

この点について、「特別献金」に応じた主要業界の複数の関係者は、二六日までの朝日新聞社の取材に対し、「特別献金の支払は、広告料で献金する形だった」と証言。ある都銀の担当者は「(この)数年、国民政治協会への献金とほぼ同額を、『自由新報』などへの広告料として出していた」と説明した。電力業界も九〇年から広告を通じた献金を大幅に積み増ししている。

自民党的「自由新報」「月刊自由民主」「りぶる」の発行による

事業收入は、八九年が約一五億円だったのにに対し、その後は九年約二四億円、九一年約三五億円、九二年約六三億円と、三年間

で四倍以上に膨れ上がりつてお、証言を裏付けている。

また、自民党的機関紙誌への広告を独占的に取り扱っている同党系列の広告代理店「自由企画社」の売り上げも、八九年が約一

九億円だったのにに対し、九〇年約四八億円、九一年六九億円、九二年約六五億円と急増している。自民党的収入や支出は選挙の有無などで変動するため、広告収入の増加と借金返済のベースはずしも一致しない。

こうした広告収入の急増について、自民党的事務局幹部も「業

界、企業に資金提供を「トータルで今年はこれぐらいお願ひします」と依頼するだけ。あとは国民政治協会と自由企画社が各業界、企業を回って集める。どちらに出すかは相手が決めることだ」と述べ、広告収入が政治献金の補完的役割を果たしていることを暗に認めている。

主要業界が「特別献金」の大部を広告費で拠出したのは、(一)すでに政治資金規正法の限度額に近い献金を行つていて、「特別献金」を上積みできない企業もあつた(二)国民政治協会への献金に上積みした場合、経団連が斡旋(あっせん)する正規ルートの業界別シェアが乱れかねない(三)「特別献金」は小沢氏らが経団連の頭越しに要請した経緯があり、既存の拠出方法とは一線を画す必要がある、などの事情からとみられる。

(後略)

### 朝日新聞朝刊記事「取材倫理追及と釈明 社内調査遅れ TBS幹部国会招致」一九九六(平成八)年四月三日付

「重く受け止めていた」「信頼回復に全力をあげる」——。坂本弁護士一家殺害事件にからむ東京放送(TBS)ビデオテープ疑惑で二日、磯崎洋三社長ら幹部が参院通信委員会で釈明した。国会の場に社長が出席したのは、この問題で初めて。傍聴席は報道陣であふれ、テレビも生中継で伝えた。取材倫理も問われ、三時

間半に及んだ審理の結果、改めて明らかになったのは、TBSの社内調査が依然進んでいないことだった。三日は衆院の通信委員会で質疑がある。

#### 想定問答

委員会にはTBSの磯崎社長、オウム報道特別委員会委員長の鴨下信一常務、社内調査チーム責任者の鈴木淳生常務の三人が出席した。TBSにとって、国会での参考人招致は、三月一九日と二八日の法務委員会に続いて、三度目。今回も役員らが連日、深夜、未明まで想定問答などの対策を練った。磯崎社長は「おがこけ、目がくぼむなど、疲労の表情がありあり」と見えた。

TBSの信用が失墜した理由の一つは、約二ヶ月半かけたという調査を、早川紀代秀被告（四六）のメモを入手して二日後につがえしたことにある。このことを意識してか、磯崎社長は委員会の冒頭、三月一一日に公表した最初の調査結果が誤りだったことを認めつつ、「組織的に事実を隠ぺいしたり、ねじ曲げたことはない。不正は一切ない」と強調した。

質問に立つた委員らはおさまらなかつた。「さんざん関係者に聴取してテープを見せていないとしながら、早川被告のメモを簡単に信用するなんて、すでに昨年九月から、見せたことを知つていたのではないか」（保坂三蔵委員・自民）、「三月二五日付の報告でも、解雇されたプロデューサーは『記憶があいまいだが、見たとしか考えられない』という言い方なのに、なぜ見せたと確

定できるのか」（元検事の大森礼子委員・平成会）などと、たたみかけた。

TBS側は「六年前の記憶をたどるだけの調査には限界がある。社外の特別調査人に依頼して、事実解明を急ぐ」などと、苦しい答弁に終始。三月二五日以降の調査についても、見せた当日の昼間の「水中クンバカ」取材で、テープを見せる「了承」していたとの証言を得られたことに触れるだけで、「調査を進めたい」と繰り返した。

#### 「人権問題だ」

「金曜日担当プロデューサーの〇〇氏の独断で本当に放映を中止できたのか」

自民党の保坂氏は、TBS関係者の実名を挙げて追及した。右手には「TBSとオウム教団 一〇の疑惑」と書かれた大きなパネルを掲げている。

オウム真理教の村井秀夫幹部の刺殺事件当日、TBSのカメラが事件発生前から犯人の行動を克明に追っていた不自然さを指摘して、「事件の情報を、どうしてTBSは知り得たのか」「国民はみな疑問に思っている」など、一層語氣を強めた。

磯崎社長は「きわめて重く受け止めている」と繰り返すばかり。だが、次の広中和歌子氏（平成会）の質問が終わりかけたときに、突然、磯崎氏は発言を求め、「一〇の疑惑は根拠のないわざだ。質問で実名をあげるのは人権問題だ」と保坂氏への不満

をぶちました。

及川一夫委員長がルール違反の発言をたしなめたが、保坂氏はぶ然とした表情。委員会終了後も「再質問ができなくなつてから、ひと言で一蹴（いつしゅう）するなんて失礼だ」と怒りは收まらぬ様子だった。

（後略）

朝日新聞朝刊「便乗で住専報道批判 TBSビデオ問題で自民党委員」一九九六（平成八）年四月四日付

「著しく政治的公平を欠き、極めて遺憾」。東京放送（TBS）の砂原幸雄社長らを参考人招致した三〇日の衆院通信委員会で、日野市朗郵政相の答弁から番組批判発言が飛び出した。TBSが坂本堤弁護士のインタビュー・テープをオウム真理教幹部に見せた問題を離れ、TBSの情報番組「ブロードキャスター」に岩國哲人・前出雲市長が出演したことをめぐつてだつた。日野郵政相の真意は――。在京各局の考えは――。「報道の自由」にもかかわらぬない発言を掘り下げてみる。

（中略）

日野市朗郵政相は三〇日の衆院通信委員会でTBSの番組の「政治的公平」に言及したことの真意について、朝日新聞の取材に「テレビ局が自ら律しないと、放送法改正などで本当に公権力の介入を招くことになる。そうならないように、と願う立場からあえて批判をした」などと説明した。ただ、具体的にどこが政治的公平を欠いているのか、については、別の番組の例に置き換えるなどして、はつきりしなかつた。

（後略）

東京放送（TBS）のインタビュー・テープ問題で三日開かれた衆院通信委員会で、与党の自民党委員から、住専問題についてTBSの報道の仕方を批判する発言が飛び出した。政府の住専処理策に批判的だった番組がやり玉にあげられ、野党の新進党側では委員会後、「テープ疑惑の追及に便乗して政治が番組の内容に介入するのには問題」との声が聞かれた。

自民党的古屋圭司氏が磯崎洋二・TBS社長に質問して、「二月から三月にかけて放映されたTBSの番組「ブロードキャスター」「サンデーモーニング」を具体的にあげて、「百パーセント（政府の処理策への）反対意見だつた。放送法からもいかがなものが」と詰め寄つた。磯崎社長は「放送法にのつとつて放送している」と答えた。

朝日新聞朝刊記事「[「ビートたけしさんを国会に】参院無用論に自民・村上正邦氏怒る」 一九九六（平成八）年六月一二日付

「たけしさんに国会に来てもらう」。参院自民党の村上正邦幹事長は一日の記者会見で、タレントのビートたけしさんらがテレビ朝日の番組で「参院無用論を唱えた」とかみついた。村上氏は参院の影が薄くなりがちなだけに黙っていられなかつたようだが、国会招致まで持ち出したことには「勇み足」との批判も出そ

うだ。

テレビ朝日によると、一〇日夜の「たけしのTVタックル」で、たけしさんやゲストの評論家が、参院はチエック機関としての機能を果たしていない、との趣旨の発言をしたという。

一日の参院自民党執行部会で取り上げられた。会見で村上氏は「言論の自由といつても、抗議すべき時は抗議する。侮辱や名誉棄損になるなら、通信委員会でしかるべき対応する」と強調した。

朝日新聞夕刊記事「NHKが自粛方針 衆院選で有権者の声の取材・放送」 一九九六（平成八）年一〇月一二日付

朝日新聞夕刊記事「無線機問題で「テレビ朝日を批判」 梶山静六官房長官 ペルー人質事件」 一九九七（平成九）年二月一七日付

日、明らかになった。NHKは「小選挙区制導入で、選挙報道では特に公平・公正であることが求められるため」と説明しているが、多様な意見を紹介すべき報道機関としての役割の放棄につながるものとの批判も出している。

NHK広報室によると、この方針は、衆院解散後、報道局選挙班から各地方放送局の選挙担当デスクに出した総選挙報道に関する注意書きの中で伝えられた。「個々の政策や投票に関して、街の声を安易にインタビューすることは慎む」との内容だという。

背景には「今回の選挙は、小選挙区比例代表並立制が導入され初めての選挙。消費税率の引き上げなど、争点も多い」との認識がある。同広報室では、「街頭でインタビューした一部の声を放送すると、それが多數の意見のように受け取られるおそれがあるのでないか。世論調査できちんとした世論を伝える方が、より公正であると考えた。有権者の声を理由もなく排除しているわけではない」と説明している。

日本放送協会（NHK）が今回の総選挙期間中、街頭などでの有権者の声の取材・放送を自粛する方針を固めていたことが一二

資料から読み解く日本のメディアと社会権力（第三部）資料追加編

公邸内に入った際、無線機を置いてきた問題について「重要な影響を与えることになれば社会的に許されない」とテレ朝側の対応を批判した。

また、梶山氏は会見の中で今月一二日夜、都内の宿舎を訪問してきたテレ朝幹部から、初めて無線機の問題について打ち明けられ、「私も一切公表しないが、経理にだけは伝える」と言つて、翌一三日朝に橋本首相に報告したことを明かした。そのうえで「私だけが（公表しないという）約束を守っていたのだが、こういうことが度々重なると不愉快だ」として、外務省や郵政省から情報が来なかつた点にも不満を述べた。

県政自民クラブが問題としているのは一四日の県議会一般質問。自民党的原保治郎、尾藤義昭、小川豊の三氏、民主党の市川尚子氏、共産党的大西啓勝氏の計五人が質問に立つた。  
自民党的三氏は、それぞれ介護保険制度や救急救命センターの整備の見通し、手話通訳者のための施設充実などについてだし、市川氏は重点投資項目を建設事業からソフト部門へ見直すよう迫つた。大西氏は、梶原拓知事の政治団体が県立病院へのリース寝具納入を独占している業者から計三〇〇万円の献金を受けていた問題などを追及した。

翌一五日付の中日新聞岐阜県版では大西氏の質疑は報道したのに対し、他の四氏の質疑内容については触れなかつた。

一八日の県政自民クラブの総会では、「なぜ共産党的記事しか載っていないんだ」「中日新聞の不買運動をすべきだ」「中日新聞の記者に情報を教えるな」などとの批判が相次いだ。異議を唱える発言は一切なかつた。

申し入れを決めた県議の船戸行雄・自民党県連幹事長は「岐阜県議会の一般質問に立つた議員全員の質疑を報道しなかつたのは偏つてゐるとして、岐阜県議会の最大会派、県政自民クラブ（新藤秀逸団長、四三人）は一八日、「県議会の記事は各議員を公平に扱うように」と中日新聞社に申し入れることを決めた。これに対し、中日新聞社岐阜総局は「コメントできない」としているが、識者は「新聞社の編集権というものをまったく理解していない」と批判している。

県政自民クラブは県議会定数五三のうち、約八割の四三議席を占めている。

### 朝日新聞朝刊記事「岐阜県、朝日新聞購読を削減 天声人語に抗議 御嵩町問題」一九九七(平成九)年七月一日付

岐阜県は、県庁などで購読している朝日新聞の部数を大幅に減らすことを決め、一日から実行した。同県御嵩町での産業廃棄物処分場建設問題に触れた六月二四日付の本紙「天声人語」欄の内容について、府内の連絡調整会議で不満が出され削減が決まったという。梶原拓・同県知事からは六月二七日、朝日新聞社に文書での抗議と質問があり、朝日新聞社は一日、その回答を県側に示した。しかし部数削減は、回答に先立つ同じ二七日、県庁内で決定されていた。

岐阜県庁に朝日新聞を配達している朝日新聞岐阜販売会社(ASA)によると、二七日午後六時すぎ、県出納課から突然電話で「七月一日から減らしたい」と連絡があり、同八時半すぎ、各課ごとの削減部数を通告してきたといふ。県庁は県警本部も含め、朝日新聞を朝夕刊セットで一五四部、朝刊のみを五部、購読していながら、十八部のままの県警本部を除くと、知事部局や県教委でセット一一八部、朝刊のみ五部の購読を中止し、残ったのは計二六部となつた。

同課の担当者はASAの担当者に「上からの指示だ」との趣旨

を伝えたといふ。県の各出先機関も、三〇日になつて、各地域のASAに購読削減を連絡してきた。朝日新聞名古屋本社販売部の調べでは、購読削減になつた部数は、県庁と出先で計二二〇部になる。

複数の県幹部によると、購読部数の削減方針を決めたのは、六月二七日午後五時から開かれた府内の連絡調整会議。森元恒雄副知事を含む部長ら幹部一八人が出席した。

森元副知事は「部長らから『県全体を侮辱している』との意見があり、確認の上、申し合わせた。具体的な削減部数については各課に任せた」と説明する。だが、出席していた幹部は「(部数削減は)森元副知事が提案し、満場一致で決まった」と証言している。

県職員組合も三〇日、「ゆえなく当組合員を誹謗(ひぼう)中傷する部分があつた」として文書で本社に抗議した。

「天声人語」は、環境庁が一九九四年に出した国立・国定公園内での廃棄物処理施設の建設を禁止する通知の発効を岐阜県が二年間遅らせたこと、さらに廃棄物処理を推進する団体の初代理事長が梶原知事で、幹部に御嵩町で産廃処分場建設設計画を進める業者の会長らが名前を連ねる問題点などを指摘した。

梶原知事は、この内容に関して「事実関係を十分確認せず、伝聞主体の論調で、一方的・感情的に論じたなどとし、計六点について回答を求めた。

これに対し朝日新聞社は「天声人語」で取り上げる素材の中

心となるのは、朝日新聞記事に掲載された報道記事であり、朝日新聞記者が取材したことがら」と、「天声人語」が、あくまで事実に基づいた評論であると回答した。

六月二十五日の岐阜県議会の一般質問で、自民党県議から「天声人語」をどう受け止めたか質問された梶原拓知事は「記事を読んで憤りを覚えた。県と業界が癪着している印象を与えるような記事」などと答えた。

（後略）

### 朝日新聞朝刊記事「分割案に郵政相反撃 「情報通信省」構想示す」一九九七（平成九）年八月二七日付

### 朝日新聞朝刊記事「検察情報巡り自民が調査会「疑惑報道」論議へ」一九九八（平成一〇）年六月六日付

行政改革会議の集中討議の結果解体されることになった郵政省が、なりふり構わず反撃に出た。堀之内久男郵政相は二六日の記者会見で「（通信放送の規制を担当する）行政委員会はのめない」と明言、橋本龍太郎首相が言い出した情報通信行政の分割構想を公然と批判した。郵政省を「情報通信省」に衣替えし、郵政事業庁はその外局とする構想を初めて公式に示した。

郵政省はこれまで、情報通信を省庁再編の軸にすべきだと主張してきたものの、明確なビジョンは示してこなかった。

ところが、行革会議の結論は、予想だにしない四分割案。だが、行革会議の会長は首相であり、「通信放送委員会」も首相の

アイデアだったこともあって、一一日の集中審議終了後、表向きの批判は避けてきた。

その一方で、郵政省幹部らは自民党通信部会の議員らに「説明」したり、先週末も地方の特定郵便局長らが地元に戻った有力代議士に接触したりして、巻き返しを図ってきた。二七日に予算の説明のために開かれる自民党通信部会は、「行革会議に対する不満が噴き上ることになる」（郵政省幹部）との感触を得て、やや自信を取り戻したようだ。

自民党は五日の役員連絡会で、検察の捜査情報リーク（漏えい）で国会議員の名前が傷つけられているのは問題だとして、検察の情報管理のあり方を検討する調査会を党内に設置することを決めた。起訴されるかどうかがはつきりしない段階で国会議員の「疑惑」が報道されることへの反発が強く、問題点の整理や国会での監視のあり方などを論議する方針だ。

役員連絡会では、森喜朗総務会長が「全く関係ないことで検事調書に名前を書かれて公判で示され、新聞や週刊誌に書かれた。私の名前回復はされていない」と「被害者」の立場で発言。さらには「現場の検察官がしゃべるのは国家公務員の守秘義務違反だ」

(与謝野馨広報本部長)、「立法が司法の行き過ぎにきちつとした態度をとることが民主主義の原則」(玉沢徳一郎組織本部長)など、検察やマスコミに対する批判が相次いだ。

どうか。一人一票ではないというシステムについて、きちんと説明すべきだと述べた。しかし、テレビ局からの事情聴取などについては「各局が自主的に考えるべき問題で、個々の指導は考えていいない」と語った。

### 朝日新聞朝刊記事「テレビ人気投票「やらせも」総裁選報道を閣僚批判 自民党」一九九八（平成一〇）年七月二九日付

自民党総裁選の報道で、民放各局が「テレゴング」と言われる電話投票システムを使って三候補の人気調査をしたことについて、二八日の閣議前、閣僚の間から「意図的な投票ややらせの問題がある」などとの批判が相次いだ。

テレビ各局の電話投票では、小泉純一郎厚相や梶山静六前官房長官の人気が圧倒的に高く、実際に新総裁に選出された小渕恵三外相の人気はふるわなかつた。

自民党の総裁選びと「民意」とのかい離の根拠のひとつともされた。

閣僚からは「画面に電話番号が出て、すぐに一万票、二万票が入るのはおかしい」「リダイヤルを使えば一人で自動的に何票でも投票できる。国民を惑わすものだ」との指摘もあった。

批判の口火を切った自見庄三郎郵政相は閣議後の記者会見で、

「テレゴングを報道番組の中で、世論調査と同じように扱うのは

### 朝日新聞朝刊記事「自民総務会で放送法論議（永田町霞が関）」一九九九（平成一一）年三月三日付

二日開かれた自民党的総務会で、ダイオキシン問題などテレビ朝日の報道姿勢や、脳死臓器移植問題の報道に対する批判が噴出し、放送法改正を検討すべきだと意見も出た。(テレビ朝日の「ニュースステーション」について、中尾栄一元通産相が「自民党に批判的なことを言って、コマーシャルに変えてしまう」と批判。「放送法改正も視野に入れた議論が必要」(自見庄三郎元郵政相)などと同調する意見が続いた。

### 朝日新聞朝刊記事「自民、ダイオキシン報道に強い批判 テレビ朝日社長ら参考人招致へ」一九九九（平成一一）年三月六日付

国会の場で審議されることになった。番組は報道を振り返る特集

だった。

を組み、不適切な表現によって埼玉県所沢市の農家に迷惑をかけた、と久米宏キヤスターが謝罪した。しかし、その後も衆院通信委員会で過半数を占める自民党を中心に、報道姿勢にまで踏み込んだ批判が続いた。一日の通信委員会では、参考人招致されるテレビ朝日の社長や報道局長らが、問い合わせされることになる。個別の放送内容に踏み込んだ審議に、報道や放送に対する圧力を懸念する声があがっている。

テレビ朝日に対する自民党の批判の勢いは、二月一八日に久米キヤスターが謝罪した後も収まらなかつた。

二三日の同党政務調査会通信部会。取材手法からキヤスターのコメントの仕方に至るまで気に入らないという空気ががあふれた。

「ニュースステーションは番組制作会社にゆだねられているといううわさがあるが、テレビ朝日の編集権はどうなつてているのか」

「なぜ同じキヤスターに十年もやらせるのか」

法的にどんな制裁が可能なのか。論議は放送法改正にまで飛んだ。

部会に呼ばれた郵政省の品川萬里・放送行政局長は「放送が実を伝えたかどうかは放送事業者内部の問題で、郵政省が調べるのは難しい。テレビ朝日からの報告を受け、放送法の適応について厳正な判断をする」と答えた。委員からは「マスコミだってテレビ朝日を批判しているのに、郵政省は動かないのか」の声があ

その二日後、郵政省はテレビ朝日にあてて、質問状を出した。ニユースステーションの編集権がテレビ朝日にあるかどうか▽番組内で黒煙を上げる焼却炉の映像の撮影場所、日時と草の上の白いものを「灰」と認定した根拠▽久米キヤスターが「私、心からおわびを申し上げます」と発言したのはキヤスター個人の見解か、テレビ朝日の見解か▽放送内容は、テレビ朝日の番組基準に従つたものか、など九項目。

自民党通信部会で交わされた議論が、そのまま反映された格好だ。郵政省の田中栄一地上放送課長は「放送法三条の二【報道は事実をまげないですること】の条項に反していないか、確認するために必要最小限の質問」という。

郵政省で五日に開かれた記者会見では、テレビ朝日への質問について疑問が相次いだ。「言わずもがなの質問をしている」「取材過程や取材源秘匿にかかる質問だ」。田中課長が答えに窮する場面もあつた。

こうした動きが参考人招致につながつたことについて、日本民間放送労働組合連合会の岩崎貞明委員長は「報道被害があつたとしても、基本的には当事者と放送局と視聴者の問題であり、政府や行政が介入するのは行きすぎだ。今回は、同じ番組の中で何度か説明しているのに、あえて国会に呼びつけるのは、国政調査権を認めるとしても、いかにも【お上】的な意識と言わざるを得ない」と話している。

(後略)

朝日新聞朝刊記事「選挙報道、自民ビリピリ 世論調査の規制、検討へ」一九九九(平成一一)年三月一〇日付

自民党が選挙をめぐる新聞やテレビの報道に神経をとがらせている。一九日には森喜朗幹事長が、毎日新聞が先に東京都知事選の世論調査結果を具体的な数字を含めて報じたことを批判、選挙予測報道を規制する公職選挙法の改正を検討する考えを表明した。同党は今月はじめには、テレビ朝日のダイオキシン報道や臓器移植報道を機に、報道のあり方を検討する組織も設置している。都知事選は、保守分裂の激戦模様で、自民党も選挙の行方に神経をとがらせている。党内はマスコミへの「強硬論」一色となっているわけではないが、今後の選挙報道などをにらんで「けん制」しておこうという狙いがあることは間違いない。

「数字」が刺激に

森幹事長は毎日新聞が世論調査結果を報じた一六日の総務会で、さつそく報道を取り上げ、副幹事長会議で自治省などの見解を聞く考え方を明らかにした。同党は自治省などの見解を聞いたが、現在の公選法が禁止しているのは「人気投票」で、世論調査はこれには当たらないというのが自治省などの従来の見解。そこ

確かに副幹事長会議などではこうした強硬な意見も多い。同党は一九九三年四月に、選挙制度改革とともに「予想に係る報道もしくは評論」の掲載や放送は「慎重に配慮しなければならない」という項目を含む公選法改正案を議員提出したことがある。

日本新聞協会が「世論の動向を的確に把握し、報道・論評することは有権者の選挙に対する関心を高め、理解を深めるうえで不可欠」(九三年四月八日)とする見解を出すなど反論したが、結局、衆院解散で廃案になった。

今回の毎日新聞の調査結果では石原慎太郎元運輸相がトップで、自民党の推す明石康・元国連事務次長は五位。明石氏が仮に敗れた場合は責任を追及する動きが党内に出ていただけに、結果の数字そのものを報じたことが森幹事長らを刺激したようだ。一九日の会見で、森氏は「生の数字を出していくというやり方は問題がある。オブラーントに包んで、読者が判断することだ」と語った。加藤紘一前幹事長も「八日に、「結果を生の数字のまま出すのが本当に正しいことなのか」と発言している。

ただ、森氏が言うほど選挙予測報道の規制で党内がまとまっているかと言えばそうでもない。むしろ森氏の発言は、党選挙制度調査会などで議論をすることの「波及効果」を狙っている面が強そうだ。参院の青木幹雄幹事長は一九日、議論 자체は賛成としな

で、森幹事長は一九日の記者会見では、「公選法の人気投票とうところを世論調査と改正すればいい話だ」と踏み込んで指摘した。

がらも、「規制する」というのではなく、選挙に影響のない、限度のある報道があれば「一番いい」と語っている。野中広務官房長官も「報道の公正が期待される。改めて世論調査を規制する考え方を今申し上げる立場はない」と述べ、法改正には慎重な姿勢を示している。

#### 機関紙で大展開

自民党は今月九日に「報道と人権等のあり方に関する検討会」（座長・谷川和穂代議士）を設けた。同党内ではテレビ朝日の「ニュースステーション」に批判的な意見があつたが、ダイオキシン報道が「検討」の格好の材料になつた形。そこに臓器移植問題が重なり、「検討会」設置に走った。九日の初会合後、発行し

た機関紙「自由民主」では、会合の模様を「報道被害の救済、防止」などの見出し�とともに、一面の大部分をさいて扱つた。こうしたマスコミ批判の風潮が、選挙報道にも向かつているようだ。

テレビに対して郵政省の監督権などをちらつかせるやりかたは従来も見られたが、新聞に対しては、小売価格を規制している販制度の見直しなどとからめて批判するという動きが目立つことも今回の特徴だ。

（後略）

朝日新聞朝刊記事「選挙の「出口調査」の法規制を検討 森自民幹事長表明」一九九九（平成一一）年五月一五日付

自民党的森喜朗幹事長は一四日の記者会見で、報道機関が選挙の投票所で有権者の投票行動を調べる「出口調査」について、法のあり方に関する検討委員会（委員長・村岡兼造幹事長代理）で、「出口調査」に対する法的規制を検討していく考えを表明した。

森氏は、「出口調査」について「外に漏れないことになつていいのに、事実、外に流れている。特に小規模な自治体（の選挙）は、かなり影響を受ける。開票が進んでいないのに『当選確実』が出て、候補者に万歳をやれという」と問題点を指摘。「法によって規制するより、マスコミの良識でやつていただくのが本来あるべき姿だ」とも述べ、報道機関の対応も求めた。

森氏は今年三月にも、毎日新聞が東京都知事選をめぐり、告示前に実施した世論調査結果について、具体的な数字を含めて報じたことを批判。選挙予測報道を規制する公選法の改正を検討する考えを示していた。一四日に設置した検討委員会も、選挙前の予測報道に対する規制を検討するのが当初の目的だったが、検討対象に「出口調査」も加わった。

朝日新聞朝刊記事「世論報道の自粛盛る 自民公選法委  
が中間報告」一九九九（平成一）年八月七日付

村岡幹事長代理は記者会見で「規制を考えるべきではなく、報道機関として自粛すべきは自粛してもらいたい」と述べた。

自民党的「選挙報道に係る公職選挙法のあり方に関する検討委員会」（委員長・村岡兼造幹事長代理）は六日、検討結果を中間報告としてまとめた。選挙情勢についての世論調査報道を公示・告示日の二週間前から、投票日までぐらいの期間は自粛し、出口調査の結果は投票終了まで厳しく管理するよう報道機関に要請することなどを盛りこんだ。公選法改正に踏み込むかどうかは触れていらない。

中間報告では、世論調査など選挙報道について「選挙情勢の実態を必ずしも正確に反映したものではなく、有権者に不要な予断を与える面もある」と指摘した。

報道機関に対し、（一）世論調査結果は一定期間前から公表を自粛する（二）公示・告示前に、特定の候補者をテレビ出演させることを自粲する（三）視聴者からの電話回数を自動集計する「テレゴンゲ」（大規模電話投票システム）を使つた報道は、自民党総裁選なども含め自粲する——などを求めている。「虚偽・わい曲の報道」への苦情処理機関を関係官庁に設置することも検討するとした。

中間報告では「第一義的には法的規制を行うことではなく、報道機関自らが自主的・倫理的な規定により自粲することが適當」として、法改正には触れていない。

資料から読み解く日本のメディアと社会権力（第三部）資料追加編

朝日新聞朝刊記事「苦情機関強化を 効果なければ法検討も 報道と人権で自民が報告書」一九九九（平成一）年八月一三日付

テレビ朝日のダイオキシン報道などをきっかけに自民党が組織した「報道と人権等のあり方に関する検討会」（座長・谷川和穂代議士）は一二日、放送業界が設けている苦情機関「放送と人権等権利に関する委員会機構（B.R.O.）」の機能強化など、人権侵害につながる報道をしないよう、自主規制の徹底を求める報告書をまとめた。自主規制の効果がない場合には、報道内容を監視する公的な第三者機関の設置や、「プライバシー保護法」の制定を検討するとしている。

B.R.O.は、報道で名譽を傷つけられた個人の申し立てを審査し、放送局に訂正放送などを勧告する組織。報告書は、テレビ朝日のダイオキシン報道をめぐり、B.R.O.が訂正放送を求めるなどの決定をしなかつたとして、「B.R.O.の実効性に大きな問題がある」として、的確な勧告の実施や、スタッフの充実を求めていた。

雑誌、新聞などの活字メディアにも、自主的な苦情処理機関の

設置を求めた。また、人権侵害につながる報道を抑制するため、名譽棄損などの損害賠償額の引き上げも提言している。

朝日新聞朝刊記事「[記事差し止め] 発言を撤回 法務省、新聞協会に謝罪」一九九九（平成一二）年一二月一七日付

報道による人権侵害を防ぐためとして、法務省が「行政命令による記事差し止めの可能性」を日本新聞協会に伝えていた問題で、法務省の担当者は一六日、東京・内幸町の新聞協会を訪れ、説明の内容が不適切だったことを認めて謝罪し、一連の発言を撤回した。

この問題は、法務省が新聞協会に対し、「人権擁護推進審議会」

（法相の諮問機関）のヒアリングに報道関係者が出席するよう要請した。その際に人権擁護局の担当者が「行政命令によつて、人権を侵害する記事を差し止めることも視野に入れて検討したい」という趣旨の説明をしたのが発端。

これに対し、新聞協会内に設置されている「人権・個人情報問題検討会」が「行政命令による記事差し止めは、憲法で禁止されている事前検閲に当たる」と、発言の真意について法務省側に説明を求めた。

この日開かれた同検討会に法務省の佐久間達哉・調査課長が出

席し、「誠に不適切な例示だつた。深くおわびする。発言を撤回する」と説明した。審議会会长の塩野宏・成蹊大教授（行政法）も検討会に対しても、「表現の自由の重要性、検閲禁止の趣旨を十分尊重した議論がなされると考えている。憲法上疑義を生じるような結論が出されることはあり得ないと考える」と回答している。新聞協会の検討会は一六日、法務省側の説明を受けて、審議会のヒアリングに出席することを決めた。

朝日新聞朝刊記事「自民県議団「中立な報道を」決議案を提案の方針 鹿児島」一九九九（平成一二）年一二月一七日付【西部本社版】

鹿児島県議会の自民党県議団（前田終止会長）は一六日の議会運営委員会で、「中立・公正かつ正確な報道を求める決議案」を一七日の本会議に提案する方針を明らかにした。県議会では、県が鹿児島市沖に計画している人工島建設をめぐり、是非を問う県民投票条例案や工事請負契約議案などの取り扱いが最大の焦点になつており、自民党側はこの問題を巡る報道のあり方を不満としている。他会派は「報道の自由を侵害する」と反対している。県議会は定数五四。このうち、自民党は四一議席を占め、人工島建設については推進の立場をとっている。しかし、住民投票条

例制定の直接請求が鹿児島市でも近く予定されているほか、工事差し止めを求める訴訟も起きるなど、反対運動も続いている。自民党県議団の動きについて、全国都道府県議会議長会は「都道府県議会でこうした決議が発議されること自体聞いたことがない」と話している。

党・青木寛議員)などの声が出ている。

議会運営委員会は自民党一人、社民・県民会議一人で構成。決議案は「報道にあたっては偏見や予断・差別などを排し、より一層慎重な姿勢が求められる」「とりわけ、県政に関する情報や県議会に関する情報に対する報道は、県民の世論を大きく左右する」などとしたり、「中立・公正かつ正確な報道を求める」としている。

人工島問題には直接触れていないが、議連の席上、自民党委員は「人工島については一五日に集中審議をしたのに、我々が何もしていいかのような報道が目立つ」「社の意見にそぐわない議論をしたら、『審査が尽くされていない』と報道される」などと批判。「従来、マスコミは不偏不党を述べており、それを確認する意味を込めた」と提案理由を説明した。

これに対し、社民・県民会議の委員は「マスコミ各社の基本姿勢を決議で問うのは、報道の自由を侵すものではないか」と反対した。

議連後、自民党の山田宏之委員は「マスコミにプレッシャーをかける意図はない」と話した。他会派からは「言論の場である議会が言論を規制するような決議をする」とは自殺行為だ」(民主

朝日新聞朝刊記事「自民ピリピリ 週刊誌が「落選させたい国会議員」リスト掲載」二〇〇〇(平成一二)年四月二二日付

「週刊宝石」(光文社発行)の今週号が、有識者五〇人のアンケートをもとに「落選させたい国会議員」五〇人のリストを掲載したことだが、二一日の自民党役員連絡会で批判的となつた。「報道の自由があるとはいえたが、到底容認できない」として法的手段を含めて対応することで一致した。市民団体が問題のある候補者リストを公表して批判キャンペーんを行う「落選運動」は、韓国の大統選挙で大きな影響力をを見せつけた。日本でも、複数の市民団体が同様の取り組みを始めており、総選挙が近づくにつれ、運動の是非が政治の場で問われることも予想される。

週刊宝石のリストでは、上位一〇人のうち七人が自民党。森喜朗首相(党総裁)、野中広務幹事長、亀井静香政調会長や、政界引退を決めた竹下登元首相ら実力者がそろつて名指しされた。役員連絡会では「事実無根の内容がある」「基準があいまいだ」などの批判が相次いだ。

ただ、野中幹事長は記者会見で「公職選挙法上、違反には当たらない。選挙の公示後は選舉妨害になるが、事前の扱いは拘束で

きない」と述べ、「落選運動」の規制は難しいとの見方を示した。同時に「当人の名譽を著しく傷つける内容であれば、別途、法の適用がある」と、名譽棄損などに該当する可能性を指摘した。

韓国の落選運動は、汚職や選挙違反の前歴の有無、民主主義や人権への姿勢、議会への出席率などを基準に、名指しされた候補者約九〇〇人の七割近くが落選。日本でも韓国の運動に触発される形で、いくつかの市民団体がリストづくりに乗り出している。

朝日新聞朝刊記事「森首相の「神の国」発言、眞意曲げ解釈 亀井氏、マスコミ批判」（一〇〇〇年五月二二日付）  
地方紙や放送局の経営者一族から、今回も総選挙に立候補する動きが出ている。企業ぐるみの選挙は各業界で珍しくないが、こゝと報道機関の場合、選挙報道の公正・中立性が守られるのかが問われる。身内の社員だけでなく、「紙面」などを巻き込んでいないのか。他の立候補予定者や当の社員たちからも、批判の声が上がる。

#### ○公正守れるか疑問も

「従業員各位 後援者カードの追加提出について（お願い）」。

自民党の亀井静香政調会長は二二日、森喜朗首相が「日本は天皇中心の神の国」と発言した問題について、「政教を一致させろとも、天皇に政治的権限を与えるとも、一言も言っていない。首相は戦前の日本に戻すなんてことは考えていない」と強調。「首相の真意を理解しようとせず、言葉じりをねじまげて解釈し、一方的にけしからんと言っている」と述べ、マスコミの報道姿勢や野党の対応を批判した。NHKや民放の報道番組で述べた。

#### 手紙を受け取った。

平井氏は四国新聞社と西日本放送（RNC）の経営者の一族で、元参院議員卓志氏（六八）の長男。後援会の入会申込書も同封され、ノルマの五人分を会社の総務部へ提出するよう求められた。

五月には「奥様方へ後援会ボランティア活動の参加のお願い」が届いた。新たに後援会入りした家に「社員の家族が四日間のあいさつ回りを」とあった。

前回総選挙では、RNC社長と四国新聞社取締役のまま立候補した。自民前職の藤本孝雄氏（六九）に敗れたが、相手陣営から「報道機関の中立性を揺るがす」と批判された。現在はRNCの取締役相談役、四国新聞社では顧問となり経営から身をひいたが、社員に協力を求めて選挙に臨む様子は変わらない。

この記者は要請に応じなかつたが、後輩の記者は家族のあいさつ回りの連転手をさせられたという。「選挙運動をしたら記者としての中立性を取材先で疑われる」と憤る。

四国新聞社の高嶋克洋総務局長は「社は一切、後援会活動にタッチしていない」と否定。平井氏は「経営にはタッチしておらず、公平な報道に影響は与えていない」と強調する。

同選挙区には、共産新顔の松原昭夫氏（四四）、社民元職の加藤繁秋氏（五二）も名乗りを上げる。藤本氏陣営は前回同様、RNCと四国新聞社に対し公示後、選挙事務所での取材を自肅するよう申し入れる。

### ○組織ぐみは否定

自民党本部で五月、野中広務幹事長が「マスコミ倫理が問われる代表的な所が鳥取一区だ」と言つた。

同党前職で鳥取一区に立候補予定の石破茂氏（四三）の政策懇談会。名指しこそしなかつたが、新日本海新聞社（本社・鳥取市）の編集局長で、同選挙区から無所属で立候補する田村耕太郎氏（三六）への批判だった。

田村氏は、新日本海新聞社の吉岡利固社主の娘婿。一九九六年に同社へ入り、九九年五月に編集局長に就任した。昨年一二月の立候補表明から四月中旬まで、「日本海新聞」

の一面に署名入り論評記事が八回、大学教授や起業家らとの対談記事も四回、本人の写真入りなどで載つた。

一九八年の参院選、九九年の鳥取県知事選にも立候補した。当ても署名入り記事を書き続け、他陣営や日本新聞協会が自肅を申し入れる騒ぎがあつた。

新聞協会は今回も「公器としての新聞の公正さを欠く」と月末、記事掲載の中止を申し入れた。これに対し同社は今月五日、「誤解を受けるようなら、今後は立候補表明後の論評、対談記事の掲載はやめる」と文書で協会に回答した。

だが、同社の白岩尚専務は「田村氏の執筆は記者活動の一環だ。新聞協会の要請は納得できない」と主張。田村氏も「売名行為ではなく正義感によるもので、給料の対価で仕事をする中で名前が出ることは仕方がない」と反論する。

「正義感」と言うが、読者は立候補予定者という認識を持たざるを得ない」と石破氏の後援会幹部。同選挙区で名乗りを上げる共産新顔の岩永尚之氏（四三）、社民前職の知久馬一三子氏（六三）の両陣営とも「社会的な常識から、立候補を表明した時点で自肅すべきだ」と指摘する。

新日本海新聞社も四国新聞社と同様に、田村氏の後援会の入会カードを社員らに配つた。関連企業や販売店主らも合わせて千数

百人を組織。事務局長は新日本海新聞社の企画広報室長が務め、後援会の連絡は職場ごとに流されている。

田村氏は「いやいや参加してもらつていいのではない。同じ意識の人の応援をもらつていいだけだ」と話し、新聞社の組織ぐるみ選挙を否定している。

（後略）

朝日新聞朝刊記事「人権救済「強制調査権を」新機関の設置へ、日弁連内で試案」二〇〇〇（平成一二）年九月一三日付

日本弁護士連合会（日弁連）が、独立性の強い新たな人権救済機関をつくつて関係者に対する立ち入り調査や資料の提出命令などを含めた強制調査権を与える法の試案（要綱案）を内部機関で検討していることが分かつた。一〇月五日から岐阜市で開く人権擁護大会で公表される。組織決定とするには理事会に諮るなどの手続きが必要だが、強制調査の対象には報道機関も含まれおり、日弁連内部では「報道の自由を侵害する恐れがある」などの反対論も出ている。

日弁連が同大会での決議を準備している「人権機関の設置を求める宣言（案）」によると、「準司法的権限を持ち、実効ある救済措置を講ずることのできる独立行政委員会の設置を国に対しても求

める」こととしている。

宣言案は、法務省の人権擁護委員制度が「委員に調査方針や最終処理の決定権がなく、加害者が国や自治体の場合はほとんど役立たない」と批判。司法による人権救済は時間や費用で問題がある、と主張している。

準備された試案では、新機関の名称を「人権委員会」とし、委員を内閣の推薦委員会の推薦に基づき、両議院の同意を得て任命するとしている。

権限としては、関係人・参考人らに対する出頭命令をはじめ、尋問、物件の提出命令、立ち入り調査などを定め、出頭などを拒んだ場合には三万円以下、立ち入り調査の拒否や妨害に対する三〇万円以下の罰金という刑事罰を科すことを想定している。

法試案をつくつた人権擁護大会第一分割会実行委員会の村上重俊委員長らは「昨今の報道による人権侵害の深刻さを考えると、報道の聖域化は世論の了解を得られない」と話す。

宣言・試案に対しても、日弁連会員弁護士の中には修正案を出そうという動きも生まれている。人権擁護委員の梓沢和幸弁護士らは（一）法試案では政府からの独立性が十分担保されていない（二）公権力の報道への介入の口実に使われ、結果的に市民の知る権利を侵害する恐れがある、などから「行き過ぎた報道への対処は、報道機関の自主的な苦情処理機関の設立で対処すべきだ」と訴えている。

朝日新聞夕刊記事「法相、実名報道禁じた少年法の見直し検討」 二〇〇〇（平成一二）年一二月八日付

あ」とまゆをひそめる。そういう番組が自然に淘汰されればいい」と、民放の深夜番組を批判した。

高村正彦法相は八日、閣議後の記者会見で、大阪府堺市で起きた殺傷事件で月刊誌「新潮四五」に事件当時十九歳の男性が実名報道された問題が新潮社側の勝訴で確定する見通しとなつたことに関して、「可塑性のある少年について、健全育成から更生ということを考えないといけないと同時に、片方では国民の知る権利がある。二つのバランスの問題を法務省としても、幅広い観点から衆知を集めて検討したい」と述べ、実名報道を禁じた少年法六一条の見直しを検討する考え方を示した。

高村氏は検討課題について、「非常に重大で悪質な場合は公表できるとしても、その基準や、だれが（公表を）決めるのか。公表したいと考える人が勝手に考えればいいのかどうか」と指摘した。

朝日新聞朝刊記事「民放深夜番組 森首相が批判」 二〇〇〇年一二月一四日付

森喜朗首相は一二日、東京都内のホテルで開かれた芸能人らで作る「ゆうもあ・くらぶ」の表彰式でいさつし、「夜十二時を過ぎるとなんともいえない番組があつて、『これはなんだろうな

## IV 放送法改訂対照表

※1990（平成2）年から2000（平成12）年までに行われた、放送法の主な改正についての改正前と改正後の対照表

### 凡例

(1) カッコ内は注記で、以下それぞれの内容を表す。

- ・新設→新たなる内容を有する章全体もしくは条が設けられた場合。連続して複数にわたる場合は、**以下〇条新設**などと表記。不連続の場合は、その都度表記。
- ・移設→既存の章全体・条・項・号が他の章などに移動した場合。**〇条から移設**などと表記。移設後、一部変更があった場合には、全体変更部分を下線で、追加部分を太字で、削除部分を【】でそれぞれ表記するとともに、「旧」の部分に移設前の条文を〔参照〕として記した。
- ・変更→既存の章全体もしくは条・項・号の内容が全面的に変更された場合。
- ・追加→既存の条において、新たな内容を有する項もしくは号が設けられた場合。連続して複数にわたる場合は**〇項追加**などと表記。不連続の場合はその都度表記。
- ・削除→ある章もしくは条・項・号そのものおよびその内容が削除された場合。
- ・一部変更→既存の条において、条文中の一部が変更・追加・削除された場合。全体変更部分を下線で、追加部分を太字で、削除部分を【】でそれぞれ表記。
- (2) 新設・移設・変更・削除の場合は改正前の条文と改正後の条文全体をそれぞれ記した。追加の場合は、改正前の条文全体を示した。一部変更は、条の見出しと番号のほか対象となる部分のみを記し、変更がなかった項および号は省略した。
- (3) 章全体・条・項・号が新たに加わった場合でも、その新設・追加されたものの内容が改正前の他の条などと同じもしくは一部変更のみの場合には、その注記を**新設**・**追加**ではなく**移設**と表記した。

(1) 1990(平成2)年6月27日号外法律第54号〔放送法及び電波法の一部を改正する法律1条による改正〕(第118回国会)

旧	新
<p>(定義)</p> <p>第二条</p> <p>三の二 「放送事業者」とは、電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の規定により放送局の免許を受けた者及び委託放送事業者をいう。</p>	<p>[※見出し・本文・第一号～第三号はそのまま]</p> <p><b>一部変更</b></p> <p>三の二 「放送事業者」とは、電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の規定により放送局(受信障害対策中継放送(同法第五第五項に規定する受信障害対策中継放送をいう。以下同じ。)を行うものを除く。)の免許を受けた者及び委託放送事業者をいう。</p> <p>[※第三号の三～第六号はそのまま]</p>
<p>(国内放送の放送番組の編集等)</p> <p>第三条の二</p> <p>4 テレビジョン放送及びテレビジョン多重放送(テレビジョン放送の電波に重畳して行う多重放送をいう。以下同じ。)を行う放送事業者は、テレビジョン多重放送の放送番組の編集に当たっては、同時に放送されるテレビジョン放送の放送番組の内容に関連し、かつ、その内容を豊かにし、又はその効果を高めるような放送番組をできる限り多く設けるようにしなければならない。</p>	<p>[※見出し・第一項～第三項はそのまま]</p> <p><b>一部変更</b></p> <p>4 テレビジョン放送及びテレビジョン音声多重放送(テレビジョン放送の電波に重畳して音声その他の音響を送る放送をいう。以下同じ。)又はテレビジョン文字多重放送(テレビジョン放送の電波に重畳して文字、図形又は信号を送る放送をいう。以下同じ。)を行う放送事業者は、テレビジョン音声多重放送又はテレビジョン文字多重放送の放送番組の編集に当たっては、同時に放送されるテレビジョン放送の放送番組の内容に関連し、かつ、その内容を豊かにし、又はその効果を高めるような放送番組をできる限り多く設けるようにしなければならない。</p>
<p>(業務)</p> <p>第九条</p> <p>一 次に掲げる放送による国内放送を行うこと。</p> <p>イ 中波放送</p> <p>ロ 超短波放送</p> <p>ハ テレビジョン放送</p> <p>ニ 次に掲げる多重放送</p> <p>(1) 超短波文字多重放送(超短波放送の電波に重畳して、文字、図形又は信号を送る多重放送をいう。)</p> <p>(2) テレビジョン音声多重放送(音声その他の音響を送る</p>	<p>[※見出し・本文はそのまま]</p> <p><b>一部変更</b></p> <p>一 次に掲げる放送による国内放送を行うこと。</p> <p>イ 中波放送</p> <p>ロ 超短波放送</p> <p>ハ テレビジョン放送</p> <p>ニ 次に掲げる多重放送</p> <p>(1) 超短波文字多重放送(超短波放送の電波に重畳して、文字、図形又は信号を送る多重放送をいう。)</p> <p>(2) テレビジョン音声多重放送(音声その他の音響を送るテレ</p>

- テレビジョン多重放送をいう。)
- (3) テレビジョン文字多重放送(文字、図形又は信号を送るテレビジョン多重放送をいう。)

(放送番組審議機関)

第五十一条

3 一の一般放送事業者の放送局の放送区域(電波法第十四条第三項第三号の放送区域をいう。)又は委託して放送をさせる区域(以下この項において「放送区域等」という。)と他の一般放送事業者の放送区域等とが重複する場合において、その重複する部分が当該いずれかの一般放送事業者の放送区域等の三分の二以上に当たるとき、又はその重複する部分の放送区域内の人口が当該いずれかの一般放送事業者の放送区域等の区域内の人口の三分の二以上に当たるときは、これらの一般放送事業者は、共同して審議機関を置くことができる。この場合においては、前項の規定による審議機関の委員の委嘱は、これらの一般放送事業者が共同して行う。

ビジョン多重放送をいう。】

- (3) テレビジョン文字多重放送  
【(文字、図形又は信号を送るテレビジョン多重放送をいう。)】

[※第二号・第三号および第二項～第九項はそのまま]

[※見出し・第一項・第二項はそのまま]  
一部変更

3 一の一般放送事業者の放送局の放送区域(電波法第十四条第三項第三号の放送区域をいう。以下同じ。)又は委託して放送をさせる区域(以下この項において「放送区域等」という。)と他の一般放送事業者の放送区域等とが重複する場合において、その重複する部分が当該いずれかの一般放送事業者の放送区域等の三分の二以上に当たるとき、又はその重複する部分の放送区域内の人口が当該いずれかの一般放送事業者の放送区域等の区域内の人口の三分の二以上に当たるときは、これらの一般放送事業者は、共同して審議機関を置くことができる。この場合においては、前項の規定による審議機関の委員の委嘱は、これらの一般放送事業者が共同して行う。

第五十三条の九の次に一条新設

第五十三条の九の二 電波法の規定により受信障害対策中継放送をする無線局の免許を受けた者が行う放送は、これを当該無線局の免許を受けた者が受信した放送を行う放送事業者の放送とみなして、第四条第一項、第六条、第三十二条第一項、第五十一条の二、第五十二条の四第一項及び第五十二条の五の規定を適用し、受信障害対策中継放送をする無線局の放送区域は、これを当該無線局の免許を受けた者が受信した放送を行う放送事業者の放送局の放送区域とみなして、第五十一条第三項の規定を適用する。

- (2) 1992(平成4)年4月24日法律第34号〔通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律附則7条による改正〕(第123回国会)(略)

- (3) 1993(平成5)年6月14日号外法律第63号〔商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律17条による改正〕(第126回国会)(略)
- (4) 1993(平成5)年11月12日号外法律第89号〔行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律300条による改正〕(第128回国会)(略)
- (5) 1994(平成6)年6月29日号外法律第74号〔第4次改正〕(第129回国会)

旧	新
(定義) 第二条  二 「国際放送」とは、外国において受信されることを目的とする放送であつて、中継国際放送以外のものをいう。	[※見出し・本文・第一号～第一号の三まではそのまま] 一部変更 二 「国際放送」とは、外国において受信されることを目的とする放送であつて、中継国際放送及び受託協会国際放送以外のものをいう。 [※第二号の二はそのまま] 第二号の二の次に二号追加 二の二の二 「受託協会国際放送」とは、日本放送協会(以下「協会」という。)の委託により、その放送番組を外国において受信されることを目的としてそのまま送信する放送であつて、人工衛星の無線局により行われるものを行う。 二の二の三 「受託内外放送」とは、他人の委託により、その放送番組を国内及び外国において受信されることを目的としてそのまま送信する放送であつて、人工衛星の無線局により行われるものを行う。 [※第二号の三～第三号はそのまま] 一部変更 三の二 「放送事業者」とは、電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の規定により放送局(受信障害対策中継放送(同法第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送をいう。以下同じ。)を行うものと除く。)の免許を受けた者及び委託放送事業者をいう。
三の三 「一般放送事業者」とは、日本放送協会(以下「協会」という。)及び放送大学学園(以下「学	三の二 「放送事業者」とは、電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の規定により放送局(受信障害対策中継放送(同法第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送をいう。以下同じ。)を行うものを除く。)の免許を受けた者、委託放送事業者及び委託協会国際放送業務を行う場合における協会をいう。 三の三 「一般放送事業者」とは、協会及び放送大学学園(以下「学園」という。)以外の放送事業者をいう。

園」という。)以外の放送事業者をいう。

三の四 「受託放送事業者」とは、電波法の規定により受託国内放送をする無線局の免許を受けた者をいう。

三の五 「委託放送事業者」とは、委託放送業務(受託放送事業者に委託してその放送番組を放送させる業務をいう。以下同じ。)に関し、第五十二条の十三第一項の認定を受けた者をいう。

四 「放送番組」とは、放送をする事項(その放送が受託国内放送であるときは、委託して放送をさせる事項)の種類、内容、分量及び配列をいう。

#### (放送普及基本計画)

第二条の二 郵政大臣は、放送(委託して放送をさせることを含む。次項第一号、第五十二条の十三第一項第四号、第五十三条第一項及び第五十三条の十二第一項において同じ。)の計画的な普及及び健全な発達を図るために、放送普及基本計画を定め、これに基づき必要な措置を講ずるものとする。

2 放送普及基本計画には、放送局の置局(受託国内放送にあつては、受託国内放送を行う放送局の置局及び委託放送業務)に関し、次の事項を定めるものとする。

三の四 「受託放送事業者」とは、電波法の規定により受託国内放送、受託協会国際放送又は受託内外放送(以下「受託放送」と総称する。)をする無線局の免許を受けた者をいう。

三の五 「委託放送事業者」とは、委託放送業務(電波法の規定により受託国内放送又は受託内外放送をする無線局の免許を受けた者に委託してその放送番組を放送させる業務をいう。以下同じ。)に関し、第五十二条の十三第一項の認定を受けた者をいう。

#### [以下一号追加]

三の六 「委託協会国際放送業務」とは、協会が電波法の規定により受託協会国際放送をする無線局の免許を受けた者又は受託協会国際放送をする外国の無線局を運用する者に委託してその放送番組を放送させる業務をいう。

#### [一部変更]

四 「放送番組」とは、放送をする事項(その放送が受託放送であるときは、委託して放送をさせる事項)の種類、内容、分量及び配列をいう。

[※第五号・第六号はそのまま]

#### [一部変更]

##### (放送普及基本計画)

第二条の二 郵政大臣は、放送(委託して放送をさせることを含む。次項第一号、第七条、第九条第一項第二号、第二項第五号及び第六号並びに第六項、第三十四条第一項、第五十二条の十三第一項第四号、第五十三条第一項並びに第五十三条の十二第一項において同じ。)の計画的な普及及び健全な発達を図るために、放送普及基本計画を定め、これに基づき必要な措置を講ずるものとする。

2 放送普及基本計画には、放送局の置局(受託国内放送及び受託内外放送にあつてはこれらの放送を行う放送局の置局及び委託放送業務とし、受託協会国際放送(電波法の規定による免許を受ける無線局により行われるものに限る。以下この項において同じ。)にあつては受託協会

- 二 協会の放送、学園の放送又は一般放送事業者の区分、中波放送、超短波放送、テレビジョン放送その他の放送の種類による区分その他の郵政省令で定める放送の区分、国内放送、受託国内放送、国際放送又は中継国際放送の区分ごとの同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域（以下「放送対象地域」という。）
- 三 放送対象地域ごとの放送系（同一の放送番組の放送を同時にすることのできる放送属の総体をいう。以下この号において同じ。）の数（受託国内放送に係る放送対象地域にあつては、放送系により放送することのできる放送番組の数）の目標
- 6 放送事業者（受託放送事業者及び委託放送事業者を除く。）は、その行う放送に係る放送対象地域において、当該放送があまねく受信できるように努めるものとする。

（国内放送の放送番組の編集等）

### 第三条の二

- 2 放送事業者は、テレビジョン放送の放送番組の編集に当たつては、特別な事業計画によるものを除くほか、教養番組又は教育番組並びに報道番組及び娯楽番組を設け、放送番組の相互の間の調和を保つようにしなければならない。
- 3 放送事業者は、教育番組の編集及び放送に当たつては、その放送の対象とする者が明確で、内容がその者に有益適切であり、組織的かつ継続的であるようにするとともに、その放送の計画及び内容をあらかじめ公衆が知ることができるようにならなければならない。

国際放送を行う放送局の置局及び委託協会国際放送業務とする。）に関し、次の事項を定めるものとする。

[※第一号はそのまま]

- 二 協会の放送、学園の放送又は一般放送事業者の区分、中波放送、超短波放送、テレビジョン放送その他の放送の種類による区分その他の郵政省令で定める放送の区分、国内放送、受託国内放送、国際放送、中継国際放送、受託協会国際放送又は受託内外放送の区分ごとの同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域（以下「放送対象地域」という。）

- 三 放送対象地域ごとの放送系（同一の放送番組の放送を同時にすることのできる放送属の総体をいう。以下この号において同じ。）の数（受託放送に係る放送対象地域にあつては、放送系により放送することのできる放送番組の数）の目標

[※第三項～第五項はそのまま]

一部変更

- 6 放送事業者（受託放送事業者、委託放送事業者及び委託協会国際放送業務を行う場合における協会を除く。）は、その行う放送に係る放送対象地域において、当該放送があまねく受信できるように努めるものとする。

[※見出し・第1項はそのまま]

一部変更

- 2 放送事業者は、テレビジョン放送による国内放送の放送番組の編集に当たつては、特別な事業計画によるものを除くほか、教養番組又は教育番組並びに報道番組及び娯楽番組を設け、放送番組の相互の間の調和を保つようにしなければならない。

- 3 放送事業者は、国内放送の教育番組の編集及び放送に当たつては、その放送の対象とする者が明確で、内容がその者に有益適切であり、組織的かつ継続的であるようにするとともに、その放送の計画及び内容をあらかじめ公衆が知ができるようにならなければならない。この

ればならない。この場合において、当該番組が学校向けのものであるときは、その内容が学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠するようにしなければならない。

場合において、当該番組が学校向けのものであるときは、その内容が学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠するようにしなければならない。

### 第三条の二第四項から移設

(テレビジョン多重放送の放送番組の編集)  
第三条の二の二 テレビジョン放送及びテレビジョン音声多重放送(テレビジョン放送の電波に重畳して音声その他の音響を送る放送をいう。以下同じ。)又はテレビジョン文字多重放送(テレビジョン放送の電波に重畳して文字、図形又は信号を送る放送をいう。以下同じ。)を行う放送事業者は、テレビジョン音声多重放送又はテレビジョン文字多重放送の放送番組の編集に当たつては、同時に放送されるテレビジョン放送の放送番組の内容に関連し、かつ、その内容を豊かにし、又はその効果を高めるような放送番組をできる限り多く設けるようにしなければならない。

### 一部変更

(災害の場合の放送)

第六条の二 放送事業者は、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送をするようにしなければならない。

第六条の二 放送事業者は、国内放送を行うに当たり、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送をするようにしなければならない。

### 一部変更

(目的)

第七条 協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内放送を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送を行うことを目的とする。

第七条 協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内放送を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び委託協会国際放送業務を行うことを目的とする。

[※見出し・本文・第一号・第二号はそのまま]

### 一部変更

三 国際放送及び委託協会国際放送業務

(業務)

第九条

三 国際放送を行うこと。

2

三 放送番組及びその編集上必要な資料を外国放送事業者に提供すること。

を行うこと。  
〔※第二項本文・第一号・第二号はそのまま〕

一部変更

三 放送番組及びその編集上必要な資料を外国放送事業者又は外国有線放送事業者(外国において有線放送(公衆によつて直接受信されることを目的とする有線電気通信の送信をいう。)の事業を行う者をいう。以下同じ。)に提供すること。

〔※第四号～第六号および第三項～第九項はそのまま〕

第九条の三の次に三条新設

第九条の四 (略)

第九条の五 (略)

第九条の六 (略)

第十四条

四 [※第五号へ移設]

〔※本文・第一号～第三号はそのまま〕

変更

四 委託協会国際放送業務の開始、休止及び廃止

第四号から移設

五 第三条の三第一項に規定する番組基準及び放送番組の編集に関する基本計画

第五号から移設

六 定款の変更

第六号から移設

七 第三十二条の受信契約の条項及び受信料の免除の基準

第七号から移設

八 放送債券の発行及び借入金の借入

第八号から移設

九 土地の信託

第九号から移設

十 第九条の三第一項に規定する基準

第十号から移設

十一 事業の管理及び業務の執行に関する規程

第十一号から移設

十二 役員の報酬、退職金及び交際費(いかなる名目によるかを問わずこれに類するものを含む。)

第十二号から移設

十三 その他経営委員会が特に必要と認

めた事項

(国際放送実施の命令等)

第三十三条 郵政大臣は、放送区域、放送事項その他必要な事項を指定して、協会に国際放送を行うべきことを命ずることができる。

一部変更

(国際放送等の実施の命令等)

第三十三条 郵政大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項その他必要な事項を指定して【、協会に】国際放送を行うべきことを命じ、又は委託して放送をさせる区域、委託放送事項その他必要な事項を指定して委託協会国際放送業務を行うべきことを命ずることができる。

【※第二項・第三項はそのまま】

(放送の休止及び廃止)

第四十三条

一部変更

(放送等の休止及び廃止)

第四十三条

【※第一項・第二項はそのまま】

以下一項追加

3 前二項の規定は、委託協会国際放送業務の廃止又は休止に準用する。この場合において、第一項中「十二時間以上」とあるのは、「二十四時間以上」と読み替えるものとする。

(放送番組審議会)

第四十四条の二 協会は、第三条の四第一項の審議機関として、国内放送に係る中央放送番組審議会（以下「中央審議会」という。）及び地方放送番組審議会（以下「地方審議会」という。）並びに国際放送に係る国際放送番組審議会（以下「国際審議会」という。）を置くものとする。

6 (略)

8 (略)

(広告放送の禁止)

第四十六条

一部変更

(広告放送等の禁止)

第四十六条

【※第一項・第二項はそのまま】

以下一項追加

3 前二項の規定は、協会が委託協会国際放送業務を行う場合に準用する。この場

(放送番組の編集等)  
第五十条の二 (略)

(放送番組審議機関)  
第五十一条  
3 (略)

(有料放送)

第五十二条の四 有料放送（契約により、その放送を受信することのできる受信設備を設置し、当該受信設備による受信に關し料金を支払う者によつて受信されることを目的とし、当該受信設備によらなければ受信することができないようにして行われる放送をいう。以下同じ。）を行う一般放送事業者（以下「有料放送事業者」という。）は、当該有料放送の役務の料金その他の提供条件について契約約款を定め、郵政大臣の認可を受けなければならない。当該契約約款を変更しようとするときも、同様とする。

2

二 有料放送事業者及びその受信者（有料放送事業者との間に有料放送の役務の提供を受ける契約を締結する者をいう。第五十二条の七において同じ。）の責任に関する事項が適正かつ明確に定められているものであること。

3 有料放送事業者は、第一項の認可を受けた契約約款以外の提供条件により有料放送の役務を提供してはならない。[※第四項へ移設・一部変更]

合において、第一項中「放送」とあるのは、「放送の委託」と、前項中「名称等を放送する」とあるのは「名称等の放送を委託して行わせる」と読み替えるものとする。

一部変更

(放送番組の編集等)  
第五十条の二 (略)

[※見出し・第一項・第二項はそのまま]

一部変更

3 (略)

一部変更

(有料放送)

第五十二条の四 有料放送（契約により、その放送を受信することのできる受信設備を設置し、当該受信設備による受信に關し料金を支払う者によつて受信されることを目的とし、当該受信設備によらなければ受信することができないようにして行われる放送をいう。以下同じ。）を行う一般放送事業者（以下「有料放送事業者」という。）は、その有料放送が多重放送以外の放送であるときは、国内受信者（有料放送事業者との間に国内に設置する受信設備により有料放送の役務の提供を受ける契約を締結する者をいう。以下同じ。）に提供する当該有料放送の役務の料金その他の提供条件について契約約款を定め、郵政大臣の認可を受けなければならない。当該契約約款を変更しようとするときも、同様とする。

2

[※本文・第一号はそのまま]

二 有料放送事業者及びその国内受信者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められているものであること。

[※第三号はそのまま]

変更

3 有料放送事業者は、その有料放送が多重放送であるときは、国内受信者に提供する当該有料放送の役務の料金その他の提供条件について契約約款を定め、その

4 有料放送事業者は、第一項の認可を受けた契約約款を営業所その他の事業所において公衆の見やすいように掲示しておかなければならぬ。  
〔※第五項へ移設・一部変更〕

第五十二条の五（略）

第五十二条の七（略）

（役務の提供義務等）  
第五十二条の九（略）

（役務の提供条件）  
第五十二条の十（略）

（変更命令）  
第五十二条の十一（略）

（認定）  
第五十二条の十三  
2

七（略）

実施前に、郵政大臣に届け出なければならない。当該契約約款を変更しようとするときも、同様とする。

**[第三項から移設・一部変更]**

4 有料放送事業者は、第一項の認可を受け、又は前項の規定により届け出た契約約款（以下この章において「認可契約約款等」という。）以外の提供条件により国内受信者に対し有料放送の役務を提供してはならない。

**[第四項から移設・一部変更]**

5 有料放送事業者は、認可契約約款等を国内にある営業所その他の事業所において公衆の見やすいように掲示しておかなければならぬ。

**[一部変更]**

第五十二条の五（略）

**[一部変更]**

第五十二条の七（略）

**[以下一項追加]**

2 郵政大臣は、第五十二条の七第三項の規定により届け出た契約約款に定める有料放送の役務の料金その他の提供条件が国内受信者の利益を阻害していると認めるときは、有料放送事業者に対し、当該契約約款を変更すべきことを命ずることができる。

**[一部変更]**

（役務の提供義務等）

第五十二条の九（略）

**[一部変更]**

（役務の提供条件）

第五十二条の十（略）

**[一部変更]**

（変更命令）

第五十二条の十一（略）

〔※見出し・第一項はそのまま〕

〔※第二項本文・第一号～第六号はそのまま〕

**[一部変更]**

七（略）

(委託放送事項等の変更)  
第五十二条の十七  
2 (略)

(読替規定)  
第五十二条の二十七 (略)

(受信障害対策中継放送等)  
第五十三条の九の二 (略)

(電波監理審議会への諮問)  
第五十三条の十  
二 (略)

第五十五条

二 (略)

第五十六条の二

[※第三項はそのまま]

[※見出し・第一項はそのまま]

一部変更

2 (略)

変更

(受託内外放送の放送番組の編集)

第五十二条の二十七 委託放送事業者は、受託内外放送の放送番組の編集に当たつては、国際親善及び外国との交流が損なわれるとのないよう、当該受託内外放送の放送対象地域である外国の地域の自然的経済的社会的文化的諸事情をできる限り考慮しなければならない。

第五十二条の二十七から移設・一部変更

(放送番組の編集等に関する通則等の適用)

第五十二条の二十八 (略)

以下一項追加

2 受託内外放送を委託して行わせる委託放送事業者については、当該受託内外放送を受託国内放送とみなして第三条の二、第三条の三第二項及び第六条の二の規定を適用する。この場合において、第三条の二及び第三条の三第二項中「国内放送」とあるのは「受託国内放送」と、第三条の二第三項中「放送に」とあるのは「放送の委託に」と、第六条の二中「国内放送を行う」とあるのは「受託国内放送を委託して行わせる」と、「をする」とあるのは「を委託して行わせる」と読み替えるものとする。

一部変更

(受信障害対策中継放送等)

第五十三条の九の二 (略)

[※見出し・本文・第一号はそのまま]

一部変更

二 (略)

[※第三号～第五号・第二項はそのまま]

[※本文・第一号はそのまま]

一部変更

二 (略)

[※第三号はそのまま]

[※本文はそのまま]

一 (略)	<b>一部変更</b> — (略) [※第二号～第九号はそのまま]
第五十六条の三 (略)	<b>一部変更</b> 第五十六条の三 (略)
第五十八条 (略)	<b>一部変更</b> 第五十八条 (略)

(6) 1995(平成7)年5月12日号外法律第91号【刑法の一部を改正する法律附則8条による改正】(第132回国会)(略)

(7) 1995(平成7)年5月12日号外法律第92号【第5次改正】(第132回国会)

旧	新
<p>第四条 放送事業者が真実でない事項の放送をしたという理由によつて、その放送により権利の侵害を受けた本人又はその直接関係人から、放送のあつた日から二週間以内に請求があつたときは、放送事業者は、遅滞なくその放送をした事項が真実でないかどうかを調査して、その真実でないことが判明したときは、判明した日から二日以内に、その放送をした放送設備と同等の放送設備により、相当の方法で、訂正又は取消しの放送をしなければならない。</p> <p>(放送内容についての事後措置)</p> <p>第五条 放送事業者は、政令の定めるところにより、当該放送番組の放送後三週間以内に限り、放送番組の内容を放送後において審議機関又は前条の規定による訂正若しくは取消しの放送の関係者が確認することができるよう<u>必要な措置をしなければならない。</u></p>	<p><b>一部変更</b></p> <p>第四条 放送事業者が真実でない事項の放送をしたという理由によつて、その放送により権利の侵害を受けた本人又はその直接関係人から、放送のあつた日から三箇月以内に請求があつたときは、放送事業者は、遅滞なくその放送をした事項が真実でないかどうかを調査して、その真実でないことが判明したときは、判明した日から二日以内に、その放送をした放送設備と同等の放送設備により、相当の方法で、訂正又は取消しの放送をしなければならない。</p> <p>[※第二項・第三項はそのまま]</p> <p><b>一部変更</b></p> <p>(放送番組の保存)</p> <p>第五条 放送事業者は【、政令の定めるところにより】、当該放送番組の放送後三箇月間(前条第一項の規定による訂正又は取消しの放送請求があつた放送について、その請求に係る事案が三箇月を超えて継続する場合は、六箇月を超えない範囲内において当該事案が継続する期間)は、政令で定めるところにより、放送番組の内容を放送後において審議機関又は同条の規定による訂正若しくは取消しの放送の関係者が視聴その他の方法により確認することができるように放送番組を保存しなければならない。</p>

(8) 1997(平成9)年5月21日法律第57号〔放送大学学園法の一部を改正する法律附則3項による改正〕(第140回国会)

旧	新
<p>(放送番組の編集等) 第五十条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p><b>一部変更</b> (放送番組の編集等に関する通則等の適用) <b>第五十条の二 (略)</b> <b>変更</b> <b>2 (略)</b> <b>以下一項追加</b> 3 受託内外放送を委託して行わせる場合における学園については、当該受託内外放送を受託国内放送とみなして第三条の二第一項及び第三項の規定を適用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「国内放送」とあるのは「受託国内放送」と、同項中「放送に」とあるのは「放送の委託に」と読み替えるものとする。</p> <p><b>以下二条新設</b> (放送等の休止及び廃止) 第五十条の三学園は、郵政大臣の認可を受けなければ、その放送局を廃止し、又はその放送を十二時間以上休止することができない。ただし、不可抗力による場合は、この限りでない。 2 学園は、その放送を休止したときは、前項の認可を受けた場合を除き、遅滞なくその旨を郵政大臣に届け出なければならない。 3 前二項の規定は、学園が委託放送業務を行う場合における当該委託放送業務の廃止又は休止について準用する。</p> <p>(広告放送等の禁止) 第五十条の四 学園は、他人の営業に関する広告の放送をしてはならない。 2 前項の規定は、放送番組編集上必要であつて、かつ、他人の営業に関する広告のためにするものでないと認められる場合において、著作者又は営業者の氏名又は名称等を放送することを妨げるものではない。 3 前二項の規定は、学園が委託放送業務を行う場合について準用する。この場合において、第一項中「放送」とあるのは「放送の委託」と、前項中「名称等を放</p>

(電波監理審議会への諮問) 第五十三条の十 二 (略)	[※見出し・本文・第一号はそのまま] 一部変更 二 (略) [※第三号～第五号・第二項はそのまま]
第五十五条 二 (略)	[※本文・第一号はそのまま] 一部変更 二 (略) [※第三号はそのまま]
第五十八条 (略)	一部変更 第五十八条 (略)

(9) 1997(平成9)年5月21日法律第58号〔放送法及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律1条による改正〕(第140回国会)

旧	新
(定義) 第二条	[※見出し・本文・第一号～第二号の三はそのまま] 一部変更
二の四 「超短波放送」とは、三十メガヘルツを超える周波数を使用して音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送に該当せず、かつ、他の放送の電波に重畠して行う放送でないものをいう。	二の四 「超短波放送」とは、三十メガヘルツを超える周波数を使用して音声その他の音響又はこれに伴う文字、図形その他の影像若しくは信号を送る放送であつて、テレビジョン放送に該当せず、かつ、他の放送の電波に重畠して行う放送でないものをいう。
二の五 「テレビジョン放送」とは、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像及びこれに伴う音声その他の音響を送る放送をいう。	二の五 「テレビジョン放送」とは、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像及びこれに伴う音声その他の音響、文字、図形その他の影像又は信号を送る放送をいう。
二の六 「多重放送」とは、超短波放送又はテレビジョン放送の電波に重畠して、音声その他の音響、文字、図形その他の影像又は信号を送る放送をいう。	二の六 「多重放送」とは、超短波放送又はテレビジョン放送の電波に重畠して、音声その他の音響、文字、図形その他の影像又は信号を送る放送であつて、超短波放送又はテレビジョン放送に該当しないものをいう。 [※第三号～第六号はそのまま]
(国内放送の放送番組の編集等) 第三条の二	[※見出し・第一項～第三項はそのまま] 以下一項追加

（テレビジョン多重放送の放送番組の編集）

第三条の二の二 テレビジョン放送及びテレビジョン音声多重放送（テレビジョン放送の電波に重畠して音声その他の音響を送る放送をいう。以下同じ。）又はテレビジョン文字多重放送（テレビジョン放送の電波に重畠して文字、図形又は信号を送る放送をいう。以下同じ。）を行う放送事業者は、テレビジョン音声多重放送又はテレビジョン文字多重放送の放送番組の編集に当たつては、同時に放送されるテレビジョン放送の放送番組の内容に関連し、かつ、その内容を豊かにし、又はその効果を高めるような放送番組をできる限り多く設けるようにしなければならない。

（放送番組審議機関）

第三条の四

5 放送事業者は、審議機関からの答申又は意見を放送番組に反映させるようにするため審議機関の機能の活用に努めるとともに、審議機関が第二項の規定により諮詢に応じて答申し、又は意見を述べた事項があるときは、郵政省令で定めるところにより、その概要を公表しなければならない。【※第六項へ移設・一部変更】

4 放送事業者は、テレビジョン放送による国内放送の放送番組の編集に当たつては、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像を視覚障害者に対して説明するための音声その他の音響を聞くことができる放送番組及び音声その他の音響を聴覚障害者に対して説明するための文字又は図形を見ることができる放送番組をできる限り多く設けるようにしなければならない。

削除

[※見出し・第一項～第四項はそのまま]  
変更

5 放送事業は、郵政省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を審議機関に報告しなければならない。  
一 前項の規定により講じた措置の内容  
二 第四条第一項の規定による訂正又は取消しの放送の実施状況  
三 放送番組に関して申出のあつた苦情その他の意見の概要

第五項から移設・一部変更

6 放送事業者は、審議機関からの答申又は意見を放送番組に反映させるようするため審議機関の機能の活用に努めるとともに【、審議機関が第二項の規定によ

り諮問に応じて答申し、又は意見を述べた事項があるときは】、郵政省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を公表しなければならない。

**以下二号追加**

- 一 審議機関が放送事業者の諮問に応じてした答申又は放送事業者に対して述べた意見の内容その他審議機関の議事の概要
- 二 第四項の規定により講じた措置の内容

**(業務)**

**第九条**

- 一 次に掲げる放送による国内放送を行うこと。
  - イ 中波放送
  - ロ 超短波放送
  - ハ テレビジョン放送
- 二 次に掲げる多重放送
  - (1) 超短波文字多重放送（超短波放送の電波に重畳して、文字、図形又は信号を送る放送をいう。）
  - (2) テレビジョン音声多重放送
  - (3) テレビジョン文字多重放送

**第九条の六（略）**

**(放送番組の編集等に関する通則等の適用)**

**第五十条の二（略）**

**(有料放送)**

**第五十二条の四（略）**

2

- 二 有料放送事業者及びその国内受信者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められているものであること。

**三 [※第二号へ移設]**

[※見出し・本文はそのまま]

**一部変更**

- 一 次に掲げる放送による国内放送を行うこと。
  - イ 中波放送
  - ロ 超短波放送
  - ハ テレビジョン放送
  - ニ 次に掲げる多重放送
    - (1) 超短波文字多重放送（超短波放送の電波に重畳して、文字、図形又は信号を送る多重放送をいう。）
    - (2) テレビジョン音声多重放送（テレビジョン放送の電波に重畳して、文字、図形又は信号を送る多重放送をいう。）

**一部変更**

**第九条の六（略）**

**一部変更**

**(放送番組の編集等に関する通則等の適用)**

**第五十条の二（略）**

**一部変更**

**(有料放送)**

**第五十二条の四（略）**

[※本文・第一号はそのまま]

**第三号から移設**

- 二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

**以下三項変更**

3 [※第七項へ移設]

4 [※第八項へ移設・一部変更]

5 [※第九項へ移設]

3 有料放送事業者は、その有料放送が多重放送以外の放送であり、かつ、人工衛星の無線局により行われる放送であるときは、国内受信者に提供する当該有料放送の役務の料金を定め、その実施前に、郵政大臣に届け出なければならない。当該料金を変更しようとするときも、同様とする。

4 有料放送事業者は、その有料放送が多重放送以外の放送であるときは、国内受信者に提供する当該有料放送の役務の提供条件（料金を除く。）について契約約款を定め、郵政大臣の認可を受けなければならない。当該契約約款を変更しようとするときも、同様とする。

5 郵政大臣は、前項の認可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

- 一 有料放送事業者及びその国内受信者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められているものであること。
- 二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

以下一項追加

6 第四項の規定により契約約款で定めるべき提供条件について、郵政大臣が標準契約約款を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、有料放送事業者が、標準契約約款と同一の契約約款を定めようとして又は現に定めている契約約款を標準契約約款と同一のものに変更しようとして、あらかじめその旨を郵政大臣に届け出たときは、その契約約款については、同項の認可を受けたものとみなす。

第三項から移設

7 有料放送事業者は、その有料放送が多重放送であるときは、国内受信者に提供する当該有料放送の役務の料金その他の提供条件について契約約款を定め、その実施前に、郵政大臣に届け出なければならない。当該契約約款を変更しようとするときも、同様とする。

第四項から移設・一部変更

8 有料放送事業者は、第一項の認可を受け若しくは第三項の規定により届け出た料金及び第四項の認可を受けた契約約款

〔参考〕

4 有料放送事業者は、第一項の認可を受け、又は前項の規定により届け出た契約約款（以下この章において

「認可契約約款等」という。)以外の提供条件により国内受信者に対し有料放送の役務を提供してはならない。

#### 第五十二条の七 (略)

(放送番組の編集等に関する通則等の適用)

#### 第五十二条の二十八 (略)

(電波監理審議会への諮問)

#### 第五十三条の十

二 (略)

#### 四 [※第五号へ移設]

#### 五 [※第六号へ移設]

2 前項各号(第四号を除く。)の事項のうち、電波監理審議会が軽微なものと認めるものについては、郵政大臣は、電波監理審議会に諮問しないで措置をすることができる。

#### 第五十三条の十一 (略)

又は前項の規定により届け出た契約約款(以下この章において「認可契約約款等」という。)以外の提供条件により国内受信者に対し有料放送の役務を提供してはならない。

#### 第五項から移設

9 有料放送事業者は、認可契約約款等を国内にある営業所その他の事業所において公衆の見やすいように掲示しておかなければならぬ。

#### 一部変更

#### 第五十二条の七 (略)

#### 一部変更

(放送番組の編集等に関する通則等の適用)

#### 第五十二条の二十八 (略)

[※見出し・本文・第一号はそのまま]

#### 一部変更

二 (略)

[※第三号はそのまま]

#### 変更

四 第五十二条の四第六項に規定する標準契約約款を制定し、変更し、又は廃止しようとするとき。

#### 第四号から移設

五 第五十二条の二十四第二項(委託放送業務に関する認定の取消し)又は第五十三条の七第一項(センターの指定の取消し)の規定による処分をしようとするとき。

#### 第五号から移設

六 第五十二条の十三第一項第三号(委託放送業務に関する認定の基準)の規定による郵政省令を制定し、又は変更しようとするとき。

#### 一部変更

2 前項各号(第五号を除く。)の事項のうち、電波監理審議会が軽微なものと認めるものについては、郵政大臣は、電波監理審議会に諮問しないで措置をすることができます。

#### 一部変更

#### 第五十三条の十一 (略)

第五十四条 (略)	一部変更 第五十四条 (略)
第五十五条 (略)	一部変更 第五十五条 (略)
第五十六条 (略)	一部変更 第五十六条 (略)
第五十六条の二 (略)	一部変更 第五十六条の二 (略)
第五十六条の三 (略)	一部変更 第五十六条の三 (略)
第五十八条 (略)	一部変更 第五十八条 (略)
第五十八条の二 (略)	一部変更 第五十八条の二 (略)
第五十九条 (略)	一部変更 第五十九条 (略)

(10) 1997(平成9)年6月24日号外法律第103号〔特殊法人の財務諸表等の作成及び公開の推進に関する法律61条による改正〕(第140回国会)

旧	新
<p>(業務報告の提出) 第三十八条</p> <p>3 協会は、第一項の規定により作成した業務報告書を各事務所に備えて置かなければならない。</p>	<p>一部変更 (業務報告書の提出等) [※第一項・第二項はそのまま] 変更</p> <p>3 協会は、第一項の規定による提出を行ったときは、遅滞なく、同項の書類を、各事務所に備えて置き、郵政省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。</p>
<p>(貸借対照表等の提出) 第四十条 (略)</p> <p>4 第三十八条第三項の規定は、第一項の規定により作成した財務諸表について準用する。</p>	<p>一部変更 (貸借対照表等の提出等) 第四十条 (略) [※第二項・第三項はそのまま] 変更</p> <p>4 協会は、第一項の規定による提出を行ったときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書を官報に公告し、かつ、同項の書類を、各事務所に備えて置き、郵政省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。</p>

(11) 1998(平成10)年6月3日号外法律第88号〔第6次改正〕(第142回国会)

旧	新
(定義) 第二条	[※見出し・本文・第一号～第三号はそのまま] 一部変更 三の二 「放送事業者」とは、電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の規定により放送局(受信障害対策中継放送(同法第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送をいう。以下同じ。)を行うものを除く。)の免許を受けた者、委託放送事業者及び委託協会国際放送業務を行なう場合における協会をいう。
三の五 (略)	[※第三号の三・第三号の四是そのまま] 一部変更 三の五 (略) [※第三号の六～第六号はそのまま]
(放送普及基本計画) 第二条の二 (略) 2	一部変更 (放送普及基本計画) 第二条の二 (略) [※本文・第一号はそのまま]
二 (略)	一部変更 二 (略) [※第三号・第三項～第五項はそのまま]
6 (略)	一部変更 6 (略)
(目的) 第七条 協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内放送を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び委託協会国際放送業務を行うことを目的とする。	(目的) 第七条 協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるよう に豊かで、かつ、良い放送番組による国内放送を行なう又は当該放送番組を委託して放送させるとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び委託協会国際放送業務を行うことを目的とする。
(業務) 第九条 二 [※第三号へ移設]	[※見出し・本文・第一号はそのまま] 変更 二 テレビジョン放送による委託放送業務(受託国内放送をする無線局の免許を受けた者に委託して放送番組を放送

三 [※第四号へ移設]

2

一 (略)

6 (略)

(委託協会国際放送業務の実施)

第九条の四 協会は、電波法の規定により受託協会国際放送をする無線局の免許を受けた者に委託して委託協会国際放送業務を行おうとする場合には、第五十二条の十三第一項第一号、第二号及び第五号（二からりまでに係る部分に限る。）に掲げる要件に適合していることについて、郵政大臣の認定を受けなければならぬ。

2 (略)

第九条の六 (略)

させるものに限る。以下「委託国内放送業務」という。)を行うこと。

〔第二号から移設〕

三 放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行うこと。

〔第三号から移設〕

四 国際放送及び委託協会国際放送業務を行うこと。

[※本文はそのまま]

〔一部変更〕

一 (略)

[※第二号～第六号・第三項～第五項はそのまま]

〔一部変更〕

6 (略)

[※第七項～第九項はそのまま]

〔一部変更〕

(委託国内放送業務及び委託協会国際放送業務の実施)

第九条の四 協会は、電波法の規定により受託国内放送又は受託協会国際放送をする無線局の免許を受けた者に委託して委託国内放送業務又は委託協会国際放送業務を行おうとする場合には、第五十二条の十三第一項第一号、第二号及び第五号（二からりまでに係る部分に限る。）に掲げる要件に適合していることについて、郵政大臣の認定を受けなければならない。

2 (略)

〔一部変更〕

第九条の六 (略)

〔以下一項追加〕

2 委託国内放送業務を行う場合における協会について第三条の二、第三条の三第二項及び第六条の二の規定を適用する場合においては、第三条の二及び第三条の三第二項中「国内放送」とあるのは「受託国内放送」と、第三条の二第三項中「放送に」とあるのは「放送の委託に」と、第六条の二中「国内放送を行う」とあるのは「受託国内放送を委託して行わせる」と、「をする」とあるのは「を委託して行わせる」と読み替えるものとする。

## 第十四条

四 委託協会国際放送業務の開始、  
休止及び廃止

(放送等の休止及び廃止)

## 第四十三条

3 (略)

(放送番組の編集等)

第四十四条 協会は、国内放送の放送番組の編集及び放送に当たつては、第三条の二第一項に定めるところによるほか、次の各号の定めるところによらなければならない。

一 豊かで、かつ、良い放送番組を放送することによって公衆の要望を満たすとともに文化水準の向上に寄与するように、最大の努力を払うこと。

(放送番組審議会)

## 第四十四条の二 (略)

6 (略)

8 (略)

(候補者放送)

第四十五条 協会が公選による公職の候補者に政見放送その他選挙運動に関する放送をさせた場合において、その選挙における他の候補者の請求があつたときは、同等の条件で放送をさせなければならない。

(広告放送等の禁止)

[※本文・第一号～第三号はそのまま]

## 一部変更

四 委託国内放送業務及び委託協会国際放送業務の開始、休止及び廃止

[※第五号～第一三号はそのまま]

[※見出し・第一項・第二項はそのまま]

## 一部変更

3 (略)

## 一部変更

(放送番組の編集等)

第四十四条 協会は、国内放送の放送番組の編集及び放送又は受託国内放送の放送番組の編集及び放送の委託に当たつては、第三条の二第一項に定めるところによるほか、次の各号の定めるところによらなければならない。

一 豊かで、かつ、良い放送番組を放送し又は委託して放送させることによつて公衆の要望を満たすとともに文化水準の向上に寄与するように、最大の努力を払うこと。

[※第二号・第三号・第二項～第四項はそのまま]

## 一部変更

(放送番組審議会)

## 第四十四条の二 (略)

[※第二項～第五項はそのまま]

## 一部変更

6 (略)

[※第七項はそのまま]

## 一部変更

8 (略)

## 一部変更

(候補者放送)

第四十五条 協会がその設備又は受託放送事業者の設備により、公選による公職の候補者に政見放送その他選挙運動に関する放送をさせた場合において、その選挙における他の候補者の請求があつたときは、同等の条件で放送をさせなければならない。

[※見出し・第一項・第二項はそのまま]

第四十六条  
3 (略)

(放送番組の編集等に関する通則等の適用)

第五十条の二  
2 (略)

(役務の提供義務等)  
第五十二条の九 (略)

(役務の提供条件)  
第五十二条の十

- 2 前項の提供条件は、次の各号に適合するものでなければならない。
- 一 受託放送役務の料金が業務の能率的な運営の下における原価に照らし妥当であること。
  - 二 受託放送役務の提供に関する契約の締結及び解除、受託放送役務の提供の停止並びに受託放送事業者及び委託放送事業者等の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。
  - 三 委託放送事業者等に不当な義務を課するものないこと。

[参照]

- 3 受託放送事業者は、第一項の規定により届け出た提供条件以外の提供条件により受託放送役務を提供してはならない。

(変更命令)  
第五十二条の十一 (略)

(認定)

第五十二条の十三 委託放送業務を行おうとする者は、次の各号に適合していることについて、郵政大臣の認定を受けなければならぬ。

一部変更  
3 (略)

[※見出し・第一項はそのまま]

2 (略)

[※第三項はそのまま]

一部変更  
(役務の提供義務等)  
第五十二条の九 (略)

[※見出し・第一項はそのまま]

第三項から移設・一部変更

- 2 受託放送事業者は、前項の規定により届け出た提供条件以外の提供条件により受託放送役務を提供してはならない。

一部変更  
(変更命令)  
第五十二条の十一 (略)

一部変更  
(認定)

第五十二条の十三 委託放送業務を行おうとする者（委託国内放送業務を行う場合における協会を除く。）は、次の各号に適合していることについて、郵政大臣の認定を受けなければならない。

[※第一号～第五号・第二項・第三項はそのまま]

(電波監理審議会への諮問) 第五十三条の十 二 (略)	[※見出し・本文・第一号はそのまま] 一部変更 二 (略)
五 (略)	[※第三号・第四号はそのまま] 五 (略)
第五十六条の二 八 (略) 九 (略)	[※第六号・第二項はそのまま] 一部変更 八 (略) 九 (略)
第五十八条の二 二 (略)	[※本文・第一号はそのまま] 一部変更 二 (略)

(12) 1999(平成11)年5月28日号外法律第58号〔第7次改正〕(第145回国会)

旧	新
(定義) 第二条 二の四 「超短波放送」とは、三十メガヘルツを超える周波数を使用して音声その他の音響又はこれに伴う文字、図形その他の影像若しくは信号を送る放送であつて、テレビジョン放送に該当せず、かつ、他の放送の電波に重畠して行う放送でないものをいう。 二の五 「テレビジョン放送」とは、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像及びこれに伴う音声その他の音響、文字、図形その他の影像又は信号を送る放送をいう。	[※見出し・本文・第一号～第二号の三はそのまま] 一部変更 二の四 「超短波放送」とは、三十メガヘルツを超える周波数を使用して音声その他の音響を送る放送(文字、図形その他の影像又は信号を併せ送るものを作む。)であつて、テレビジョン放送に該当せず、かつ、他の放送の電波に重畠して行う放送でないものをいう。 二の五 「テレビジョン放送」とは、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像及びこれに伴う音声その他の音響を送る放送(文字、図形その他の影像又は信号を併せ送るものを作む。)をいう。 [※第二号の六～第六号はそのまま]
(業務) 第九条 二 次に掲げる多重放送 (1) 超短波文字多重放送(超短波放送の電波に重畠して、文字、図形又は信号を送る多重放送をいう。) (2) テレビジョン文字多重放送	[※見出し・本文・第一号イ～ハはそのまま] 削除

(テレビジョン放送の電波に重畳して、文字、図形又は信号を送る多重放送いう。)

## V 関連基本文献

※紙面の関係上、単行本のみ取り上げた

### (一) 基本資料

岡村黎明『テレビの明日』岩波新書、一九九三年

桂敬一ほか編『21世紀のマスコミ 全五冊』大月書店、一九九七年

清水英夫監修『マスコミ判例六法』現代人文社、一九九九年

多チャンネル時代における視聴者と放送に関する懇談会編『放送多チャンネル時代』日刊工業新聞社、一九九七年

電通総研編『デジタル時代の放送』日刊工業新聞社、一九九四年

日外アソシエーツ編『マスコミ・ジャーナリズムの本金情報』日外アソシエーツ、一九九七年

日本民間放送連盟研究所編『デジタル放送産業の未来』東洋経済新報社、二〇〇〇年

藤竹暁『図説日本のマスマディア』日本放送出版協会、二〇〇〇年

郵政研究所編『有料放送市場の今後の展望』日本評論社、一九九七年

【二】『二世紀放送の論点』日刊工業新聞社、一九九八

読売新聞社『テレビ番組の四〇年』日本放送出版協会、一九九四年

年

### (二) 放送論概説

川竹和夫『デジタル時代の放送を考える』学文社、一九九七年

佐藤毅『日本のメディアと社会心理』新曜社、一九九五年

関口進『テレビ文化』学文社、一九九六年

田宮武『テレビ報道論』明石書店、一九九七年

津金沢聰広・田宮武編著『テレビ放送への提言』ミネルヴァ書房、一九九九年

土谷精作『放送 その過去・現在・未来』丸善、一九九五年

戸村栄子・西野泰司『テレビメディアの世界』駿河台出版社、一九九五年

(三) 放送法制度・放送行政

桑原昌宏『ニユーメディアと放送・通信法制』総合労働研究所、聞社、一九九五年

一九九三年

島崎哲彦『CATV』と『CS系放送』の発展と展望 学文社、一九九三年

【二一世紀の放送とマルチ・メディア化】学文社、一九九五年

【二一世紀の放送を展望する】学文社、一九九七年

鈴木秀美『放送の自由』信山社出版、二〇〇〇年

菅谷実・清原慶子編『通信・放送の融合 その理念と制度変容』日本評論社、一九九七年

田島泰彦ほか編『現代メディアと法』三省堂、一九九八年

地上デジタル放送懇談会編『テレビ・ラジオのデジタル進化論』クリエイト・クルーズ、一九九九年

東京大学社会情報研究所編『放送制度論のパラダイム』東京大学出版会、一九九四年

根岸毅・堀部政男編『放送・通信新時代の制度デザイン 各国の理念と実態』日本評論社、一九九七年

B-S-4後発機検討会編『B-S放送のデジタル化に向けて』クリエイト・クルーズ、一九九七年

小田桐誠『テレビ業界の舞台裏』三一新書、一九九四年

木村愛二『NHKに明日はあるか』三一書房、一九九六年

グルーープがんばれKBS『よみがえれKBS京都』つむぎ出版、一九九六年

小池正春『個人視聴率戦争』リベルタ出版、一九九七年

佐々木一朗『多チャンネル放送時代』ダイヤモンド社、一九九七年

刊工業新聞社、一九九六年

マルチメディア時代における放送の在り方に關する懇談会編『放送革命』デジタル放送がマルチメディアを拓く 日刊工業新聞

資料から読み解く日本のメディアと社会権力（第三部）資料追加編

郵政省電波監理審議会監修『衛星放送の将来ビジョン 電波監理

審議会答申『放送衛星三号後継機の段階における衛星放送の在り方』ぎょうせい、一九九三年

郵政省放送行政局監修『放送の将来展望』ぎょうせい、一九九二年

#### (四) 放送事業・実務

石井清司『NHKの内幕 痢着・赤字・ヤラセの構造』三一新書、一九九三年

稻田植輝『最新放送メディア入門』社会評論社、一九九八年

荒井宏祐『テレビメディアの経済学』創樹社、一九九五年

大下英治『知られざる土国NHK』講談社、一九九一年

小田桐誠『テレビ業界の舞台裏』三一新書、一九九四年

木村愛二『読売vSTBS』汐文社、一九九二年

ザ・テレビジョン編集部『二〇〇〇年のテレビジョン』角川書



一年

渡辺光一『テレビ国際報道』岩波新書、一九九一年

鶴木真編『客観報道』成文堂、一九九九年

テレビについて話す会『こんなテレビに誰がした』毎日新聞社、

一九九六年

日本ジャーナリスト会議編『病めるマスコミと日本』高文研、一九九五年

『マスコミの歴史責任と未来責任』高文研、一九九五年

大森幸男『放送界この二〇年（上・下）』新聞通信調査会、一九九四年

春日由三『放送史への証言』二日本放送教育協会、一九九五年

網島毅『放送史への証言』二日本放送教育協会、一九九三年

文研、一九九五年

日本弁護士連合会編『人権と報道』明石書店、二〇〇〇年

（七）情報化社会論

日本民間放送連盟研究所編『放送の自由』のために日本評論

社、一九九七年

原寿雄『ジャーナリズムは変わる』晚聲社、一九九四年

堀宏『テレビ報道』サイマル出版会、一九九四年

河村雅隆『情報社会の未来図』日本放送出版協会、一九九一年

本多勝一『マスコミがジャーナリズムか』朝日文庫、二〇〇〇年

熊谷文枝『デジタルネットワーク社会の未来』社会学からみたその光と影』ミネルヴァ書房、一九九九年

【減びゆくジャーナリズム】朝日文庫、一九九六年

メディア総合研究所『放送を市民の手に』花伝社、一九九八年

武田徹『デジタル社会論』共同通信社、一九九九年

西垣通『デジタル・ナルシス』岩波書店、一九九一年

丸山昇『報道協定』第三書館、一九九二年

橋元良明編著『映像メディアの展開と社会心理』北樹出版、一九九五年

門奈直樹『ジャーナリズムの現在』日本評論社、一九九三年

山本博『聖なるヴァーチャル・リアリティ』岩波書店、一九九五年

横田一『テレビと政治』すざわ書店、一九九五年

牧野二郎『市民力としてのインターネット』岩波書店、一九九八年

資料から読み解く日本のメディアと社会権力（第二部）資料追加編

年

三上俊治『改訂版 情報環境とニューメディア』学文社、一九九一年

八年

水野博介ほか『情報生活とメディア』北樹出版、一九九七年

川富士立夏（原作）・みなみなつみ（作画）『メディア——一九九五年一月一七日を私たちは忘れない』集英社、一九九九年

黒田典之・津金澤聰廣編著『震災の社会学——阪神淡路大震災と民衆意識』世界思想社、一九九九年

（八）テレビメディア論

荒俣宏『テレビ博物誌』小学館、一九九七年

伊藤守・藤田真文編『テレビジョン・ポリフォニー』世界思想社、一九九八年

今村庸一『映像メディアと報道』丸善、一九九六年

佐藤二雄『テレビ・メディアと日本人』すずさわ書店、一九九四年

鈴木みどり『テレビ・誰のためのメディアか』学芸書林、一九九一年

（九）その他

〇年

長山靖生『人はなぜ歴史を偽造するのか』新潮社、一九九八年

福富忠和『インターフェースの大冒険』アスキーブック出版局、二〇〇〇年

A・ブルーム著、菅野盾樹訳『アメリカン・マインドの終焉 文化と教育の危機』みすず書房、一九八八年

麻生幾『極秘捜査 警察・自衛隊の対オウム事件ファイル』文藝春秋、一九九七年

天谷直弘『世界の潮流・日本の選択 国際社会の新たな価値を求めて』P.H.P.研究所、一九九一年

新井秀雄『科学者として』幻冬舎、二〇〇〇年

見沢知廉『天皇ごっこ』第三書館、一九九五年

本澤二郎『連合の罪と罰』ぴいざる社、一九九七年

山口定・神野直彦編著『一〇一五年日本の構想』岩波書店、一〇〇〇年

山中恒『新聞は戦争を美化せよ！戦時国家情報機構史』小学館、一〇〇一年

H・ヨナス著、加藤尚武監訳『責任という原理 科学技術文明のための倫理学の試み』東信堂、一〇〇〇年

渡邊恒雄『天運天職 戦後政治の裏面史、半生、巨人軍を明かす』光文社、一九九九年

☆本「第三部資料追加編」は本誌六五号用に提出した本稿第三部の資料編の後半部である。スペース上の制約のため、六五号には第三部の「本文」と「放送法関係年表」のみで他の資料を掲載できなかつたためこうなつたが、本稿執筆において主として資料編を担当した野原仁は一〇〇一年三月末をもつて同志社大学博士後期課程新聞学専攻を満期退学し、四月一日から城西国際大学の専任講師として赴任した。しかし、同志社大学大学院に在籍した一〇〇一年二月時点での原稿の作成と提出であり、同時に、本誌の寄稿資格条件の関係で、執筆者としての肩書きは当時のままにした。野原仁は一〇〇一年四月より城西国際大学専任講師を務めている。